

〔翻訳〕

トーマス・ニッパーダイ

18世紀末から19世紀前半のドイツにおける
社会構造としての組合

Thomas Nipperdey

*Verein als soziale Struktur in Deutschland
im späten 18. und frühen 19. Jahrhundert.*

河野 眞 (訳・解説)

Japanese translation by KONO Shin

愛知大学非常勤講師

*Part-time Lecturer, Aichi University**takakons@vega.aichi.cu.jp*

目次

I. 現象	109
II. 組合形成の原因: 古い世界と新しい世界 ...	114
III. 組合、身分、階級	121
IV. 特殊化と脱特定化	130
V. 組合、社会、国家	136
VI. まとめ	148
関連する一般文献 (選択的)	149
訳注	150
[解説]	163
(略歴)	163
(本編について—訳者の関心にちなんで) ...	164

I. 現象

1765年、ハムブルクにおいて愛国協会 (Patriotische Gesellschaft) が設立された。まったく任意で拾った事例だが、社会的組織としては、(その時代の人々がもちいたさまざまな言

い方とは別に)¹⁾私たちがアソシエーションあるいはフェルアイン (Verein [訳注] 以下では組合と訳す) と呼ぶタイプであった。アソシエーションは、先ずは、人々の自由にして組織的なまとまりである。そこでは入会と退会と解散の自由がある。メンバーの法的な位置とはかかわりがなく、メンバーの法的な位置を変化させることもない。したがって、法的な意味ではメンバーの位置ではニュートラルである。詰めて言えば、各人の自由な構想をもとに何らかの特定の目的のために設立されるのである。こうした*アソシエーション (Assoziation) が、昔からの社会的組織形態すなわち座団 (Korporation) と異なるのは、それまでのものは自発的ではなく、生得と身分に規定され、生存全体に一律にかかわる組織だったことによる。そうした組織は、その成員にとっては、位置を定める法的な力をもっていたのである。それとは異なったものとしての愛国協会であるが、それが設立された時期、ドイツでは、幾つかの近似した集団の形成が起きていた。たとえばエルフルトの愛国協会として「1754年創設のエルフルト協会すなわち共通の学知のアカデミー」である²⁾。また農業協会あるいは経済協会がテューリンゲンのヴァイセンゼー (1762年) やライプツィヒ (1763年) やツェレ (1764年) で設立された。フランケン地方では1765年の「物理学・経済学協会」、アルトエッティングでは1765年の「学者協会」と1768年の「慣習学と農業の組合」、さらに1769年の「バイエルン農業経済協会」などである。さらに音楽あるいは学術・文藝協会ではハムブルクの1660年の「コレギウム・ミュージクム」³⁾、またライプツィヒでは1743年の「大コンサート」が、バイエルンでは「音楽実修協会」(1745年) が、のみならず同様の協会は他所でもつくられていた⁴⁾。1724年以来その名称が知られているライプツィヒの「ドイツ語詩歌協会」⁵⁾、ベルリンの「医学読書協会」(1764年)⁶⁾、またハノーファーでもそうしたクラブ (1752年以来)⁷⁾があり、さらにタイプからみて明らかに近代的なアソシエーション形態として1737年からはハムブルクでも全ドイツに分布す

1) ここでは „Verein“ の語を、ニュートラルかつそれ自体は政治的ではない意味でもちいる。それは1800年以後になってはじめて浸透した語法であり、また „Vereinigung“, „Gesellschaft“, „Assoziation“, „Klub“, „Orden“ 等に代わったものであった。参照, G. SCHMALZ, *Zur Geschichte des Wortes „Verein“*. In: Monatshefte für deutschen Unterricht, deutsche Sprache und Literatur, XLVII. Madson 1955, S.293–301.

2) H. HUBRIG, *Patriotische Gesellschaften*, S.44ff.

3) Herbert FREUDENTHAL, *Vereine in Hamburg*, S.110.; 他の商業都市についての近似したの動向については次を参照, G. PINTHUS, *Das Konzertleben in Deutschland*. Leipzig 1932.

4) L. BALET, *Die Verbürgerlichung der deutschen Kunst, Literatur und Musik im 19. Jahrhundert*. Leyden 1938, S.38.; G. PINTHUS, *Das Konzertleben in Deutschland* (前掲注3), S.75.

5) H. HEIMPEL, *Geschichtsvereine einst und jetzt* (1972), S.46.

6) M. STÜRZBECHER, *Zur Geschichte der ärztlichen Vereinigung in Berlin im 18. Und 19. Jahrhundert*. In: *Medizinische Mitteilungen*, 21 (1960), S.209ff.

7) K. BIEDERMANN, *Deutschland im 18. Jahrhundert*. 2, 2. 1880, S.1079.

る*フリーメイソンの支部が存在した⁸⁾。とは言え、そうした結集体の数は、この時点ではなお僅かであった。

続く1780年代には、組合(フェルアイン)の数は増え、組合は、人間の社会的関係をオーガニゼーション化し特徴づける力となった。誰であれ、この時代のドイツ史の何らかの分野に取り組むと、否応なく組合の設立と活動に出会うことになる。先ず18世紀の80年代と90年代では、営農にかかわる協会、愛国協会、読書協会で、18世紀末にはそうした読書協会は27団体に上った⁹⁾。ベルリンやハムブルクのような大都市では、音楽協会や、純然たる社交団体の最初の種類(交友クラブ、月曜クラブ、*ハーモニー協会など)ができていた。人道的な福祉組合、すなわち1792年にキールで設立された「自由意志による貧民の友の協会」や、ピエティズム(⇒p. 113)の組合設立の最初の波が起き、後者は*バーゼルの「ドイツ・キリスト教協会」が皮切りであった。そして最後に、革命の進行のなかで組織された最初の政治的グループがある。そしてこれら全ては、多数の非公式なグループ形成やサロンや《サークル》や*コーヒーの集いを背景にしている。1815年以後、特に1820年代には、藝術やコンサートや、歌唱の組合すなわち*歌唱円卓団や歌唱組合¹⁰⁾、また学者の知的社交や学問の特定の学術分野の《友だち》の組合、そして産業ごとの組合が広まりを見せた。最初の*軍人会も成立した。改革的なヒューマンイズムの動きも組合として組織へ向かい、たとえば*監獄改善組合がそうである。1840年頃には、市民のあいだでの組合形成への志向は組合熱にまで高まった¹¹⁾。ありとあらゆる市民活動が組合として組織されたのである。比較的古い組合のタイプとしては、特に社交組合・教養組合・歌唱

8) O. von GIERKE, *Genossenschaftsrecht I.* (1868), S.880.

9) また次を参照, I. JENTSCH, *Zur Geschichte des Zeitungswesens in Deutschland.* Diss. phil. Leipzig 1937. この学位論文を見ることができなかったため次の文献による。J. HABERMAS, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, S.87.; J.A. WEISS, *Über Zunftwesen und die Frage: Sind Zünfte beizubehalten oder abzuschaffen.* 1798, S.229. この文献には、一般的な教養にかかわるもの他、手仕事職人をも含めた産業工房の改善につとめる団体として199の *Societät* に言及している。

10) *Konzert musikalisch-philharmonisch* を冠した *Gesellschaft* は次の諸所が知られる。フランクフルト1808年、ミュンヘン1811年、ケルン1813年、ウィーン1813年、バムベルク1820年、ダンツィヒ1825年、ベルリン1826年、ハムブルク1828年、これについては次を参照, G. PINTHUS, *Das Konzertleben in Deutschland* (前掲注3), S.112.; ジング(歌唱)アカデミー(Singakademie)と歌唱組合(Gesangverein)については、ベルリン・ジングアカデミーが1791年からであり、特に1815年から15年間の発展がめざましい。また男声歌唱組合(Männergesangverein)についてはベルリンの歌唱円卓団(Liedertafel)が1808年、シュトゥットガルトの頌歌サークル(Liederkrantz)は1824年である。

11) 参照, FREUDENTHAL (前掲注3), S.180f.

組合が大半の地域に広がった¹²⁾。新たな状況が、新しい・非常に特化された組合の設立を促したのである。公共の課題にも、種々の組合や*学校組合、果ては国土美化組合が取り組んだ。のみならず、経済や社会に関係する集团的関心も、成立しつつある市場システムの動きのなかで組合へと組織された。その時代の人々にとっては、1840年頃の経済と産業の展開は、総じて組合の原理と結びついていた。*株式会社 (Aktiengesellschaften) すなわち《株式組合》(Actien-Verein 株式会社) は、《近代のアソシエーション精神》の産物と言ってもよかった。そして他ならぬ組合構造がその精神の成功裏の歩みを保証した。経済と科学技術の進展に資したのみならず、自由・平等・団結を裏づけ、かつ促進した¹³⁾。先鋭化する社会的課題と社会問題への公的な参加が、絶えず、新しい組合設立につながった。たとえば貧しい子供たちが学校へ通えるようにするための組合、貧しい女性が産褥にあるときに世話をする女性組合、貧しい農民のジャガイモ栽培を支援する組合、ブランデー常飲に反対する組合、片隅で暮らす貧民を支援するための女性組合、病院設立のための組合¹⁴⁾、あるいは勤労者階級の福祉のための組合、手仕事職人や徒弟や労働者の教養組合などである。それどころか、激化する社会的課題は、それにかかわるほとんど全ての同時代人にとって、アソシエーション原理すなわち組合の広がりにもっぱら委ねられていたと言ってもよかった¹⁵⁾。官憲の規制がやわらぐ陰で、政治的な組合、あるいは半政治的なしは潜在的に政治的な組合が設立され、また息を吹き返した体操組合 (⇒ p. 125 体操者, p. 143 ヤーン) や国民教育の組合も並行して盛んに結成された。ハムブルクの愛国協会の結成から80年後にあたる1845年には最初の*カトリック徒弟組合がエルバーフェルトでつくられたが、その頃になると、もはや組合の数はかぞえ切れない程になっていた。《組合の時代》¹⁶⁾である。

教会のような自前の官庁・所管構造をもつ伝統的な社会的権力にあっても、その中で、

12) ヴェルカー『国家学事典』によれば、読書・ミュージアム・ハーモニー・市民などを冠した組合 (Lese-, Museums, Harmonie und Bürgervereine usw) が1815年から非常に増加し、小都市にまで存在するようになった。参照, G. WELCKER, „Lesegesellschaften“ Staatslexikon, 9 (1840), S.709ff. 次の諸書でも同様の記述がなされている。参照, F. B. WEBER, *Handbuch der staatswirtschaftlichen Statistik un Verwaltungskunde der preußischen Monarchie*. 1840, S.210.; ほとんどあらゆる都市で幾つもの財団 (Ressource)、クラブあるいは遊技場 (Kasino) が決まったたまり場や図書室をも併せて存在した。小都市でもそうしたオーガニゼーションが少なくとも1団体はできていた。また農業関係の組合も、プロイセンでは1838年から1848年の間に88団体から382団体へ増加した。これについては次を参照, GIELKE, I, S.898.

13) 株式組合 (Aktienverein 株式会社) のイデオロギー化については例えば次の百科事典を参照, MEYERS CONVERSATIONS-LEXICON, 1 (1840), S.285f.; 株式組合については次をも参照, GIELKE, I, S.990ff.

14) 参照, B. F. G. LISCO, *Das wohlthätige Berlin*. 1846.

15) これについては後続の箇所 (S.14ff) を参照。

16) たとえばハムブルクでは、1845年に後の市長キルヒェンパウアーがこれを口にしたことはフロイデントールを参照, FREUDENTHAL (前掲注3), S.180.

あるいはそれと並んで、教会系の組合がつくられ、しかも*ピエティズムの領域を超えて広まりを見せた。たとえば*ヨーハン・ヒンリッヒ・ヴィッヘルン（1808-81）の自由キリスト教の考え方によるアソシエーションである。そうした組合は*諸々のプロテスタント若者組合におけるように内部すなわちメンバーに向けてであることもあれば、布教組合*「グスタフ・アドルフ組合」¹⁷⁾に代表されるような外部への働きを目指すこともあった。教会は、*宗派对等国家や社会の世俗化のなかで独立性を失って市民社会の一部となり、それと共にただちに市民社会の生存様式の幾分かを自らも担当するようになった。組合というオーガニゼーション・モデルもその一環であった。民衆を教会に連れ戻し、教会の自己主張を活力あらしめるべしとの一般からの高まる圧力に答えるために、教会は民衆に接近するしかなかった。それには、官庁・施設構造を薄めた組合が役立った¹⁸⁾。教会のような伝統的な社会的権力が新しいオーガニゼーション形態を取り入れたことは、組合形態の凱旋を何よりもよく証している。

市民存在には自明な組合だけでなく、組合というあり方、組合原理をも視野に入れて振り返るときには、それは近代という時代の成果として、また未来に向けた克服の土台としてポジティブに評価されてきた。1839年に「ハムブルクの歴史のための組合」¹⁹⁾が設立されたことについては《私たちの時代に特有のアソシエーション精神》という特徴づけがなされている。

一人々々ではどんなに頑張ってもできそうにもない多くのことを、力を併せて仕上げろ。その効果の程は、算術的ではなく幾何学的に高まる。

これより少し後になるが、*オットー・フォン・ギールケは、こうした現象の全体を歴史的に把握することを試みた唯一の学者であった。それにあたっては、中世史家にしてゲルマニストとしての関心もありはしたが、組合という形態の広まりが強い印象をあたえる中での試みであった。《初めは小さかったが、短期間に大きな力へと成長した近代の自由な組合》とギールケは記している。リベラリストのギールケは、組合が、政治的・精神的・社会的領域における《強力な文化発展への組合の参与》とその政治・社会的機能を非常にポジティブに評価した。その説くところでは、すなわち、近代的な生き方の一般的な進展に伴う危険性を組合は修正することになるが、それは組合の組織し改変する《生きた力》

17) 参照、GIELKE, I, S.895f.; F. SCHNABEL, *Deutsche Geschichte im 19. Jahrhundert*, 4. 1951, S.400-443.; G. UHLHORN, *Die christliche Liebestätigkeit*, 2. 1895, bes. S.699ff.; B.F.G. LISCO, *Das wohlthätige Berlin*. 1846.

18) ヴィッヘルン (WICHERN) については後段 S.32を参照。

19) 同様の多数の証言については次を参照、*Zeitschrift des Vereins für hamburgische Geschichte*, 1, (1841), S.13.

が、《民（国民・民族）の有機体》を、凝固から、延いては破局、すなわち反動と革命から護ることができるためである、と言う²⁰⁾。

かかる現象を前にして私たちはこう問おう。組合組織がこの時代に浸透したのは何故か、またそれはドイツの近代社会の形成にとってどんな意味があるのか。この問いの扱いは、個別の組合についての近代の十分な調査研究がきわめて乏しい中、試論にとどまらざるを得ない。以下では、全体の推移から幾つかの問題を選んで若干の考察を加えることから始めよう。

II. 組合形成の原因：古い世界と新しい世界

ここで話題にしている時代の組合設立ならびにその独特の目的を広く射程に置こうとするなら、モチーフ複合と目的複合を（力点に差異があると共に絡みあっている）4項目に分けるのがよさそうである。

(1) 組合の設立者の志向は、家族・身分・職業・伝統的儀式に縛られない自由な集いのなかで《気持ちに即して》楽しみに結集することにある。このモチーフは、最初期の18世紀にはなお稀であった純然たる社交の組合だけでなく、読書協会や*ミュージアム協会、また学問的な組合、音楽組合・歌唱組合、さらに職業組合においても本質的な役割を果たした²¹⁾。個々の組合グループ、すなわちフリーメイソンから*ドイツ学生団体（ブルシェンシャフト）を経て徒弟・労働者のアソシエーションまでである。それどころかこの種類の志向は、歌唱組合や歴史組合をも横断して²²⁾高まり、仲間としての結びつきや兄弟的な関係、友人どうし、さらに馬が合う集まりへの希求へと進んでいった。

(2) 組合のメンバーは、互いに《和やかに》あることを望み、またそうであるべきとされ

20) GIELKE, I, S.882f. 及び S.655. なおギールケのアソシエーション理論とその現代の組合への読み直しについては次を参照, E. W. BOECKENFOERDE, *Die deutsche verfassungsgeschichtliche Forschung im 19. Jahrhundert*. 1961, bes. S.151ff.

21) 1782年のマインツの読書協会の諸団体は、新聞を《楽しく有益な娯楽》と共に読ことができるのを目標にしていた。参照, E. W. BOECKENHEIMER, *Das öffentliche Leben in Mainz am Ende des 18. Jahrhunderts*. 1902, S.28f.; 1807年のシュトゥットガルトの博物館組合は《教養部ある男性諸氏に一般的な学問教養を促し、社交の楽しみを目的とする》結集となることが目標とされた。C. LOTTER, *Geschichte der Museums-Gesellschaft in Stuttgart*. 1907, S.31.; マンハイムの1803年に設立されたハーモニー協会 (Harmonie-Gesellschaft) は、一般的な学問教養と社交の楽しみを目標として掲げた。これについては次を参照, *Harmonie-Almanach*. 1953.; ハムブルクの1816年設立の「医師組合」は社交と学問の楽しみを結び付けていた。FREUDENTHAL, S.85.; 同じことは「ドイツの自然学者と医師の協会」(*Gesellschaft deutscher Naturforscher und Ärzte*) にも当てはまる。参照, SCHNABEL, *Deutsche Geschichte*, 4, S.196f.

22) 参照, HEIMPEL, S.45ff.

た。それは自分も共に《人間性の構築》²³⁾あるいは《幸せな気持ち》にあることを目指すからである。彼らは自己の教養を高めようとする。そこには、ドイツでは18世紀の90年代から始まった思潮の高揚も重なり、新たな理性的で啓蒙主義的な人間へと、すなわち普遍的なヒューマニティへ向かった。彼らは、新しい・世界市民的な、あるいは国民的・啓蒙主義的な意識や理想主義的な意識、あるいはロマン主義的で自由主義的な意識、さらに社会主義的な意識、要するに新しい感覚を培うことを欲し、またそこで自己を力強くし前進させることを希求した。連続的にして終結を知らないダイナミックな動きの中で自己を育成しようとの願望は、新しい集いへの欲求と同じく、新規なものであり、それを満たすための組織的な前提を準備するのが組合であると考えられた。

(3) 社交と教養の提供は組合の中でメンバーが得られる目的にとどまっているのに対して、初期の段階から、全ての組合が、また後になってもなお大多数の組合が、個々の組合を超え出る多少とも社会全体にまたがる特殊な目的をもっていた。これらの目的は総じて、共通福利や公益あるいは政治といった概念にまとめることができる。従来、*お上すなわち《御政道》が、また幾つかの座団が認識していた（あるいは認識すべきとされていた）公共的な課題である。言い換えれば、一般には公共的な関心であるような新しい課題である。またキリスト教的な課題もあり、しかも従来、教会によってはまったく手がつけられていないか、不十分にしか取り組まれなかったものであった。組合は、一般的・公共的・社会的な状況を変え、改善することをめざした。それが啓蒙の義務とされる限りでは、組合は、すでに学問によって準備されていた有益な知識を広め、ポピュラーにし、實際生活に応用して、それによって共通の利益と幸福のひろまりに資することを課題とした²⁴⁾。同種の活動は、同時に、独自の理念と価値観の宣伝、すなわち《啓蒙の原則と経験を他の市民的な関係にも伝達して広めること》²⁵⁾にも裨益した。これは、後の組合にもほぼあてはまる。ここでは、例えば啓蒙化された原則が民衆的な教養によって置き換えられたり、(政治的な組合では外に向かっても表明されたような) 共通利益の目的設定が政治的な目的設定に移行したが、その場合でも事情は似ていた。最後に境界的な事例を挙げるなら、利害関心を代弁するモチーフもここに含まれよう。そうしたモチーフによる組合もまた、公共にかかわる(言い換えれば法的・経済的・社会的) 現状の変更をめざすか、あるいは変更を拒否するかした。もっともそれは、プライベートな関心によって非常に特殊化された意味においてであった。とは言え注目すべきことに、今話題にしている時代の終わり頃になってはじめて、徐々にではあるが、競争に規定された自由な経済社会の諸条件の

23) フリーメイソンがそうであったことについては次を参照, FREUDENTHAL, S.55f.

24) ハムブルクの「愛国協会」については次の諸文献を参照, HUBRIG, S.48ff., FREUDENTHAL, S.40, 42., P.E. SCHRAMM, *Neun Generationen*. 2 Bde., 1963. 1964, bes. 1, S.275ff.

25) FREUDENTHAL, S.47.

下、組合が集団の利害関心の代弁者へと発展した。

(4) 最後に、組合の目的である。つまり組合設立のモチベーションであるが、実際の・教育的な改革でもなく、政治・社会の改変でもなく、さらに社交や教養への希求を満たすものとしては十分ではあり得ない種類がある。音楽や藝術、あるいは学問の組合が望んだのは、そこでの藝術あるいは学問に《役立つ》こと、あるいは少なくとも役立ちもすることであった。この場合は、世の中の変革ではなく、また（文化と教養は相互交流の関係にあることでは）人格の生き方やその教養化でもない。そこで何らかの客観的なものや一般的なものが社会的関係のなかで宣言され、また代表することになり、この点では新しいフォルムにある。

組合形成のここで挙げたモチーフとその希求と傾向は、明らかに新しいものであり、支配にかかわる座団組織である古い世界では満たされることはなかった。新しい希求に照応するのが、社会的オーガニゼーションの新しいタイプとしての組合であった。この仮説が当たっているなら、反省的な省察によって、古い世界の構造と新しいトレンドを反省的な省察によって、（意識されたモチーフの奥にある）組合の形成・発展の原因をさらに明らかにすることができるだろう。

アソシエーションが形成され、やがて分離していった古い世界とは、*《家一党》の世界である。個々人が誕生と身分によってそこに組み込まれており、個々人はその中において家の社会的関係をひっくり返して生きている。身分が座团的に組織される場所では、家父長の座団への帰属は義務であり、同時に特定の権利と結びついていた。座団は、複合機能的・非特化的な諸々の利害関心を束にする形成体であり、それが家と教会の外でも人間の生き方の圏域すべてを覆っている。座団の価値軸はその集団に向いており、社会全体にはかかわらない²⁶⁾。生き方の解釈は、基本的には、機構としてヒエラルヒーに組織された教会に委ねられており、人は生まれた時からそこに属している。そこでは、町村体原理あるいはアソシエーション原理がはたらいていて、したがって成員の自由なイニシアティブはまったく（あるいはほとんど）意味をなさない。《文化》は未だ一般に開かれてはいず、多かれ少なかれ特定の集団に占有されている。第一に、美術・音楽・演劇は古くからの社会的な力、すなわち教会と宮廷となお結びついており、せいぜい貴族がそこに加わる程度

26) ここで応用したタルコット・パーソンズの社会学のカテゴリーは、歴史的な分析にも有益と思われる。古く中世的な同胞体 (*Genossenschaft*) は絶対主義国家によって変化させられた。すなわちそれらを、同胞体的な絆から、私の特権者の国家によって認可されたゲマインシャフトへと、従って純粋に私法的に経済を本質とする形成体すなわち国家が関与する機関 (*Anstalt*) へと導いた（あるいはそれを目指した）。そうした機関は、18世紀の後期絶対主義のツンフトを抑える手職政策につながり、それはまたすこぶる緩慢ではあれ生活形態をも変化させることができたが、これらを目下の脈絡で解きほぐすことはあきらめるしかない。参照、GIERKE, I, S.638ff.; W. FISCHER, *Handwerksrecht und Handwerkswirtschaft um 1800*. 1955, bes. S.24-60.

であった。またそれらは代弁的な（また信奉的な）機能を帯びていた。学問は、学識者身分と身分的構造の大学と宮廷的なアカデミーの管轄であった。座団がかかわることが厳密に決められた影響領域を除いて、公共と一般性に関係するのはもっぱらお上であり、共同福利に意をもちいるのはお上であった²⁷⁾。私的なものは、公共とは本質的に切り離されており、私的なものと公共との二極性は、私的な権利と公共権利の関係において固定されていた。私人は、政治的な聯帯の内側において、公共的行動の対象としてのみ機能した。

したがって個々人は、家・座団・教会会衆と時には隣人関係をも加えて構造化された生存圏のなかで生きていた。この生存圏のなかではイニシアティヴと目的設定の可能性は極く僅かで、社交への希求が満たされるのは*紡ぎ部屋から*親方お披露目の招宴までであった。この世界では、意味は主要には感覚的なものの中で現れる。会得と行動を決めるのは儀礼（慣行）と永く持ち伝えられた習俗行事であり、反省意識ではなかった。言い換えれば、個々人は伝統の規範の中で生を営み、自己を解した。個々人の自己理解とその属している（個々人を抜け出させ個体にするはずの）集団のあいだで通常は亀裂が生じなかった。一般的には、個々人はその属している集団と相似形の生を営んでいた²⁸⁾。

自由なアソシエーションも、前代の数世紀の生き残りあるいは新規な作り物も、その世界では例外であった。一部は凝固して最小限の機能に固定していた²⁹⁾。広い世界からほとんどは浮き出たかたちの《身分》圏内、たとえば学識者の身分の圏内では、自由なアソシエーションがまばらに存在した。*国語協会がそうであるが、文通での交流の協会にとどまり、またその意義は、18世紀に国家的・宮廷的なアカデミーが形成されると共にいちじるしく後退した³⁰⁾。また身分社会のなかの非身分的な存在とも言える大学生がたとえば同郷人集団のかたちで極めてゆるやかなアソシエーションをつくっていた。市民的な音楽協会も各地でつくられた。しかしそれらも特に大きな重みをもたなかった。わずかにピエティズムの社会的な新しい形である*私宅信心集会在特にラディカルなピエティズムによって作られた以外では、*フィラデルフィア協会などが辛うじて近代的なアソシエーション形態の前身と言えるだろう。その聖性を帯びた集まりが自由意志によるからであり、そこでは、伝統と同じ繰り返しに反撥する主観が帰属の根拠としてはたらいっていたからである。言い換えれば、身分と座団と官庁とお上によって定められた世界からの最初の自

27) 国家と媒介的な支配権力との間でどのように関係ができていたかは、ここでは特に重要ではない。

28) 類型化とは言っても、ここでは強度に抽象的であることは言うまでもない。ここで取り上げている世界の構造については、オットー・ブルンナー (Otto BRUNNER) のよく知られた諸著を別にすれば、次の論著の最初の章が出色である。W. RÖSSLER, *Die Entstehung des modernen Erziehungswesens*.

29) 武藝協会 (Turniergesellschaften) や騎士同盟 (Ritterbünde) や修道騎士団 (Orden) や藝術家同胞体などの古い同胞体が沈滞をきたしていたことについては次を参照、GIELKE, I, S.866ff. これによれば、たとえば射撃ギルドあるいは射撃協会は一年に一度、射撃祭を行なうだけになっていた。

30) ギールケには個別事例が挙げられている。GIELKE, I, S.876.

立であった。とは言え、オーガニゼーションの程度は低く、また宗教心情に限定されていることによって、なおアソシエーションそのものではなかった。ピエティズムの精神ではあっても、組合と言えるものはなお先で、イギリスの（これも付け加えてよいだろうが）市民的・世俗的な範例に倣うようになった1780年以後のことである。

アソシエーション組織がドイツに浸透するのは18世紀の最後の三分の一の時期であるが、それは伝統の再生ではなく、新たなものであった。この新たな世相を見ると、家族と家・祭りとし・ツンフトと参事会・教会と（これまた硬化をきたしていた）私宅信心集会といった古い世界は、新旧のグループから沸き上がった新たな欲求すなわち社交とディスカッションの自立と共通行動をもとめる新たな欲求を満たすにはとうてい適わなかったと推測される。伝承された生活の秩序とその社会的拘束は緩み、あるいは溶解した。人々は、伝統から解き放たれた。座団からも、公共を一元的なものとしていたお上からも解き放たれた。個人化と座団脱却と解放の一聯の行程が始まった。これが組合形成の前提であり、また組合形成によって促進された。この一般的な見地は、なお突きつめる必要がある。

先ず、組合形成の前提と補足条件は、社会的ならびに精神的に見ると、理性と自律を土台とした新たな個人主義であった。言い換えれば、人間はその生を生まれついた身分の中での伝統に導かれてではもはやなく、内面に導かれて教養と能力から成る《人格の立場》を獲得しているという事実である³¹⁾。それは、家・座団・支配との結びつきに抗う個体、静止した伝統に抗って自由なイニシアティブと活動を要求するようになり、この目的を解き放ち、自由に設定したそうした目的のために他者と結びつくことができる個体である。新しい社会的希求を進展させるという目的、社交と交友のために個々人として他者と会合しようとする希求である。したがって、アソシエーションの前提は個人主義である。アソシエーションは、疑似自然的な秩序による座団のようなものとしてあるのではなく、自立した人間の自由に立脚している。そうした人間には、座団の代わりにアソシエーションが来るのでなければならない。

個人主義とアソシエーション形成との関係には、なおもう一つの観点が重要と筆者は考えている。伝統世界のすこぶる具体的かつ限定的な社会的形成体から抜け出した人間は、その出自世界から身を振りほどくや、ある種の孤立に入ってゆく。彼は、たいいていの場合、新たに、大きな抽象的な集団を座標とする。その集団に彼は帰属を感じ、集団の方は彼にロイヤリティをもとめると共に、自己の確かさと自己同一を満たす可能性を供した。人類、国家、教養ある者たち、啓蒙された者たち、心情の等しい者たち。これらの集団は直接的ではなく、現にあるのではなかった。新しい、個人を超えた目的とそうした大集団

31) 時代の言葉遣いについては次を参照、W. RÖSSLER, S.143. 総論的には次を参照、S.143ff., S.149ff.

を座標とする組合のなかではじめて、その大集団は具体的となった。またその限りにおいて、組合は、身近な古い座標集団と遠い新しい座標集団のあいだを仲介し、自由な個人の社会的関係を目に見える形につくり上げた³²⁾。

組合のオーガニゼーション原理もまた個人主義であった。人格的な意志に即し人格の独自性の赴くところ、組合に加入する自由、そして再び退会する自由である。事実として、いずれにせよある程度までにせよ、組合は、メンバーの気分に合わせて、個人の関心の変化に適合する。近代的な個人の流動性に照応するオーガニゼーションの柔軟性である。端的に言えば、座団への帰属の密度は低下し、個人に自由を得さしめたのである。

それゆえ、こうなるだろう。組合形成の前提かつ補完は、私たちが個人化と文化の市民化と呼んでもよい推移であった、と。藝術と学問は、身分的・ヒエラルヒー的社会のなかで固定していた機能からほどけ出て、それによって自由にされ、基本的には**一般の手がとどくもの**となった³³⁾。世界と人生の解釈も神学者や教会官庁や身分的な学知機関から離れ出て、非官庁人、つまり素人が取り組んでもよいようになった。この推移の中、文化は、私人の一般的関心の対象となった。そして、従来は特殊かつ占有的な営為であった文化への関りを自己のそのイニシアティブにおいてもとめるパブリック(公共・公衆)³⁴⁾が形成された。このパブリックは、藝術と学問、またとりわけ世界と人生の解釈、さらに生き方と社会をめぐる、当初は文藝や宗教批判や哲学などのメディアを通じて情報を得ていたが、やがて自からも直接ディスカッションするようになった。そうした議論は、議論する人々の自立性を示すとともに、また議論の自立性を促すことをも指し示している。パブリックによる初期の激しい議論と情報希求のためには、また擡頭する市民的な藝術・学問営為のためには、新しい、しかも私人を超えた、公的あるいは公的に近い場所が必要であった。組合はその一つとなった。

組合形成の前提ならびに補完は、それだけではない。啓蒙主義のなかで進化への市民的信仰が形成された。また機構・状況の根本的な改善と自由・教養を通じた人間の上昇への信仰も生まれた。そこではじめて他のどんな育成よりも自己形成が、ダイナミックで終わることのない動きとして市民的な生き方の本質的な目的となった。進歩への啓蒙主義に特殊な直接的な志向は後の組合では見られなくなるにしても、世界と人間の変革と変革可能性という脈絡は、目的を立てたあらゆる組合の内的な前提でありつづけた。歴史組合もまた、その過去への感覚を、世界の近代化への視点において保持あるいは育成した。組合構

32) 18世紀末に近づくに連れて大学生のあいだでアソシエーションへの傾斜が起きたことも、この仮説によって、従来よりも適切に把握できよう。

33) これが当てはまるのは、まずは演劇・コンサート・ミュージアムであった。これについては次を参照、L. BALET, *Die Verbürgerlichung der deutschen Kunst. Literatur und Musik im 18. Jahrhundert*. 1938.

34) HABERMAS, *Strukturwandel*, S.49ff.

造の柔軟性は、個人が計画的あるいは意図せずに組み込まれる近代の社会的推移のダイナミズムに組合が併せることを可能にした。ここで取り上げている時代の終わり頃、に社会の流動性がたかまり、既存の差異が平準化し、新たなものが創られたとき、組合の多様性は、形をとりつつあり変化しつつもあった諸々のグループとその利害関心の多様性と照応した。

かくしてアソシエーションは、公的な働きかけと共通の幸福を目的とした。従来は古い権力、とりわけ国家の領分であった活動領域でも自己を主張した。アソシエーション形成は、国家というお上からの解放の始まりと照応していた。

最後に指摘しておくべきこととして、国家は、啓蒙的絶対主義を境にアソシエーション形成の一聯の前提をつくり、それによってこの動きを促していた。国家は、臣民的なものの単一化を推し進め、ある程度まで個人の法的平等を実現した。国家はまた既存の座団を押し退け、特に改革期には（少なくともプロイセンでは）座団を廃止した。これらによって国家は個人化過程を促進し、それによってアソシエーションへのトレンドをつくっていた。さらに、私人の権利と公共の権利の峻別は、個人による自由でアソシエーション的で既存の座団的ではないオーガニゼーションを可能にした。*プロイセンでは一般ラント法において認可留保が削除されたことが、アソシエーションに（制限付きではあれ）法的な展開を可能にした。

まとめて言えば、こういう仮説になるだろう。結社（組合）の擡頭と人格を基礎にした国家の擡頭とは相い照らす現象であった、と。もとより組合は、市民社会の単純な帰結でもなければ原因でもない。しかしその一要素であり、市民社会が興隆する兆票にして、初期には一ファクターとして、市民社会の一層の形成にポジティブに作用し促進力となった。その発展とドイツにおける特殊性にかかわる経済的・社会的・政治的・精神的＝宗教的な原因を問うのは、ここでは措くしかない。アソシエーション形成の初期段階では、経済的な要因はさしたる役割を果たさなかった。最初期のアソシエーションは、徹頭徹尾、《理想的な目的のためのアソシエーション》であった³⁵⁾。すなわち啓蒙主義の新しい自己理解と新しい文化的・社会的・実践的要望から生まれた理想的な目的であり、ちなみに、ここでの新しい自己理解について言えば、知的な層序の生成には経済のファクターがはたらいた面があるものの、自己理解そのものとなると、ドイツでは経済的な面から説明されることはついぞなかった。組合形成に経済的ファクターが大きな重みをもつのは、脱座団と流動性において社会が変化をきたしていた19世紀の第二三半世紀まで待たねばならない。

組合組織と市民的世界とが照応関係にあるとのテーゼ、すなわち市民社会の一要素としての組合というテーゼは、なお仮説にとどまっている。イギリスでは、アソシエーション

35) GIELKE, I, S.882.

組織は、前近代世界に遡る永い伝統に立っていることは明らかである。市民的世界の勃興に省察を繰り広げた一聯の理論家たち、ルソーやフランス革命期の論争家の多く、さらにカントやフィヒテも、組合組織にはネガティブな姿勢をとっていた。そもそも結社の自由は、フランス革命の古典的な基本権には含まれていない。フランスでのアソシエーション組織の発展は、ドイツとは違った成り行きをみせ、その意味もドイツは同じではなかった。組合と社会とを単純に揃えて見てしまいがちだが、市民社会・組合組織・国家の三者の関係はずっと込み入っている。それについては以下で概観しようと思う。実際、19世紀の40年代には、《市民(ブルジョワ)》ではないグループ、たとえば教会の、保守的な、さらにプロレタリアートのオーガニゼーションもつくられており、しかもそれは組合の形式であった。しかしそうした異分子があったとしても、観察者の前には組合組織と市民的社会の相互関係がそびえ立つ。

以下では、18世紀と19世紀の社会構造史にとっての組合組織という現象がもつ重みを、特に先に挙げた三者の相関が市民社会にとってももつ意味をより詳しく検討しようと思う。これによって、先にふれた仮説とその問題性をさらに細かく解明したい。

III. 組合、身分、階級

以下では、先ず組合、身分、階級に注目し、それによって、身分社会から階級社会への移行のなかでの組合の役割を検討する。ドイツでアソシエーション形成を進行させた層は、啓蒙化された市民であった。教養をそなえた薄い層であり、伝統的なブルジョワとは一線を劃した《市民的な人々》であった³⁶⁾。貴族層は、家族・座団・宮廷・軍隊などにおいて幾重にも結びついており、独自のアソシエーションを作る必要がなかった。市民とのアソシエーション的なつながりへの希求も起きなかった。貴族は、独自の身分として自立していた。したがってアソシエーションの形成に向かったのは市民層であった。しかもそのアソシエーションは、志向においても実際においても身分秩序の原理に敢然と反対する方向にあった。啓蒙化された《市民的な人々》にとって、基準は独り啓蒙化と非啓蒙化の差異であった。しかしそこに《属し》、メンバーとすることを決める基準は最高度の啓蒙化であった³⁷⁾。身分に即した格差に抗う市民層のパトスはそこに根拠をもっていた。加入の自由の原則はどのアソシエーションにもあてはまった。すなわち誰もが属することがで

36) 参照, Percy Ernst SCHRAMM, *Hamburg, Deutschland und die Welt* (1.Auflage!). 1943, S.35ff. これと並んで《新しい世代》については先注 25) 参照; ハムブルクの「愛国協会」の設立は基本的には産業に関わらない人々によってであった。RREUDENTAHL, S.35.

37) 次の論者の見解を参照, R. STADELMANN – W. FISCHER, *Die Bildungswelt des Deutschen Handwerkers um 1800*. 1955, S.55.

きる原則である。たしかに教養と能力という特定の前提を土台にしていたが、生まれや身分には縛られなかった。アソシエーションのメンバーのあいだでの協力やディスカッションにとって、社会的立場は決定的ではなく、大事なものは《ただただ人間的であること》だった³⁸⁾。

社会的帰属性と社会的ランクのこの新しい規定は、先ずは、身分的に区分された特権的な貴族制に向けられ、またその限りでは革命的な性格を帯びた。もっとも、市民的な上昇志向と貴族社会の内部でみとめられようとする願望もそこにははたらいていた。アソシエーションの中で貴族の誰彼が、ヒューマニティと教養という新しい土台に立って市民的なメンバーと同じランクで共にある場合、従って市民的な価値システムを受け入れている場合は、ともかくも市民性の勝利と言ってもよいだろう。またこの局面では、フリーメイソンのたまり場が意味をもった。市民と貴族を一つにした最初の大きなアソシエーションはそれであった³⁹⁾。新しいヒューマニティというエートスとテロス（目的）に照らして、この*修道団の成員は自分が人間であることをかみしめた。彼らは高揚し、また儀式として自分たちを兄弟と呼び、それによって仲間内では未来の社会を思い描こうとした。市民と貴族を一つにしたものでは、他にも、後期啓蒙主義に独特の文藝的・美学的あるいは学問に規定された協会もあった。そうした協会の中で行なわれたディスカッションは、貴族制的宮廷や教会による（厳密ではないにせよ）文化占有に終止符を打ち、その点では市民層が貴族から分離する媒体となった。が、同時にまた政治的には影響力を失った教養ある貴族と教養ある市民層とを仲介した。これらの組合のなかでは、貴族のメンバーは、自明とされるようになった市民的な付き合いのスタイルや市民的モラルである平等に自己を合わせねばならなかった⁴⁰⁾。哲学・政治の議論や政治実践のディスカッションの分野では、身分を超えたそうした協力関係が広がった。たとえば*ベルリンの水曜協会や*美德同盟では貴族と市民出の将校や官吏や文人が一緒に仕事をしていたことを考えあわせればよい。同じような動きは、18世紀の実践的な協会の重要なグループにも当てはまる。《合理的な農業経営》を旗印にした幾つかの農業・経済協会もそうで、そこでは貴族の地主と市民で

38) 参照, HABERMAS, *Strukturwandel der Öffentlichkeit*, S.49.

39) イギリスでは „Noblemen“ や „Gentlemen“ と称された。R. KOSSELLECK, *Kritik und Krise*. 1959, S.57. ドイツでは、フリーメイソンも革命的な傾向は強くはなかった。また英仏に較べて、貴族の関与が強くみられた。社会史的な基本に照らしても、それは変わらない。

40) 参照, HABERMAS, S.49.; BIEDERMANN, *Deutschland im 18. Jahrhundert 2*, 2. S.1075. これによれば、諸々の文人協会は、《時代精神の赴くところ》、《諸身分の相互接近の手立て》とみなされた、と言う。これに関連してはハノーファーについては次を参照, E. BODEMANN, J. G. ZIMMERMANN, 1878, S.46f.; オルデンブルクについて次を参照, G. JANSEN, *Aus vergangener Tagen. Oldenburgs literarische und gesellschaftliche Zustände während des Zeitraums von 1773 bis 1811*. 1877, S.90.; これは《先行例》にもあてはまることは次を参照, E. MANHEIM, *Die Träger der öffentlichen Meinung*. Wien 1923, S.83. ここでは、国語協会について、《同等ではない人々のなかで平等と社会性が重要》との引用がなされている。

ある官有地借り受け人、牧師、市民でも官吏と一緒に仕事に携わった。

もちろん、ピエティズムを別にして、組合に場所を占めていたのは基本的には官吏やアカデミックな教養人に属している市民的な層であった。彼らが貴族と共に、19世紀初めの官僚制の君主制国家を特徴づける新しい上層をかたちづくった。たしかに、市民と貴族の関係では、客観的にみて革命的なまでに変化をもたらす等質化の作用もありはしたが、そうした関係は1815年を境に低調になった。農業関係や教会関係の組合におけるように、貴族と市民的な人々との共同作業が一般的であったところでは、長い目で見ると、共同作業は、新しい自己理解からよりも、むしろ貴族の義務から生成した。貴族の社会的・政治的に権力をもつ立場が新たに固定され、これが行動のあり方にも影響した。イギリスをモデルにすると、貴族と市民層の部分的な協力は、貴族の側が新しい何かになることにもつながったはずだが、現実には、むしろ市民上層が封建的な方向に走ることを結果した。そうは言っても、貴族が市民的・国家市民的な社会に組み込まれてゆき、めざましい程度にまで《市民化》したのには組合組織が寄与するところが大きかった⁴¹⁾。

アソシエーションのなかでは同じく身分制に抗う方向としてもう一つのトレンドが見られ、歴史を動かす力ではこちらの方が大きかった。一口に市民と言っても、さまざまなグループから成っていた。職業も多岐に渡っていた。経済活動のグループもあれば、アカデミックな学知にかかわるグループ、公務員、さらに自由業のグループもあった。市民的な人々から市民そのものにまでの広がりであるが、それらの人々が組合に集合したことによって、新しい市民層が構成されたのである。客観的には法的・社会的な次元にして（少数の自由都市を除けば）抽象的な概念であった市民が、組合の中で直接的で生きた具体的な現実となった。そこで先ず起きたのは、市民という共通の生き方の形式の形成であった⁴²⁾。

組合の中で現実となった社会的な平等は、社会全体にとって、新しい共通した市民層の意味で統合的な作用をおよぼした。これは、ずっと後の歴史家の整理にとどまらず、すでに同時代人の確認していたところでもあった。組合設立と組合活動にかんするあらゆる報告、とりわけ初期のそれらにおいて強調されるのは、ここでは人々は多様な身分や職業、さまざまな社会的グループ、さまざまな階級、さまざまな経験と世界認識ながら、にも拘らず集合したことである。そこに、こうした結集の特別の価値があるとされた。人々は、《多様な身分・年齢・職種 of 賢明な人々との近いきずなを通して、友情・愛国・有益な知識や経験の相互伝達によって結びつく》ことを欲した。《学知に富んだ階級や商人階級

41) 1848年までは、多くの貴族が音楽組合や歌唱組合のメンバーであったことについては次を参照、STAUDINGER, *Individuum und Gemeinschaft*, S.60, 90.

42) 組合は当初は都市に限定されていた。農業経営の組合も、初期には農民のメンバーがほとんどいなかった。農民の組合の出発点の事情については次を参照、M. ERDMANN, *Die verfassungspolitischen Funktionen*, S.46f.

の教養ある男女の》結社を築くことがめざされ、また学問や藝術や手仕事のゲストを呼ぶことも試み有られた⁴³⁾。1800年から1802年にかけて企劃された協会については、こう言われる。その中では、《理性的な自由と平等の法則に照らせば……ランクも貴顕も身分も言い立てられることなく、ヒューマニティと洗練が守り神になるだろう》、と⁴⁴⁾。

*ヴィルヘルム・レスラー⁴⁵⁾は、*カール・アウグスト・ヴァルンハーゲン・フォン・エンゼ(1785-1858)の記録をもとにして、ここで追及され実現されるものについて《働く者の集い》の概念を挙げた。その言わんとするのは、さまざまな分野の世間・人生経験、世間智・人生智を交わして互いに知見を高め、より普遍的な見地を得るようにつとめ、身分や職業から来る差異を均すことであった。そうした観念に沿った組合のなかで、メンバーは教養人・愛国者、また実際の課題と共通の目的に等しく関心をもつ者として、共通性のある一つのグループへとまとまってゆく。組合の目的がもっと特殊な場合、たとえば藝術や上古史の愛好家あるいは産業にいそむ者が組織へと集まる場合でも、その効果は同じである。さまざまなグループが集まって成長し、また共通の知識を教養として得るのである。それどころか、組合の目的が仕事にかかわる集いではなく、むしろ特定の目的を立てていなかったり、遊びや消閑の集いであつたりする場合ですら、異なったグループどうしが混じり合うことが志向された⁴⁶⁾。

ここで取り上げている二つのトレンド、アンチ貴族性と汎市民性が多少とも等しい特徴をもつとすれば、他面では、組合の発展のなかでは一種のエリート性がはたらいていたことも看過すべきではない。最初の組合創設者たちは、まずは啓蒙主義の虜となった狭い層序からの輩出であつた。メンバーになる前提が教養と教養への関心であるときには、それに属することになる者の範囲は限定された。理性の涵養は新しいエリートの証明書であつた。理念に照らせば、それによって限定や階層との結びつきもあり得ない。教養は原理的には誰にも開かれており、その点では普遍的だからである。組合は、一般的な立場の組合でありつづけた。しかし実際には、早い時期の組合は、閉鎖的ではないにせよ、市民的な上層に限定された⁴⁷⁾。身分的な区分の代わりに、新たな教養面の区分が入って来て、その区分は19世紀初めには明らかに意識的に固定された。ある種の厳格な組合では、たとえば毎週あるいは毎月決まって集まることをまもっている場合、またそれが一般性を志向し

43) FREUDENTHAL, S.61f. この箇所の愛国協会の記述を参照。

44) FREUDENTHAL, S.53. 協会の一般的状況：

45) W. ROESSLER, *Die Entstehung des modernen Erziehungswesens*, S.194ff., 216ff., 402, 411.

46) 職種のなかでもその成員が活動を共にしない種類、アカデミックな諸分野や自由業などに従事する人々が社交と学識の組合を形成した。大学生のオーガニゼーションと似たような展開がみとめられる。身分的世界に属している村落的かつ特定宗派のオーガニゼーションは、心情にかかわる定款をもつ信徒団(Orden)や《一般性》を志向するプルシェンシャフトに取って代わられた。

47) ハムブルクについては次を参照, FREUDENTHAL, S.459f.

ている組合であれば、メンバーの関心はライフスタイルの特定の同質性へと進んでゆく。メンバーとしての寄与にある種のハードルがあり、メンバー受け入れにもシステムがある場合、たとえば推薦やバロタグを経るなどの場合は、それによってこの同質性が確かなものになる。だからと言って、アソシエーションの原理である加入の自由が基本的には制約されるわけではないが、実際には制約はかなり大きくなる。そうした排他性が組合に入ってくると、特に大都市では、近似したあるいはそっくりのタイプの組合が新しく設立される。特に一般的な社交や教養の組合の場合、またミュージアム組合(⇒p. 114)やハーモニー組合(⇒p. 111)がそうである⁴⁸⁾。ミュージアム組合のタイプは教養に力点を置いており、また*カジノ倶楽部は上層に傾き、社交に重点があるタイプである合唱組合は中流に向いている⁴⁹⁾。さらに特定の教養を前提とする社会層にのみ開かれている一聯の組合がある。また他方では、社会組合や福祉組合のように、特定の資産と収入のメンバーによって維持されるものもあった。さらに、社会的には非常に混成的な、経済教育の方向の組合では、当然にもその始まりの段階では公務員や教員や生産に従事する人々の間の落差による差異を組み込んでいた。まとめて言えば、資産と教養によって構造化された階級社会の進展に応じて、組合組織のなかでも、階級の層序が入り込んだ。特に大ブルジョワである教養市民と小市民の開きが生じ、それが、当初は共通して市民的であった要請や組合の共通した市民的機能に変化をもたらした。

こうした階級分岐への傾向(時にはそれはエリート的な傾向とも重なったが)と並んで、もちろん《デモクラシー》の趨勢も起きた。それは、とりわけ階級の枠に重きを置かない組合、あるいは意識して階級の枠に反撥する組合、あるいは上の階級に背を向けることを宣言する組合においてであった。すでに前段階やフランス革命時代でも、読書協会やその他の教養組合は手仕事職人をメンバーに受け入れていた⁵⁰⁾。*体操者(トゥルナー)は、国民的・デモクラシー的かつ全民衆層を包括する平等の運動であることをめざした。それを彼らは、同じ特殊な服装を着け、互いの呼びかけを《Du》で統一することによって強

48) シュトゥットガルトでは、1807年の「ミュージアム協会」(Museums-Gesellschaft)と並んで、1823年に結成された中流身分の「市民協会」(Bürgergesellschaft)が1831年に「市民ミュージアム」(Bürgermuseum)と改称されたのは事情をよく映している。これについては次を参照、C. LOTTER, *Geschichte der Museums-gesellschaft in Stuttgart*. 1907, S.41.; またハムブルクにおいて時には排他的な動きと新設が起きたことについては次を参照、H. FREUDENTHAL, S.459.; 《民衆的》な歌唱組合のなかですら同じような社会的分節が起きていたこと、その低地ライン地方のやや大きめの諸都市の動向については次を参照、H. BLOMMEN, *Anfänge und Entwicklung des Männerchorwesens*, S.188.

49) H. SCHMITT, *Das Vereinsleben der Stadt Weinheim*, S.11 u. öfter.; F. BALSER, *Die Anfänge der Erwachsenenbildung*, S.51.

50) STADELMANN – FISCHER (前掲注39), S.16f.; J. S. WEISS, *Über Zunftwesen und die Frage* (前掲注9), 1798, S.229. ここでは、手仕事職人が参加あるいは基準にまでなっているソサエティ (Sozietäten) とし199団体に触れられている。その関係の細部は目下は不明である。

調するという試みをおこなった。もっとも1819年以前には、そのメンバーとなったのは、基本的にはアカデミカー、学生、学校生徒だけであった。ピエティズムのグループも、特に布教組合を中心に、すべての階級を出自とするメンバーをまとめていた。

こうした傾向にあり、またそれをも超えたのが、1820年代以後の歌唱組合、とりわけ男声歌唱組合であった⁵¹⁾。これらは、民衆のリベラリズムの意味において意識的に民衆のあらゆる部分を受け入れた。布教組合と並んで、村落部の民衆をも併せた初めての動きであり、しかも全民衆を一種デモクラシー的な集いへと導き、かつまとめたのだった⁵²⁾。音楽という媒体においてあらゆる層が顔を合わせ、しかも組合に集まっていた活動は音楽に限定されず、意識的に一般的な社交や政治的な面へも広げられた。かくして歌唱者の大きな祭典はリベラリズムを標榜して、身分の区分も階級の枠も突破した全民衆のデモンストレーションとなった。これらの祭典で強調されたのも正にそれであった。《歌唱者のサークルの中ではいかなる身分の枠も区分になってはいけない》、これは1827年の*プロッヒンゲンにおける歌謡祭の合言葉であった⁵³⁾。それは1845年の*エッケルンフェルデでの祭典でも、またもや強調された。《すべての身分は……形によってもレットテルによっても区分されず、都会人は村落民のもとにあり、両者のあいだには貴族もおれば……貴賤もあり、公務員も下働きもいる》⁵⁴⁾。同時代人の文化史家*オットー・エルベンは、組合の国民政治的な性格と並べて、この社会的・社交的、民衆的、一口に言えば全ての民衆を包含する性格を特筆した。

1840年頃に結成された体操組合も、特に南ドイツとザクセン地方では、手仕事職人や下層者や《小市民》層を併せていた。それらは民衆的なオーガニゼーションへと発展し、一部は市民全体の性格を、一部は小市民的な性格を帯びた。似たような動きは、再生した射撃組合にも言えるだろう⁵⁵⁾。

51) この点では先ず挙げられるのは南ドイツで広まった歌唱サークル (Liderkranz) であるが、それは、音楽に関係した集団の早い形態としては、ツェルターに始まる歌唱円卓団 (Liedertafel) よりも拘束性が強くなかったからである。しかし北ドイツの歌唱円卓団の諸団体も後にはすこぶる民衆的になっていった。石工の親方の息子であったツェルターやツェルターの友人の数人の経歴を見れば、音楽組合の社会的意義は一目瞭然である。

52) 参照、O. ELBEN, *Die volkstümliche Männergesang*, passim.; STAUDINGER, S.79. ここでは社会的混合としてマンハイムの一例が挙げらる。それによると、貴族から一般の職人や下級の公務員までであり、その組合の場合は解散はようやく1848年以後であった。歌唱組合の歴史に関する他の文献にも多数の事例がみとめられる。H. SCHMITT, *Vereinsleben*, S.27. ここで言及されるヴァインハイムの歌唱組合は1842年に一人の学校教師によって創設され、商人や教養ある市民層の他、手仕事職人をも併せていた。

53) O. ELBEN, S.58.

54) STAUDINGER, S.68f.

55) 三月前期における規模の大きな民衆的な組合の種類の場合、市民層総体の性格と小市民的な性格の差異や両者の暫層性を厳密に把握するには、新たな調査研究を待たねばならない。

1840年代については、一般に《デモクラシー化》の波に注目することができる。上層から始まった組合運動はすでに途方もなく広がり、ポピュラーになっていた。民衆の全ての部分が組合に活動のフィールドを見出した。古くからの組合は、総じて、すべての層からの加入の意志のある者に門戸を開いていることと組合サークルのなかでは平等が支配していることを強調した⁵⁶⁾。新しい、たいていは半ば政治的な設立、とりわけラディカルな傾向のある組合、たとえばローベルト・ブルーム (⇒p. 144) によるザクセンの祖国組合などは、すべての社会層に顔を向けた。これらの組合は、一部では、全市民的な要求を放棄し、その代わりに、有産・教養の上層に抗うアソシエーションとして下位の諸層に自己確認と相互理解の可能性を供した。ラディカルな知識人の影響を受けて、組合は、市民的上層が排他的であることを言い立てる機関となった。したがって、組合運動におけるデモクラシー的・同質的な傾向は、リベラルな意味では全民衆を、すなわち主に自営業者・資産家・小資産家を意味し、またラディカルな意味では下位の民衆を射程においた。1840年代の組合では民衆諸層の区分か、それとも統合と各層の団結か、という相反する傾向がからみあっていたが、これについては後に検討を加えたい。政治的ならびに社会的営為の相互関係の分析、たとえば1848年の革命におけるそれであるが、そうした研究の成果は多大の意義がある。労働者組合の形成もまた、この二重の関係に入ってくる。リベラリストたちは、彼らがそれにかかわる場合で言えば、アソシエーションの形成によって社会的課題を解決しようとした。保守派もまた類似の考え方を示した。プロテスタント教会系の*V. A. フーバー (1800-69) や*シュタール (1802-61)、あるいはカトリック教会系の理論家、たとえば*バーダー (1765-1841) や*ブース (1803-78) や*コルピング (1813-65) である。もっとも彼らのアソシエーションには座团的要素がなお多く混じってはいた。アソシエーションあるいは《相互扶助のための協会づくり》⁵⁷⁾は、貧民問題やプロレタリアート問題に直面したときの処方箋にして治療薬であった。たとえば*ヨハネス・ファラッティ

56) 参照, FREUDENTHAL, S.18f.; またマンハイムのハーモニー協会では次のように謳われていた。《一般の市民生活における格式および関係はここでは無用であり、全ての成員は同等のランクをもつ。いかなるセレモニーも肩書慾も、満足と文化に奉仕する我らが広間には入り来たることあるべからず》。参照, STAUDINGER, S.62.; 次をも参照, F. B. WEBER, *Handbuch der staatswissenschaftlichen Statistik der preussischen Monarchie*. 1840, S.210. ここでは、ほとんど全ての都市での社交組合について次のコメントがなされている。《諸身分が大幅に自由に混在しているのが通例である》。なお先に取り上げた社会的分節化にこれがどう関係するかは、個々の事例について検討する必要がある。さらに、株式組合 ([訳注] 株式会社) のイデオロギー化においても、ここで取り上げた観点が一定の役割を果たしている。当時の百科事典には《株式組合》は《すべての身分の統一の所産》(Vereinigungsprodukte aller Stände) とある。参照, MEYERS LEXIKON von 1840, 1, S.285.

57) K. BIEDERMANN, *Unsere Gegenwart und Zukunft*. 2, 1856, S.209.

(1809-55) は1844年にこう記した⁵⁸⁾。

組合という形態は、共通感覚の真正の学校である。歴史が我々にあたえた治療薬であり、自由な感覚で傷をなおし、また我々の社会的オーガニゼーションが間違いなく悩んでいる孔をふさいでくれる。フランス革命によって身分の差異と座団が完膚なきまでに押し退けられてしまった穴の修復である。それゆえ、我々の願いはこうなるだろう。プロレタリアートは組合をという道をたどることによって労働者身分へと自己をつくってほしい、ということだ。

*フリードリヒ・ハルコルト（〔訳注〕1793-1880ルールの父とよばれた企業家・社会福祉家）はこのプログラムを最大限にまで拡大して、そうした組合の力強い代弁者となった⁵⁹⁾。

揺り籠から墓場まで。

労働者の人生の歩みに終生より添い、その歩みを人間的なものにするものとしての組合である。座団的でお上の社会に抗して勃興したりベラルな社会に従い共に担うアソシエーション原理もまた、その社会から生まれる社会的難問や矛盾や困窮を克服できる原理でなければならないとされた。すなわち社会の自己治癒の原理であるべきとされた。個人主義的なプライベートな自助の原則が、アソシエーション的・同胞体的に組織された自助によって、資本家ではない層にも敷衍することができ、それによって経済的・社会的弱者にリベラルな社会の長所を供し得ると人々は信じた。また弱者が自己の自由を認識することができ、その孤立や絶望を克服することができようと言うのであった。

58) J. FALLATI, *Das Vereinswesen als Mittel zur Sittigugn der Fabrikarbeiter*. In: *Zeitschrift für gesamte Staatswissenschaft*. 1884, S.745.; ブース (Buß) やコルピング (Kolping) が時々もちいる《身分》(Stand) の語は、ここでは前代の身分社会の意味ではない。これについては次を参照, S. R. SCHNEIDER, *Das Problem der Zeit und dessen Lösung durch die Assoziation*. 1834.; DERS., *Der Provinzialverein für das Wohl der arbeitenden Klassen*. In: *Westfälisches Dampfboot*, 1 (1845), S.14. この組合の志向は次のような感情に導かれていた。《分裂と憎悪に換えてアソシエーションと愛を》。ハルコルトの《下位の諸階級の文明と解放》についてのコメントは次を参照, HARKORT, *Bemerkungen über die Hindernisse der Civilisation und Emanzipation der unteren Klassen*. 1844.; DERS., *Die Vereine zur Hebung der unteren Volkklassen nebst Bemerkungen über den Centralverein in Berlin*. 1845.; また概括的には次の文献を参照, J. KÖSTER, *Der rheinische Frühleberalismus und die soziale Frage*. 1938.; H. STEIN, *Pauperismus und Assoziation*. In: *International Review for Social History*, 1 (1936), S.1-20. シュタインは、《アソシエーションというマイクロコスモス》は、学問と政治におけるその時代の人々のホビーであったと見ている。併せてシュタインは、社会的困窮を解消するために1815年に設立された救難組合 (Hilfsvereine) や同胞体をも取り上げている。

59) STEIN (前掲注58), S.60.

理論家たちの目的は、手仕事の徒弟や生成しつつあった労働者たちを独自のオーガニゼーションによってリベラルな社会に参画させることであつた。階級利害を十分に理解した上での調和を信じて、彼らは、プロレタリアートを脱プロレタリアート化と労働者（アルバイター）階級という新しい身分にすることがかなうなら、社会的課題は解決されると望見した。この理念を現実にするために、市民と労働者や手仕事の徒弟と合体させるオーガニゼーションが設立された。たとえばケルンに所在する各種のグループのなかに「働く階級の福祉のための組合」が存在することが願望された。ケルンでは、リベラルな商人や企業家たちが*『ライン新聞』の青年ヘーゲル学派の知識人たちと活動を共にしており、組合のなかでの労働者のメンバー群やその共同作業が階級の混ぜ合わせの作用を果たすことによって身分の平準を見せていた⁶⁰⁾。特に、そこで設立された労働者・職人（および徒弟）組合は、これらのグループの教養と自助活動に資することが目指され、そこでは大学教授・公務員・教師などの市民と一緒に活動した⁶¹⁾。

もっとラディカルなグループもあり、たとえばベルリンでは弁護士や文筆家たちが、他ならぬ市民的でリベラルな社会に抗うかたちで下位諸層の力を流動化させることをもくろんだ。それは、これらの諸層のなかで生成した傾向に沿っていた。と言うのは、リベラリストたちは、新たに出来つつあった階級を自己と聯繫させ、オーガニゼーションによって強化し市民的でリベラルな社会に統合することを志向したが、それは勢い新たな階級の豁然とした自立へ進んだからである。またそうなるやこの階級は、リベラリストとその階級調和のイデオロギーに刃向かい、遂には手仕事の徒弟や労働者のオーガニゼーションは自己の階層の解放をめざす結集体になっていった⁶²⁾。組合は、この意味では、もはやリベラリストたちが目標にしたような階級社会の対立の緩和にはならず、むしろこれらの階級の独自の組織となった。階級社会の発展は、新しい階級が組合あるいは《アソシエーション》形成による自己主張と解放を必然的にしたのである。もちろん、この新しい《デモクラシーの》階級的オーガニゼーションのなかにも、諸階級を包含した協力活動の特殊な形

60) KÖSTER (前掲注58), S.73. ケルンのグループの綱領によると、その願意は《あらゆる社会的地位と職能の人々が直接的に交流する良き影響が作用するための機関》たることに存した。

61) ハムの「労働者教養組合」(Arbeiterbildungsverein) については次を参照, H. LAUFENBERG, *Geschichte der Arbeiterbewegung in Hamburg, Altona und Umgegend*, I. 1911, S.90ff.; プレーメンの労働者組合「前進」(Vorwärts) については次を参照, U. BÖTTCHER, *Anfänge und Entwicklung der Arbeiterbewegung in Bremen vor der Revolution 1848 bis zur Aufhebung des Sozialistengesetzes 1890*. 1953, S.29ff.; ベルリンの労働者組合については次を参照, R. HAENCHEN, *Zur revolutionären Unterwühlung Berlins vor den Märztagen des Jahres 1848*. In: *Forschungen zur Brandenburgischen und Preußischen Geschichte*, 55 (1944), S.83-114, bes. S.97f. STADELMANN - FISCHER (前掲注39), S.218.; ハムブルクについてはやはりフロイデンタールを参照, FREUDENTHAL, S.143f.

62) これについては次を参照, STEIN (前掲注58), *passim*. および HAENCHEN (前掲注61), a. a. O. また組合諸団体の政治化については後者の次の箇所を参照, S.30ff.

態が保持されはした。労働者と市民知識人のあいだの協力活動などである。

社会的な階層区分にとっての組合運動の意義は、また別の観点から考察してみなくてはならず、ここでは示唆する程度にとどめたい。外観からは、組合の活動は、市民が公的な営みにおいて受ける社会的ランクに影響を及ぼした。市民層が後に自己管理と政治において役割を果たすことになるその能力を培ったのは、組合のなか、とりわけ組合の指導部においてであった、と推測するのは難くない。たとえば19世紀半ばのビーレフェルトはこれまでに調査がされた数少ない都市の一つであるが、これを例にとると、その時代には市議会議員は特定の諸々の組合と特にその指導部に名前を連ねているのが通例で、しかもそれは候補者の段階ですでにそうであった⁶³⁾。組合は、市民階層のなかで政治的にアクティブで指導的な層が形成されるための土台になっていたと思われる。

総じて、組合は、社会の脱座団化と市民化の過程に、それどころか新しい市民階層の構築にも本質的に関係していた。組合の中および組合と共に、主に教養によって特定される幾つかの層へと新たな区分が進行した。市場社会と階級社会が形成される中、同時に、非市民的な諸階層も独自のアソシエーション形成へと促された。しかし、この分化過程と並行して、1840年代には、際立ってデモクラシー的で社会リベラリズムでもある傾向が起き、国民の一体性と調和を階級包括的なオーガニゼーションとしての組合のなかでもそれを実現することが目標となった。この観点の下、市民社会の興隆と区分化の推移には組合もその一翼になった。

IV. 特殊化と脱特定化

次に、組合の歴史のなかでの目覚ましい現象に注目したい。それは特殊化の進行で、これもまた市民的世界の展開に特徴的である。初期の組合は、概して、特殊化をきたしてはいなかった。一般的な組合が優勢で、たとえば読書協会や愛国協会、あるいはフリーメイソン支部である。組合のモチーフと目標は、座団におけるのとは異なり、基本的には特殊化を遂げてはおらず、むしろ生き方の一般性に向いていた。教養は、通常、非特殊化と解され、それは新しい解釈における文化のメディアの中での自己理解であった。実際の目標設定にあたっては、愛国協会がそうであるように、たいいてい目標は複数であった。先ずは教養・学問の涵養・社交・共通利益の実践が、直接的か間接的かはともかく、ほとんど常に束になっていた。啓蒙主義のアソシエーションに共通した民衆教化の志向に端的に見られるものだが、そこでは文化的・教育的・実践的観点、知見、有益な応用がまとまりになっ

63) W. HOFMANN, *Die Bielefelder Stadtverordneten. Ein Beitrag zu bürgerlicher Selbstverwaltung und sozialem Wandel 1850–1914*. 1964, S.134.; また次を参照, Wilhelm MOMMSEN, *Johannes Miquel. I.* Stuttgart 1928.

ていた⁶⁴。

特殊化をきたしていない組合組織、また組合がしばしば複数の課題と関心を束ねていた事実という点で特徴的なのは、アソシエーションの名称には《と(=及び)》あるいはハイフン(邦訳ではナカグロ等)あるいは集合概念がよく見られることである。数例を挙げるなら、シレジアで1803年に設立された「自然研究と産業の協会」は、1810年以後は、さまざまな学問分野・藝術・科学技術、さらに藝術と産業の展示をも併せて11のセクションを設けた⁶⁵。また「農業と自然・国土学を推進するための帝国・王国メーレン＝シレジア協会」あるいは1779年設立の「諸学のためのオーバーラウジッツ協会」は、歴史・自然科学・産業および工業技術をひとつにまとめていた⁶⁶。アルトマルクで1836年につくられた「祖国の産業と歴史のための組合」、同じく1836年のヴェストファーレン地方アーハウスの「文化・産業・風紀のための組合」、さらにベルリンやブレスラウにおける全ての学問を念頭においた「知識慾協会」もそうである⁶⁷。トリーアの「有益な研究のための協会」⁶⁸、また諸々の《哲学・医学協会》、同じく諸々の《歴史と自然史のための協会》や《祖国上古の研究と祖国の古文物保存のための協会》⁶⁹、あるいは「美德同盟」(⇒p. 122)のような結社は「良俗的学問組合」を名乗ることもあった。

本来の意味での一般的な組合、すなわち社交、読書、教養などの組合は、その一般性を強調してプログラムに掲げることが多かった。結社は、労働世界にあえいでいる人間のそうした特殊化に対してバランスを供した。古いツunft的＝身分的な労働分割と特殊化された世界の一面性と制限性の代わりに、世界・生きる経験・教養・人格の普遍性を意義あらしめるのである。これが《仕事をする社交》の意味するところであった⁷⁰。社交と実際活動の他者との交流のなかではじめて個人の人格の地平から全体へと拡大し、また共同作業のなかではじめて同じ心情をもちつつも差異ある者どうしが交流を遂げて全体へと歩みを進める。しかし同時に、啓蒙主義を超えて前進する正にその時に人々が見せたのが、職能・能力社会の新たな特殊化に背を向ける抗いであった。ここでも、働く者の社交が、真

64) 先述(S.6)を参照；またハムの愛国協会はこの意味で、学問的成果の実際生活への応用を志向した。すなわち《啓蒙主義の原則とそれによる経験を……他の市民的諸関係に伝達し広めること》である。FREUDENTHAL, S.40, 47.

65) WEBER, *Handbuch* (56), S.186f.; この「自然研究と産業の協会」(naturforschende und Industriegesellschaft) は元は1771年に愛国協会として設立されていた。次を参照, GIERKE I, S.896f.

66) 参照, HEIMPEL

67) WEBER, *Handbuch* (前掲注56), S.186.

68) STEIN (前掲注58), S.48.; HEIMPEL, S.48.

69) HEIMPEL, S.48.; F. SCHNABEL, *Der Ursprung der Vaterländischen Studien*. In: *Blätter für deutsche Landesgeschichte*, 88 (1951), S.4-27.

70) 先述の箇所(S.16)を参照；また次をも参照, ROESSLER, S.217など頻出

正の、すなわち普遍的な人間性を実現することに寄与したのである⁷¹⁾。自己形成の一面性は教養の普遍性に向き合うべし、という1800年頃のドイツ文化に作用力を強めつつあったコンセプトは、また組合運動のコンセプトでもあった。組合は、相互作用の原理と自己が分有する一般性の座標軸を携えてこの一般的教養に貢献した。自分の職能では専門的でありつつ、また教養ある素人、これが組合メンバーの本来のタイプであった。教養、働く者の社交、それが活動して共通有益へと作用する。これがブルジョワとしての人間が人間(ホモ)らしくあるべく仲立ちする。言い換えれば、市民の世界経験に個人主義とヒューマニズムの理想が文化をメディアとして仲立ちされるのである。

1800年頃には、特殊化の問題に対応する別の行き方もあり、それはそれで後に組合のあり方に浸透した。初期ロマン主義の社交の理論では、一面性の克服が主要なテーマであった。そこでは、個体のヒューマニティは、散文的な生き方にある市民の人格の対立物とされた。教養とヒューマニティは、目的を束縛されない社交のなかで、すなわち《理性的で互いに教養を磨く人間どうしの自由な付き合いのなかで》⁷²⁾自己を実現するとされた。市民的存在の交換でも組み込みでもなく、むしろ市民の実存や職業の散文的必然性と拘束性から離れることが理想であった。会話において出逢うのは市民ではなく、自己自律の個人と個人であり、それがより《より完全へと交流する》⁷³⁾のである。人間的な普遍性は、市民的存在の分割された局面に対立するものとして、ヒューマニティは市民的存在の制約に抗して重みをもってくる。個体の教養は、市民の実存によってはぎとられており、そのため共通利益にいそしむことで置き換えられるかの観がある。ブルジョワと人間そのもの(ホモ)は重なってはならず、人間そのものであるにはブルジョワを締め出し克服することがもとめられる。似たようなことは若き*ヴィルヘルム・フォン・フムボルトにもあてはまる。フムボルトにとっては、組合のなかではじめて、個性が実践強迫と有益命題による疎外にさらされることなく十全の(言い換えれば調和のとれた)展開へといたるのであった⁷⁴⁾。これらの理論は、当初、市民的な組合活動と社交にとって大きくは作用しなかった

71) それゆえ従って、専門組合のなかには、人間的な集いが特別の役割を果たしている例が散見される。たとえば「ドイツ自然科学者・医師協会」(Gesellschaft deutscher Naturforscher und Ärzte)がそうである。参照、SCHNABEL, *Deutsche Geschichte* (前掲注17) 3, S.197.; またベルリンの「自然科学・医療学協会」の場合、1810年にその目的は、相互の教示によって知見の幅を広げるだけでなく、《気分転換の遊楽と活気をあたえ合うことを、ことさら強要ではなくおこなうこと》、また《人間は学問に埋没するのではなく、純粋に人間的に(……すなわち役所風ではなく……)仲間と共有する》ことにある、とされた。参照、*Satzung der Gesellschaft für Natur- und Heilkunde 1810*. 1851, S.1, 10.

72) F. SCHLEIERMACHER, *Versuch einer Theorie des geselligen Betragens*. In: *Deutsche Literatur in Entwicklungsreihen, Romantik*, hg. v. P. KLUCKHOHN, 4, S.85. S.196f.

73) SCHLEIERMACHER, a. a. .O., 1, S.89.

74) W. v. HUMBOLDT, *Ideen zu einem Versuch die Grenzen der Wirksamkeit des Staats zu bestimmen*. In: *Gesammelte Schriften*, 1 (1903), S.97–254, bes. 143f., 200.; また次を参照、F. MÜLLER, *Korporations*, S.174ff., 228.

が、他の諸原因から入ってきた展開への理論的な弾みになった。筆者がここで考えているのは、文化の特殊空間に起きた分解で、これはビーダーマイヤー期〔訳注〕三月前期〕以来、市民の生き方を強く特徴づけていたものだが、またここで再び取り上げている特殊化の問題にも非常に重要と思われる。これを理解するために、もう少し詳しく見る必要がある。

周知のように、文化をその自律性に委ねることと文化の市民化が赴くところ、独自活動と議論と事業を通じた文化とその所産への関与が市民生活の本質的要素となった。教養市民は文化と文化の《価値》を自己の指針とし、また文化の地平で生き方を解釈した。生きる感覚は、文化の刻印を得たのである。文化にかかわる営為は人々の日常を光あるものとした。歌唱者は、感動的な信念の次には、《より高次の》高貴な世界の照り返しを浴びた。文化は、市民生活の一部になったのである。それゆえ文化あるいは学問に関係する組合は、正にそれらしい動きを見せた。文化・学問への組合の感性と関与を、学術的ないしはセミ学術的な教化活動や藝術活動（収集・展示・博物館・藝術制作・出版）によって、より一般の人々のあいだに、すなわち常に不特定なものである公衆のあいだに喚起し育成しようとしたのである。『ブロックハウス百科事典』の1845年版の記述によると、藝術組合は、《藝術を広く一般に仲介し》、また《藝術を人間が生きることとの融和に》着手した⁷⁵⁾。関心を寄せた多くの人々による組合の設立は、伝統的な束縛から解放された文化を、社会すなわち市民社会との新たな関係に置きなおした。たとえば藝術組合は、藝術家たちがその果たしていた（身分や権威などを）代弁する機能が崩れた後、注文がなく寂寥をかこつ危険に見舞われていたのを、市民社会につなぎ渡すことによって、彼らに宮廷やアカデミーを離れた市民社会のなかに居場所をつくり、市民的な藝術公開のオーガニゼーションを通して一般の人々がかかわることをうながした⁷⁶⁾。

こうした文化・藝術・学問のデモクラシー化と市民化の流れのなかでその役割を担ったのは、市民的文化の本来の正統的な代表者ではなく、組合のかたちでオーガニゼーションをもった半可通たちであった。愛好家・通人・収集家・関心のある者・藝術や古物や自然の友・教養はあるもののアカデミックな教養までには至らない素人、これらの人々が、藝術組合や多様な学術組合の活動を特徴づけた⁷⁷⁾。

75) 《実績のある藝術家の活動とその作品の一般への広まりを介して》藝術を《現実的な促進》すること、というのが、ハムブルクの藝術組合が1820年に掲げた目標であった。参照、FREUDENTHAL, S.87.

76) ミュンヘンについて次の文献を参照、B.F. PECHT, *Geschichte der Münchner Kunst im 19. Jahrhundert*. 1888, S.91f.

77) ベルリンについては、1773年の「自然研究友の会」(Gesellschaft naturforschender Freunde) について次を参照、GIERKE, I, S.897.; 藝術家と通人との協働について次を参照、K. BROMMENSCHENKEL, *Berliner Kunst- und Künstlervereine des 19. Jahrhunderts*. Diss. phil. Masch. Berlin 1942, passim.; 音楽組合については次を参照、STAUDINGER, S.60.; 歴史組合については次を参照、HEIMPEL, S.54ff.

学問や藝術との取り組みは、これらの素人にとって、人生において特別の意味をもち、自分のイニシアティブと活動空間の重要な部分であった。しかし文化への関与・文化への参劃の密度が高くなればなるほど、一般の生き方からの乖離も進んだ。19世紀には、文化のなかでの生き方、文化と共にある生き方は、労働と政治という障地と並ぶ人生における独特の《障地》となった。折しも、労働時間と並行して、新たな時間の種類である市民的な余暇が出現した。それまでの余暇は、職業や家の活動によって、また漫然とした遊びの集いによって、最広義での政治である《諸事》に関わることによって、あるいは教会の関係などで埋められていただけでなく、教養や、文化への目標を伴わない臨場や、(直接的には実践の性格からはずれた)真面目な活動によっても埋められていた。しかし今や、文化はそれ自体のためにある何ものかになった。文化は生きること一般から析出され、同時に生きることに並ぶものとなった。人間の活動に分化が起きたのである。

こうした推移に、組合は特別な関りをもち、またその推移によって大きく影響された。モチーフの総体から《文化的な》組合モチーフが分かれ出るのは、ようやく1815年以後であった。藝術や学問の組合は、独自のタイプになっていった。それらは文化の特定の領域にかかわり、またその特定の知見を前提とした。そして、教養・文化・共通の有益を追求する啓蒙主義の伝統から少しずつ乖離した。この展開において、たしかに文化への回帰すなわち非政治的な審美・藝術崇拜あるいは学問への帰依への立ち戻りが可能になり、またそれは19世紀の市民層の二つの重要な姿勢であった。しかし筆者の見るところでは、特殊な生の世界としての文化とのその領域への傾斜、またそれに照応する新規な組合あるいは組合の改造を諦めと脱政治化と解するのは適切ではない。それは一つには、たとえば歌唱組合のなかでみられたような(これについては後にふれるが)政治化と潜在的政治化が早晩そうした聯関をもう一度強めることになるからである。二つ目として、組合における文化的活動の特殊化があったとて、組合のメンバーが幅の広い関心をもっていなかったわけではない。メンバーが複数の組合に属してそうした関心を養っていることが否定されるわけでもない。伝記資料などから知られることだが、個々人や特定のグループについても多様な領域や活動を結び合わせる生き方の総体が展開し得たはずであり、そこを見れば事態が明るみに出る。多様な組合という形で関心が枝分かれしたからとて、生きること自体の分岐や一面化とびったり重なるわけではなかった。三つ目に、少なくともプログラムの文化的活動、辺地としての文化は、人間の生きる全体のなかに組み込まれた。市民的世界のなかの文化の自立性は、補完的かつ代償的な意味をもった。すなわち、近代の経済的・政治的な生き方である*活動的生活と能力原理の支配に対して、観想的な生活はもはや古い世界の諸形式のなかでは存在し得ず、そのため新しい形式をとる他なかった。この形式が文化の独自・独立性であった。かくして目的から自由になった文化が、人間の生き方に入ってきた。

しかしこの相対性にもかかわらず押さえおくべきこととして、組合に組織された文化的活動は19世紀前半では、それに先立つ時期に較べて、他の人間的活動から区別される度合いが強く、また組合自体も多様なグループに分かれていた。

文化という特殊空間の成立は、生き方と組合組織の強まる一方の特殊化の枠内にあり、またそれに枠付けられた。《文化にもとめるものが具体性に沿ってますます分岐すること》、関心と目的、さらに踏み込むに連れて高まるものごとの複合性、そして《諸個人の文化的関心における個人的差異の増大》⁷⁸⁾、これは関与における密着度の違いとオーガニゼーション可能性の増加（組合も正にそうである）から生じたものだが、これらが、経済的・社会的関心の分節と特定の関心・目的の細分化や組合組織の特定化の高まりを助長し、またその方向での広まりを有利にした。

学問的な関心、科学技術への関心、国民教育への関心、社会的な関心、改革された関心、これらの組織化は、もはや一般的な組合ではなく、特殊性を帯びた組合においてなされるようになった。そうした特殊化は、古い組合から枝分かれによることもあれば、新たな設立によることもあった⁷⁹⁾。一般的な社交の組合やクラブや人々の集合のなかでは、出発点の教養志向に対して、社交はそれまた独立へと動いたと考えられる。またそうした関心の方向に沿った組合も、それまた、新規な設立や既存の組合からの分岐によって特殊化をきたした。

共通した有益性に主眼をおいた組合や、学校設立や福祉のための組合、貯蓄組合、さらに多種多様な個別プロジェクトのための特殊組合が分立し、さらに、学者の組合でも、学問の分化に合わせた個別組合がその動きに加わった⁸⁰⁾。

こうした特殊化が一般的動向となったことに照応するのは、先にふれたような文化の分野で起きていた細分化の進行である。もっとも、そうは言っても、ある程度の普遍性、殊に潜在的な政治化は、多くの組合に保持された。具体的な目標への参画と一般的な社交や政治的な目標設定との結びつきは、1840年代の特殊目的に向けた組合にもなお特徴的にみとめられた。逆に、かなり政治性が強く一般的な方向の組合が却って組合活動としては

78) Max WEBER, *Rechtssoziologie*. 1960, S.164.

79) 産業の育成までも併せることがあった一般性の強い組合に代わって学術組合や歴史組合が出現したことについては次を参照, HEIMPEL, S.47.; そのハムブルクでの動向については次を参照, FREUDENTHAL, S.42f., 154f., 182ff. ここで話題にしてきた愛国協会からも次々に新しい組合が分立した。ハムブルクでもリユベックでも、たとえば歴史組合がそうであった。

80) 歴史組合の関係では HEIMPEL が明らかにするように、1822年に設立された「ドイツ自然科学者・医師協会」(*Gesellschaft deutscher Naturforscher und Ärzte*) では早くも1828年には歴史部門が設けられた。SCHNABEL, *Deutsche Geschichte* (前掲注17) 3, S.197. 学識者協会の場合を見ると、おもむろにはあれ、オーガニゼーションのなかで作業分割と専門化が進行し、徐々に、素人や通人が市民的・学術的組合の代表者から後退し、それぞれの分野の専門家がそれに代わった。これについては次をも参照, HEIMPEL, S.54.

特殊性を帯びた形態（歌唱、教養、社交）を保つてもいた⁸¹⁾。

学問と文化の分野での取り組み方の分離は市民社会を規定しているものでもあるが、そのなかで、一面では個々人の可能性の細分化がおきた。と共に他面では、誰もが全体にかかわるような自由な参加ができるようになった限りでは可能性は拡大した。この特殊化と脱特定化は、市民社会ならびに近代社会一般のなかで進行する二つの相反する動きと言ってもよいだろう。そして両者は、組合組織の展開に反映されている。のみならず、この二面的な動向が組合組織の発展によって裏付けされ、それどころか促進された。もっとも、今取り上げている時代の終わり頃には、特殊化と脱特定化の関係はなお固定してはいなかった。

V. 組合、社会、国家

最後に、組合と国家の関係、また組合と政治の関係をとり上げる。この関係は、市民社会の構造にとって特別な意味を持つからである。

組合に先ずもとめられるのは、家や個々人の家政を超えた私的な活動の空間、また国家に束縛されず国家に対して自立的になり得る活動空間である。国家の後見と座团的規制から解放された個人的自由空間へのリベラルな要求は、個体とそれに共通なものとして組織された自由空間の組み合わせにもあてはまった。この自由空間は、18世紀の組合設立にさいしては総じて非政治的と解された。形式的には、組合は、その活動から政治を排除している。

しかし事実としては、組合は、かなり政治的な意味をもっていた。組合の中でプライベートと言ってもよい次元であつまる諸個人がディスカッションすると、やはり公的な意見のファクターに近づき、それによって少なくとも疑似公共性となる。彼らが国家と教会の独占体制に疑義を呈するのは、これまで問題がないとされてきたことがらを問題にしたからである。特に社会と国家のことがらをめぐる彼らの議論は、いわばリベラル哲学の物の見方においてであった。公共道徳や、公的な最善にかかわる機構や原則を議論し、それにあたっては、自己の理性の正しさを確かにするような公的な力を要求することにもなる。彼らがつくるのは、共生について公共的に考える場、一口に言えばプライベートな

81) これが見られたのは、たとえば1840年代の労働者組合である。専門化した組合が公共的な活動に参加した端的な事例は、1840年代に体操組合が各地で自主的な消防団を設立したことが挙げられよう。これについては次を参照、H. SCHMITT, *Vereinsleben*, S.12.; 一般的に市民的な組合がどんな機能をもっていたか、またそうした一般的な性格とその重みが、専門化が進行するなかでどう変化したかは、個別研究を待たなければならない。

公共性である⁸²⁾。理論に限定したプライベートなディスカッションは、こうして政治に転換し、意識形成の過程を通じてだけでも、ディスカッションは政治的ウィルスとも言うべき伝染性を帯びる。哲学・道徳のディスカッションのような見たところ非政治的な空間も、政治を代替する空間であり、政治的改革の弘布や着手にとって直接的な大きな意義をもった⁸³⁾。少なくとも、国家市民として政治性が問題とされたエポックでは、組合におけるプライベートな論議は政治的な意味をもった。フリーメイソン支部や読書協会がそうであり、結社でもベルリンの水曜協会では、一般ラント法の草案をめぐって*カール・ゴットリープ・スヴァレツとのディスカッションも行われた。ディスカッションを通じて組合は、国家とは無縁な空間から再び国家の領域へ延びていった。

それと共に、国家にかかわる行為とプライベートな行為の境界もずれてきた。組合は、自己に属する活動フィールドを絶えず広げ、それによって私人の活動の幅を増々大きくした。殊に地方自治体の領域や、社会教育や学校教育や民衆教育や経済教育の分野では組合は共通利益のために活動し、それによって、公共や《愛国》の問題をプライベートな領域に引き入れ、あるいはそうした諸懸案にかかわった⁸⁴⁾。それによって間接的には、共通福祉やその他の公共事項への関与をめぐる国家あるいはお上の占有に異論を呈した。たしかにここで問題にされたのは公共の福祉という限定された分野であった。構造問題あるいは具体的な決定にかかわるものであっても、枢要の政治問題は、組合の活動範囲からは除かれた。しかし境界は相対的であり、変化が寄り集まれば構造的な変革にも作用した。公的な分野における市民的営為と国家的営為との境界が組合の活動によって流動した事実は特に重要である。公共性への組合のこうした伸長は、同時に個人の国家からの解放を促した。組合は、公的な分野における市民の自発的活動の学校となった。

この前提からは、国家のなかで決定を直接的に共にすること、すなわち政治的な意志形成を多少ともめざす政治的な組合も成立した。したがって一番目には、政治そのものにかかわる組合が存在した。しかし二番目に、初期の職業・関心にかかわる聯合もそこに加わる。薬剤師・出版業者・医師・農業経営者などの組織で、そこでは国家から自由に自助努力を行なう姿勢から、国家の行為に対する影響力も培われた。

82) 参照, HABERMAS, *Strukturwandel*, bes. S.38ff., 49.

83) 概括的には次を参照, R. KOSELLECK, *Kritik und Krise*, bes. S.81ff.; フリーメイソンについては次を参照, Georg KRÜNITZ, *Oeconomische Encyclopädie oder allgemeines System der Staats-, Stadt, Haus- und Landwirtschaft*, 15, S.61.; FREY - MÄURER, S.63ff.; なおクリューニッツ (KRÜNITZ) の言によれば、フリーメイソンは《モラルという暴力 (!) にすがって逃亡した》。

84) 見たところまったくプライベートな藝術組合も公共的な藝術保存に参画して、藝術家と官庁との仲介や公共的な藝術事業にプライベートに資金を提供したりした。K. K. EBERLEIN, *Geschichte des Kunstverein für Rheinlande und Westfalen 1829-1929*, 1929, bes. S.8ff.; DERS., *100 Jahre Sächsischer Kunstverein 1828-1928*, 1928, たとえば S.191.

したがって組合と国家の関係は、私人のイニシアティブによるリベラルで国家から自由な側面と国家との共同作業をもとめる側面の二面性の中で推移した。リベラルな目標設定と構築的デモクラシーの目標の二極と言ってもよい。組合存在は、先ずは、ヘーゲルの言う《欲求の体系》に、すなわち国家から分離した市民社会に属している。しかし組合の中で個人が一般的なものを自己の目標設定に組みこむことによって、客観的には彼らは、欲求の体系をすでに超えて、国家に対してもはや単純にネガティブであるだけでなく、国家に対立するだけではなかった。

今挙げた仮説は、組合と国家のあいだの具体的な関係を見ることによって裏付けられよう。この関係は、両者の側ともに、あいまいさが目立つ。第一に、組合は決して国家に対立しているわけではない。それも、組合が公共の次元で活動している場合にも、あるいはまたそういう場合だからこそそう言えるだろう。事實は、組合は、国家に対して補完的・相互交替的な関係に立っていた。諸々の愛国協会や早く設立された結社は、国家の側に与し、どこでもその補完となり、下支えることを欲した。国家の施設や活動が十分ではないところでは、どこであれ鼓舞することを心掛けた。市民的な関心は、国家の関心に対抗するようなものではなかった⁸⁵⁾。《自由な市民結社》であったハムブルクの愛国協会は1792年に、国家に《肝要にして有用たること、世人の通常思ふところをはるかに超ゆる》と謳った⁸⁶⁾。

私人なれば、国の直接には検査もしくは試みることに適はざりし数多のことも、議論し検査し試みんとす。また隠るるに任せたる恐れある数多のことにつき、是正と教示に耳傾けんとす。

あるいは、これとはまた違った例を選ぶと、少々後になるが、自由な《キリスト教アソシエーション》を率いた保守的な論客ヴィツヒェルン(⇒p. 113)は、国家と教会と組合を*民衆教会の三幅対と見なした。組合の中での俗人の活動は、国家と(教会官庁)機構の活動を補完し、その不足、すなわち社会国家への流れや単なる行政あるいはただの博愛主義を代替するべきとされた⁸⁷⁾。

他面で、国家は広範な諸分野で長期にわたって、組合組織の弾みとなり、あるいは組合のとの協同もおこなった。後期啓蒙主義の国家は、文化的・慈善的社会的活動的・教育的・《有益の》活動への広い分野を開き、市民的結社のイニシアティブをうながした。むしろそれ

85) 貧民へのケアでは最も古いオーガニゼーションの諸団体については次を参照, E. GRABER, *Kiel und die Gesellschaft freiwilliger Armenfreunde*. 1953 passim.

86) FREUDENTHAL, S.40.

87) J. H. WICHERN, *Sämtliche Werke*, I. 1962, bes. S.61, 156, 182-189, 275

を歓迎した。ちなみにシレジアの愛国協会は、他ならぬ国家によって設立された。経済教育の組合、農業経営(並びに家政)の協会、また後の産業組合などは、合理的な農業経営や工業経営のための手引きを目標にしており、その着手も促しも国の部署や上層官僚によってであった。プロイセンでは1810年から1840年までの期間に農業経営組合は計画的に組織され、国家による財政支援を受けた。1838年から42年にかけて設立された中心機関、国家経済評議会は、国の諮問機関となった⁸⁸⁾。プロイセンの産業政策は、*商工会議所が強制機関として存在しなかった国の東部では、比較的自由的な商人の協同体が促され、組合には、公的・法的な性格の自己運営と国の行政機関との共同作業がある程度まで認められていた。国の行政の改善を課題とする商工会議所とは違い、これらの座団は市民社会の制度の手直し(にも、あるいは主に)向けられていた⁸⁹⁾。農業経営の組合や商業の座団のなかでは、半公的な性格の結社が成立した。行政部局の補助・助言機関として、また利害関係者の代弁者として、それらは国と社会の中間の位置を担った。社会的ならびに社会改良的もくろみと課題も、たとえば組合による学校設立などは国によって支援された⁹⁰⁾。そして新しくつくられた国民学校教師の身分を会議体と組合に組織することが国家の官僚システムの目標となった⁹¹⁾。歴史関係の諸々の組合は1820年代に*ライン同盟の国々の統合ファクターとして国によって設立され、そこでは、お上のイニシアティブと市民社会のトレンドが合体した⁹²⁾。近似した動きはプロテスタント教会でもみとめられた。自由な組合に対して教会官庁が度重なる抵抗をしていたが、それを抑えて1846年のプロイセン教会会議は、牧師職の傍ら制約を受けることなく活動する権利をみとめる意向を示した。

それゆえ、組合へと組織された市民社会は国家に対して孤立していたのではなく、むしろ

88) 総論として次を参照, ERDMANN, *Die verfassungspolitische Funktion*, S.46ff.; ドイツ語圏の他の国々でも近似した動きが見られた。

89) W. FISCHER, *Unternehmerschaft, Selbstverwaltung und Staat. Die Handelskammern in der deutschen Wirtschafts- und Staatserfassung des 19. Jahrhunderts*. 1964, S.19ff.; DERS., *Die Korporation der Kaufmannschaft von Berlin. Festschrift*. 1920.; 商人たちは、《ただの》プライベートな組合や純粋に協会的で国家と切り離されたオーガニゼーションを嫌い、むしろ公共的・法的に構成されるオーガニゼーションに与した。従ってこの点では、市民社会の願望に反するかたちで、より自由なオーガニゼーションを形態が進行したことになる。なおフィッシャーでは、南ドイツの諸関係についても比較分析がなされている。そこでは、ヴェルテルベルクだけだが、まったく自由な組合においてそうした方向がみとめられる。具体的には、国家は便宜を図るだけの《プライベートな商工会議所》の一つである。

90) ベルリンでの社会的組合の設立において公務員が果たした役割については次を参照, F. G. LISCO, *Das wohltätige Berlin*, passim.; またテオドル・フリートナー (Theodor Fliedner) が着手したライン=ヴェストファーレン地方の監獄改善組合、国家と教会官庁の最上層部である総督や大司教が取り上げ、そこに私人や公務員も参加した。労働者階級の福利のための組合は国王の支援を受け、国家も逡巡しつつもそこに加わった。

91) Th. NIPPERDEY, *Volksschule und Revolution im Vormärz*. In: *Festschrift für Th. Schieder*. 1968, S.117-142.

92) バイエレンでは8人の首相が歴史組合の会長の経歴をもった。HEIMPEL, S.50.; 同じくバイエルンでは、国家公務員が組合設立者となった例もみられる。

る両者の間には相互が担いあう幅広い協力関係がみとめられた。現実のかかる動きの背景は、(後期絶対主義に前身がありはしたが) 改革的な教育立国とその官僚制リベラリズムであった。すなわち国家がその市民を一部では座団の束縛あるいは国家の後見から解放することによって、国家自身が団結を得、近代化に進むことも望み得るとの考え方である⁹³⁾。国家は、その手段を駆使して、また時には強制の形態をもちいてでも、市民の独自のイニシアティブを活動と経済生産を活発化させること、また市民を自由たらしめて以前はお上のものであった特定の課題の担当者へと解放すること、協会を自己組織へと解き放って責任を引き受けるようにすること、民がみずから国家的意識を培うことによって国家の民の統合を促す試み、これらによる国家の強化と近代化である。市民社会の解放と国家能力の強化は、リベラルで改革的な官僚団にとっては、(プロイセンと南西ドイツでは同じ方向とは言え差異があったが) 基本的に相関していた。市民社会ならではの力をそなえた協同への基礎、そうした社会の新しいオーガニゼーションと共におこなう協同への基礎は正にそこにある、というのが国家の側からの見方であった。そこから見ると、国家によって促された組合のタイプは、官僚制と市民社会の間のオーガニゼーションと解されよう。ドイツの市民社会に協同の可能性を示したのは、この改革国家であった。国家と共に、また国家と共であることによってはじめて、古い身分制・封建制の社会の解消は実行し得るのだった。国家は敵としてではなく、発声者、市民社会の守り手として現れた。国家は自由の斡旋者であった。これに照せば、19世紀初めのドイツの場合、国家と市民社会の間について、孤立的な分離あるいは絶対的な対立を見ることはできない。両者は幾重にも相関しており、非常に多くの組合はそうした相関の要素として機能していた。

もとより、このテーゼもただちに相対化しておく必要がある。国家と社会の協同は両者のどちら側からも制限的であった。1819年以後、ドイツの諸国家は、アソシエーションの活動の幅、ならびに協同の範囲を決定的に縮小させた。解放は部分的となり、また部分的にとどまることがもくろまれた。国家の意思形成と国制の総体への政治的一貫性の下、たとえば君主制原理の制限の意味では、立憲制の国でも非立憲制の国でも、(協同作業から)除外されるとされた。社会の自己組織化は、公的な範囲に延びはしても、非政治的という制限が課された。部分的な解放も、国家の観点からは、諸々の社会的聯合が現実的に政治的になることは許容できなかった。他方、諸々の聯合の立場からは、政治化とそれと一体の完全な解放こそ、その発展のトレンドであった。公的(最終的には政治も含む)事項の決定への参画に向かう社会の自己アソシエーション化に対して、国家は、制限的に対処し、

93) プロイセンでは、1810-11年の産業法 (Gewerbegesetzgebung) によって、公的・拘束的な座団が自由でプライベートなアソシエーションに変化した。座団を抑えることによって、国家は消極的にアソシエーションの自由を保証し、ポジティブなアソシエーション形成を鼓舞することになった。

それは国家と社会の明白な対立の発現を結果した⁹⁴⁾。協同の可能性と並行して対決があらわになったのである。

組合が狭義の政治にふれるや、この対立は発火した。今問題にしている時代、ドイツのほぼすべての国家において、政治的な組合は厳禁されていた。それは1890年代、1819年、そして1832年から34年と続く革命的状況の度に新たになり、また強化された。ドイツ語圏全域の政治から見ても、ナッサウ公国の大臣*カール・フォン・イッベル (1780-1834) がドイツ社会を向かって述べた見解は、その古典的な型と言ってよいだろう⁹⁵⁾。

もし私人が、個人にせよ他者と結んでにせよ、また直接的であると間接的であるとを問わず、今日も将来も、ドイツの国家的な大問題に口をはさむことが使命であるとかその権限があるとか信じているとすれば、非理知的にして法に背く考えである。

この原則に照らして、半政治的あるいは潜在的に政治的な組合、また非政治的な組合のなかで政治への傾斜は疑惑の目で監視され、時には抑制の措置を受けた。しかし行政と統治の実際となると、決して単一ではなかった。相対的な緩和、それどころか寛大な局面や場もあった⁹⁶⁾。

18世紀の80年代の諸々の協会、殊に読書協会は、先にふれたように、ディスカッションや原則の宣伝や公的案件への参加によって、まさに重要な政治的役割を果たしていた。政党の前身と言ってもよかった。アンチ革命的、後の保守的な諸勢力も、政治的な組織化となるとアソシエーションの形式を選んだ⁹⁷⁾。フランス革命期、ナポレオン支配期、解放

94) 同じ姿勢は教会においてもみとめられる。教会官庁と自由なキリスト教アソシエーションの協働の可能性と並んで、組合が教会官庁と司牧において競合し、またそれを犯すときには、組合に対して教会官庁は断固した反対の姿勢をとった。SCHNABEL, *Deutsche Geschichte* (前掲注17) 4, S.436.

95) F. MEINECKE, *Die deutschen Gesellschaften und der Hoffmannsche Bund*. 1891, S.30.

96) 組合の自由(結社の自由)の国制史・法制史については次を参照, F. MÜLLER, bes. S.239f., 256ff. バーデン王国では1829年からザクセン=マイニンゲン侯国では1833年から、政治的結社への全面的な禁止はもはやなくなった。

97) 参照, F. VALJAVEC, *Die Entstehung der politischen Strömung*, passim, bes.S.237ff.;あるいは次を参照, M. BRAUBACH, *Ein publizistischer Plan der Bonner Lesegesellschaft aus dem Jahre 1789*. In: *Festschrift für L. Bergstrasser*. 1954, S.21ff.; クリュエニッツ (KRÜNITZ, *Oeconomische Encyclopädie*, 41, 1, S.2ff. 前掲注83) は1787年に、イギリスのクラブについて、社交とパブリック・スピリットと共和制心情の涵養を記している。それに因んでクリュエニッツはドイツのハーモニー協会と (Ressource) が並行関係にあるとしている。なお筆者は、ここで直接的な政治性をもつ秘密同盟的な組織であった啓明結社には注意を喚起するだけにしておきたい。[訳者補記] 啓明結社 (Illuminaten 光明会) は1776年に独バイエルンのインゴルシュタット大学の教会法の教授で原理的な啓蒙主義者であったヴァイスハウプト (Johann Adam Weishaupt 1748-1830) が学生たちと共に結成したフリーメイソン系の組織。反イエズス会の思想は当時の潮流の一つであったにせよ、共和制の称揚などの政治性のために1785年に解散させられた。

戦争期、こうした時代には、多数の小規模な政治的オーガニゼーションが成立し、それらは、意識形成や政治的行動を少なくとも準備する姿勢をもっていた。この時期の国家と組合の複合的な関係をよく示すのは、たとえば美德同盟 (⇒ p. 122) の歴史であろう。これは宮廷の支えになることをめざしたプライベートな組合であり、国家に対立するものではなかったが、国家と競合すると見られて禁止された⁹⁸⁾。*エルンスト・モーリッツ・アルントは自由な組合を公論のエレメントと見て、一般性のある事項へ愛国的に関与をするものとして*ドイツ語協会の設立を叫んだ。体操団体と学生団体(ブルシェンシャフト)は、国民のかなり大きな国民的規模で政治的自立性への要求を掲げた最初の政治的運動であった。この二者は直接的には政治的目標を明示してはいなかったが、一皮めくれば政党の性格を以ており、プロパガンダと行動によって政治の領域へ突き進んだ。*体操立国や大学生立国の語によって、彼らは政治全体にかかわる目標設定を望見した。国境をまたがって広がる彼らのオーガニゼーションには、個々の国家に抗う要求が殊のほか明白になった。

この小文の課題設定にとって重要な局面は、1819年の*カールスバート決議から1848年の革命に至る時期である。ある種の脱政治化は、たしかにその時期の一面であった。すべての政治活動に対する厳格な政治的措置、組合組織が先に言及したような特殊な展開を遂げたこと、市民の自由に委ねられた(地域体や経済分野をふくむ社会的な領域での)公的事項の脱政治化、自立した領域としてそれはそれで確固として持続していた文化への傾斜、これらが土台になった脱政治化である。国家は、たとえば農業経営組合や産業組合には純粋に技術的問題への限定をもとめ、歴史組合には古文書の整理や中世との取り組みなど政治的に《無害な》領域を指定することによって、そうした傾向を強化した⁹⁹⁾。

しかし他面では政党の禁止は、組合の潜在的な政治化を助長した。組合は、政治的活動の代替の場を供することができ、政治的な意識・心情形成、それどころか政治的なデモンストレーションを可能にした。そのエポックのナショナルでリベラルなトレンドは組合というこの間接的な道を経由して自己をあらわし、また個々の国家の枠を超えた集会という形でその型をつくった。学識者組合とその大会¹⁰⁰⁾、史跡組合¹⁰¹⁾、とりわけ歌唱組合と体操組合、そして地域をまたぎ国家の枠を超えた歌唱祭と体操祭においてである。ちなみに『マ

98) VALJAVEC, S.380f.; A. FOURNIER, *Zur Geschichte des Tugendbundes*. In: *Historische Studien und Skizzen*, 1 (1885), S.301-330.

99) 参照, HEIMPEL, S.51.

100) 1830年からは「ドイツ自然科学者・医師協会」(Gesellschaft deutscher Naturforscher und Ärzte)の集会では、同協会は、《大祖国に散在する者たちに内的な聯関を呼び起こす》ことが使命であると折に触れて語られた。参照, SCHNABEL, *Deutsche Geschichte* (前掲注17) 3, S.196.; 1846年のゲルマニスト大会では、直接的な政治的課題が提起された。

101) 参照, Th. NIPPERDEY, *Nationalidee und Nationaldenkmal in Deutschland im 19. Jahrhundert*. In: *HZ* 206 (1968), S.539-585.

『イヤー百科事典』の1848年版では、歌唱組合はこう説明されている¹⁰²⁾。

ドイツの全ての歌唱組合にあっては、政治は、国家によって、メンバーの集会から排除されている。政治という言い方で、藝術とは程遠い政談好きや、国家の諸問題に組合が直接的に手を染めることを思い浮かべる限りではそうである。歌唱はデマゴグであってはならない。しかし歌唱は心に訴え清くし勇気づけ、民のナショナルなソーシャルな面の向上に資する。歌は、力を発揮できる場所では、祖国と民衆のもくろみをうながし、真正の人間の自由の理念を弘布するのを助ける。こうした営為も政治といういかかわしい言葉と結びつけることができるなら、この意味での政治はその活動と遠いものではない。むしろ、正に歌う行為からすれば最も緊密に結びつくのがそれである。……民の核心から上り来て、歌唱祭は、疑いもなく、真正のドイツの民の祭りとなる使命を負っている。それは、ギリシア人にとってもオリンピック大会と近似している。ギリシア人にとってそうであったのと同じく、ドイツ人には、政治的境界によってばらばらにされたドイツの諸部族を藝術の絆によって一つにすることが第一の目的として課せられている。

《男声歌唱の課題》は《何よりもナショナルにしてソーシャルな課題》であると言う。たしかに、そうした組合において政治的であるところのものは、基本的には気分であり感情であった。たしかに、リベラルな心情とナショナルな感性を育成する志向は、具体的な政治的行動への（それへの芽は含まれるとしても）志向ではない¹⁰³⁾。しかし、これらの組合の政治への動静に特徴的なのは、ビーダーマイヤー的な諸契機ではない。むしろ、リベラルでナショナルな意識の形成を通じて市民が政治化する目覚ましい一齣である。市民的教養・藝術運動のプライベートな公共性がそうしたかたちで国家にフィードバックされる際には、政治的と非政治的の区分は脆くなる。

体操組合の場合は、政治化はさらに強力かつ明白でもあった。すでに体操は、1840年代の世代にとっては、*フリードリヒ・ヤーンの下での発足時からずっと政治的なデモンストレーションであった。体操組合のなかでは、ラディカルな勢力の組織もみられ、体操

102) 参照, MEYERS CONVERSATIONS-LEXICON, 12 (1848), S.719ff. Art. *Gesangvereine und Gesangfest*.

103) ヴァインハイムでは、歌唱組合の多数のメンバーが1848年の革命に賛同し、そのため組合は1853年に解散させられた。参照, SCHMITT, *Vereinsleben*, S.28ff.; またフランクフルトの男声歌唱組合の革命への志向については次を参照, Karl GLOSSY, *Literarische Geheimberichte aus dem Vormärz*. Wien 1912, S.XXXI.; DERS., *Beiträge zur Geschichte des deutschen Männergesangs*, hg. aus dem Anlaß der 60-Jahrfeier des Neefischen Männerchors. 1925, S.18.; 一般的傾向を示すものとして、たとえば1851年のプロイセン王国内務省の回覧には、多数の歌唱組合に《デモクラシーへの動きを促す》ところがある、と記されている。参照, H. BLOMMEN, S.162.

祭は、合唱祭によりもはるかに政治的な声明であった¹⁰⁴⁾。

読書協会やカジノ組合も処によっては1840年代には半政治的な性格を帯びていた。たとえば*ヨーハン・ヤコービ(1805-77)はケーニヒスベルクの市民協会を自分の政治的基盤としていた。*ローベルト・ブルーム(1807-48)の拠り所は、教育と政治のオーガニゼーションである「ザクセン祖国協会」とライプツィヒの*文人カジノであった¹⁰⁵⁾。ハムブルクの市民組合の数団体は、1840年代には市の憲法改革に参画する政治的な組合となった。なかでも愛国協会は、都市として国家という特殊な状況から、民衆代表を補完する役割を負った。《教養ある人々の公論》の代表者とされたのである¹⁰⁶⁾。

バイエルン国王ルートヴィヒ1世(在位1825-48)は1845年に、カトリック教会系の慈善事業団体*「ヴィンツェンツ組合」の設立申請にちなんで、こうコメントした。《組合の政治的転変に関はること、今日、処々にて行なはる》¹⁰⁷⁾。

ラディカルなグループは、すでに*ハムバッハ集会の時からそうだったが、独自のプロパガンダと政治活動の組合を結成し、あるいは既存の組合の政治化を図った¹⁰⁸⁾。ここにおいて、本来の意味での政治的組合が成り立った。

政治化のもう一つの形態は、特定の職種の組合において進行した。初めは教養と社交が目標であったが、市場・階級社会が枝分かれすると共に、特定の職種は、その利害を代表して活動するようになり、利害政治をもっぱら基盤にした。そうした展開が特に明瞭なのは国民学校の教員においてであった。歌唱組合、教養組合、給与引き上げをもとめるための組合、一般的な学校改革の組合、それがこうした職能組合の政治化の状況であった¹⁰⁹⁾。しかしこれと同じような動きは医師の結社でも起きた。そして、最初の手仕事職人組合が産業政策的目標を掲げて登場した。

最後に、これと似たような動きをはじめたのが徒弟組合と労働者組合であった。教養組

104) やや一面的ながら次の文献を参照, K. OBERMANN, *Die politische Rolle der Turner in der demokratischen Bewegung am Vorabend der Revolution 1848*. In: *Theorie und Praxis der Körperkultur*, 9 (1963), S.759ff.; シュトルーヴェは、1848年革命の前にマンハイムの体操組合と手仕事職人組合に姿を見せた。参照, F. WALTER, *Aufgabe und Vermächtnis einer deutschen Stadt. Drei Jahrhunderte Alt-Mannheim*. 1952, S.346.; 概括的には次を参照, B. STAURBIER, *Geschichte der Leibesübungen*. 1963, S.137. これによれば、1848年頃には体操組合は約300団体であった。

105) GLOSSY (前掲注103), S.CV.; E.R. HUBER, *Deutsche Verfassungsgeschichte 2*. 1960, S.410f.

106) FREUDENTHAL, S.74. 同じく次の箇所 S.133f.

107) B. KÜHLE, *Der Münchener Vinzenzverein*. 1935, S.28.

108) 1830年代と40年代の政治的組合については次を参照, GLOSSY (前掲注103), S.XXIVf., XVIIIIf.; また次の同時代の調査機関の報告書を参照, L.Fr. ILSE, *Geschichte der politischen Untersuchungen, welche durch die neben der Bundesversammlung errichteten Commissionen der Central-Untersuchungs-Commission zu Mainz und der Bundes-Central-Behörde zu Frankfurt in den Jahren 1819 bis 1827 und 1833 bis 1842 geführt sind*. 1860.

109) 参照, Th. NIPPERDEY, *Volksschule und Revolution im Vormärz* (前掲注91), S.140.

合、社交組合、歌唱組合、支援組合といった伝統的な前身形態から、1840年代には政治的な組合が発展した。あるいはそれらの組合が政治的な組合としても立ち現れた。政治化が現実のものとなるときの媒体は《教養》であった。政治化した組合のなかでも古い機能はなお掲げられていた¹¹⁰⁾。

労働者や手仕事の徒弟のための組合ではオーガニゼーションが特別な意味を持ったのは確かである。このオーガニゼーション形態は、市民の場合に比べて、むしろ労働者が政治的な動きへ向かうことを大きく可能にした。政党形成であり、最終的には解放である。そこから、初期の労働者オーガニゼーションにとっては、オーガニゼーションならではの問題、たとえば定款の問題が顕著な（紛れもなく統合的な）役割を果たした所以が明らかになる¹¹¹⁾。

1840年代に高まった組合組織の政治化の波は、幾分弱まってはいいても、カトリック教会系や保守系の分野にも浸透した。しかしそこでは、1848年以前には、国家は、政治的な組合の設立者としては公的に登場しなかった¹¹²⁾。

社会主義や保守派のグループがリベラル派のオーガニゼーション・モデルを取り入れたことによって、組合は、政治的オーガニゼーションの一般的なフォームとなった。市民社会は、党派への区分と共に、自己の政治的目標をプロパガンダするために直接あるいは間接的に自己を組織する必要に迫られた。政治的組合の形成である。この政治的組合は、もはや、市民社会の国家から自由な空間に単純に属しているのではなく、また公的な（本来は政治的ではない）ことがらをめぐる国家と社会との協同の領域に属しているのでもない。政治的組合のなかでは、むしろ、自律性に意をもちいる官僚制国家への市民社会の対立、さらにこの社会への権力要求が顕在化した。

組合と国家との関係の問題および関係の推移は、組合の憲法上の位置付けと組合の自由（結社の自由）をめぐる理論的なディスカッションにも反映された¹¹³⁾。そこで先ず重要だったのは、アソシエーションをめぐってポジティブな理論を与えたのはリベラリストだけだったことだが、これはリベラリストが個人主義を出発点としていたからだった。

110) 職人組合、徒弟組合、労働者組合などは、1848年革命の予備学校であったと言ってもよい。その観点からウィーンについては次を参照、H. v. SRBIK, *Die Wiener Revolution des Jahres 1848 in sozialgeschichtlicher Beleuchtung*. In: Schmollers Jahrbuch, 43 (1919), S.844.; ベルリンの事情については次を参照, S. BORN, *Erinnerungen eines 48ers*. 1898, S.23ff. この箇所では論者は、職人組合 (Handwerksverein) を《全ベルリン社会諸所で育ちつつある革命人士の教養場》と呼んだ。なおこのボルンについて次を参照, STADELMANN – FISCHER (前掲注39), S.35.

111) W. SCHIEDER, *Anfänge der deutschen Arbeiterbewegung*. 1963, S.139f.

112) 1789年にバーデン政府が、《良識ある臣民のアソシエーション》を設立するプランを立てたことがあった。VALJAVEC, S.306.

113) これについて意義深い次の研究を参照, MÜLLER, *Korporation und Assoziation*. 1965.

ちなみにルソーは、そのラディカルなデモクラシーにしてある種の全体傾向の理論から部分的な聯合体の特殊意志を排除し、そこから必然的に、どんな部分的な聯合体をも排除した。それは特殊意志が共通意志を誤らせかねないからであった。革命家たちのラディカル派はこの考え方に従った。ドイツでは、カントとフィヒテは、ルソーの影響の下、国家と個人の間にある組合には如何なる機能もみとめなかった。この拒否が、座団であれアソシエーションであれ、あらゆるグループに一般的に当てはまるのに対して、ロマン主義の保守派の理論家たちや（まったく別の仕方だが）ヘーゲルは、諸々のグループについてはやや異なった見方を示したが、それでも自由なアソシエーション形成を拒否し、座団の権利に限って代弁したにすぎなかった。アソシエーションの問題性と現実がそれに相応しく顧みられたのは、ようやくリベラリストたちの議論においてであった。

国家や社会に対する組合の位置についてのリベラリストの理論でも、組合の現実に即したここでの分析から得られたのと同じ位置づけが（早い時期だけに躊躇を伴うが）見出される¹¹⁴⁾。組合の自由（結社の自由）がそうであるが、ネガティブには座団の強制からの自由、ポジティブにはアソシエーションへの自由と解され、先ずは個人の自由の一部とされる。すなわち、個々人の国家から自由な位相に属するものとしての自由権である。組合の自由（結社の自由）は、国家に対する制限を規定する。その自由は、先ずは個人主義と自然権と理性権に根拠をもつ¹¹⁵⁾。この意味では、組合は、国家的な共通意志や公法や国家の規制にはかかわりをもたない。それどころか組合は、国家とその目的に背を向けて、偏に個体の形成と目的にのみ奉仕する、と言う。それほどラディカルでない見方の場合でも、組合は、プライベートな領域に属するとされる。それは《成長と幸福の手段》であり、《文化と（個々人の）ヒューマニティの促進のためにこの上なく適切に作用する》¹¹⁶⁾。*アウグスト・シュレーツァー（1735-1809）の説くところでは、組合は《市民社会の美しい・無垢な側面》¹¹⁷⁾に関係する。また*カール・フォン・ロテック（1775-1840）は、この意味で、組合の自由（結社の自由）を国家に先立つ権利ととらえ、国法優先の理解に対して組合を擁護した。国法に立つ見解では、組合（結社）は端的に国家の管轄の下にあるとされたからである。なぜなら、その活動は政府の行政を篡奪するものであり、国家の中に国家をつくる

114) これらの位置づけは、一聯の論者が相互につながっている点でも論理的である。それにもかかわらず、これらは年代順に並んでいることが指摘できる。参照、MÜLLER, passim.

115) 若きヴィルヘルム・フォン・フムボルトのこの観点は、ラディカルな個人主義の意味において最も先鋭である。先述の当該箇所（S.25）を参照

116) G.H. von BERG, *Handbuch des deutschen Policyrechts*, I. 2¹1802, S.253, 249.; また次を参照, MÜLLER, S.245.

117) A. L. von SCHLÖZER, *Allgemeines Stats Recht und Statsverfassungslehre*. 1793, S.71.; また次を参照, MÜLLER, S.246f.

ことになりかねないからであった¹¹⁸⁾。同じく*ローベルト・フォン・モール(1799-1875)は組合の自由(結社の自由)を自然権や理性権に根拠づけることを断念し、代わって実定法的に憲法に根拠をもつとした。しかしモールは、個人の自由領域に根底的な意味があることも力説した¹¹⁹⁾。

ディスカッションの第二段階では、組合(結社)は自助によって国家の負担を軽減するオーガニゼーションと論じられる。組合は、《許容される範囲でプライベートな目的》を追求する。とりわけ教養と社会性の分野においてであり、ここで国家の営為を補完する。国家は補助的に機能を果たすだけですむとされ、社会的課題の解決に向けたこうした社会的アソシエーションの主要な機能が力説される。組合(結社)は、社会的活動の公的な範囲へのかかわりをもとめ満たすことによってプライベートと公共との境界を動かす、と言うこともできる。こうした分野でアソシエーションに組織された市民の営為は国家と社会の分離につながるのではなく、逆に両者をつなぎ合わせる、と言う。こうした理論的立場を特に(少なくとも時折)代弁するのはローベルト・フォン・モールである¹²⁰⁾。

最後に、国家に対する組合の自由(結社の自由)と社会的・公共的分野での活動の権利は政治的に機能化される。自由権は政治的権利となる。ただし協同活動への権利である。そして個人と人間の権利は国家市民の権利となる。組合の自由(結社の自由)は、《立憲的な国家構造の性状から》生じる¹²¹⁾。組合(結社)は自由な議論をおこなう仲立ち、立法をコントロールする仲立ち、上申・誓願の権利をおこなう仲立ち、公論の実現のための仲立ちである¹²²⁾。ロテックは、《立憲君主制の国家法》を論じたなかで、組合(結社)とは《現行憲法を確かにする手立て》と述べた。もっともロテックの場合、この位置づけは例外的で、これを代表するのは*カール・テーオドル・ヴェルカー(1790-1869)であった¹²³⁾。モールは、その中期の文筆のなかで、政治的市民権の行使を準備し確かにするのが組合(結社)の機能との見解を繰り広げた。そこでは、自由な組合(結社)は個人と国家、立憲主義と

118) C. von ROTTECK, *Lehrbuch des Vernunftrechts und der Staatswissenschaften*, I. ²1840.; また次を参照, MÜLLER, S.268ff.

119) R. von MOHL, *Das Staatsrecht des Königreichs Württemberg*, I. ²1840, S.313.; また次を参照, MÜLLER, S.276ff.

120) 参照, MÜLLER, S.277f., 294f.; リベラルな改革者フィンケの位置づけはラディカルであるが、孤立的でもある。L. von VINCKE, *Darstellung der inneren Verwaltung Groß Britanniens*. ²1848, S.87. この箇所では次のような論説が入っている。《統治に臨んでの政府の気後れと、諸個人のソサエティ精神とは、手を取り合って、この上なく広がりのある壮図を実現する》。

121) たとえば次の文献を参照, A. L. REYSCHER, *Publicistische Versuche*. 1832.; また次も参照, MÜLLER, S.261, 295f.

122) これは次の文献による。H. ZOEPFL, *Grundsätze des Allgemeinen und des Constitutionellen Monarchischen Staatsrechts*. 21841.; また次を参照, MÜLLER, S.262.

123) 参照, MÜLLER, S.268ff.

デモクラシーの仲介的なオーガニゼーションであり、社会の国家との共同作業をそれによってはじめて可能するものと解された¹²⁴⁾。これらリベラリズムの理論家たちは組合（結社）を、基本的には、国家と社会の仲介機関とみなした¹²⁵⁾。彼らの目には、組合の非政治的機能と政治的機能の間には矛盾はなかった。あるいは、たしかに社会と国家との間で組合の政治的機能をめぐってリアルな現実としては矛盾が火を噴くことがあるが、理論的には克服されている。やや遅れてオットー・フォン・ギールケ（1841-1921⇒p. 113）は、その抑制したリベラリズムの意味で、この中間的位置を、さらに強くイデオロギー的に根拠づけることができた。組合は、個体のアトミズムと、一面では純粋に個人主義的社会の間、他面ではお上・官僚主義的国家の間にあり、それゆえ《自由な》国家の同盟成員であるが、そう言うのは、組合（結社）が市民を参劃と自己営為へと教育するから、また組合（結社）が新たな形成体として国家を硬化すなわち反動から、延いては革命から護るからであると言う¹²⁶⁾。もっとも、ラディカルな理論となると、国家の社会の間のそうした仲介の見解を共にしなかった。1848年に*グスタフ・シュトルーヴェ（1805-70）は、組合（結社）を、国家の後見を脱した民衆の自発的オーガニゼーションにして、民衆が国家営為から排除されていることへの反撃と説いた¹²⁷⁾。組合（結社）の現実、すなわち国家との協同か国家との対決かというあいまいさは、ギールケとシュトルーヴェの対立的な二つの理論に反映されている。

VI. まとめ

組合は、ドイツでの市民社会の形成と共に発達した社会的オーガニゼーション形態である。近代の個人主義の形成と近代の形成、個々の市民をも把握する近代的な国家が19世紀初めには形成されたこと、これが自由なアソシエーションの興隆を伴っていたことは驚くに十分である。

1. 組合は、先ず、そして特に、身分社会から市民社会への移行における流動性のファクターであった。組合のなかで、この市民社会はみずからそれを意識した。1840年代には、組合は、新たな階級と集団が市民社会からの解放にいたることに奉仕し、逆にこの市民社会の階級への解体や階級社会の擡頭に抗って安定することに資した。

124) 参照, MÜLLER, S.294, 303f. モールは後年、組合をまったく社会と同じ水準にまったく限定しなおした。

125) これについては次を参照, MÜLLER, S.325ff.

126) 先述の箇所 (S.4) を参照; また次をも参照, GIERKE, I, S.883, 655f.

127) Gustav (von) STRUVE, *Grundzüge der Staatswissenschaft, 3: Von den Handlungen des Staats oder allgemeines Staats-Verwaltungsrecht I.* 1848.

2. 組合は、近代の文化と社会がそれに適う特殊化へ進む過程で重要な役割を果たした。しかし同時に、脱特殊化という反対の過程にも有益に作用し、かくしてあらゆる特殊化にもかわらず、組合を通じて市民の生活世界の一体性はなお保持された。

3. 最後に、組合は、官僚主義のお上のシステムから立憲的リベラリズムかつデモクラシー化する政治システムへの移行に際して本質的な機能を果たした。組合は、市民社会の解放を促し、また市民社会と国家の間での難しく不安定なバランスに寄与した。

ここで行なった検討は断片的であり、当面のものとして断片的である。と言うのは、これまで、個々の組合の歴史を除けば基本的には、特定の組合のタイプや組合グループの研究しなかったからである。組合組織が市民の社会や文化や政治の世界にとってもつ意味、他の社会構造をもつ全体複合のなかにある個々人や諸々のグループや社会（家族、隣人関係、職場、町村体や教会の会衆）の生き方にとっての組合の位置、これらは新しい地域研究を基礎にしてはじめて明らかになるだろう。それがなされてはじめて、やはりこれまで等閑に付されていた動静のばらつきにも取り組むことができるだろう。たとえば、工業化が強く進行した地域と弱かった地域の差異、あるいは社会経済的にはリベラルだが政治的にはお上の構造にあったプロイセンと、社会経済的には保守的ながら政治的には立憲制をとった南ドイツの国々の違いである。組合組織が市民社会にとってもつ意味、特に国家と社会の関係にとってもつ意味は、詰まるところ、ドイツの関係と非ドイツ的すなわちアングロサクソンやフランスにおける関係の比較まで進んで、ようやく十分に究明できることになるだろう。そのときはじめて、市民社会に一般的な要素と特殊ドイツ的な諸条件との区分ができようし、またドイツにおける組合組織の前提と意味合いを特質に即して、また概念的にもずっと先鋭に分析することができるだろう。

関連する一般文献（選択的）

Frolinde BALSER, *Die Anfänge der Erwachsenenbildung in Deutschland in der ersten Hälfte des 19. Jahrhunderts.* 1959.

Karl BIEDERMANN, *Deutschland im 18. Jahrhundert.* 5Bde. 1880.

Heinz BLOMMEN, *Anfänge und Entwicklung des Männerchorwesens am Niederrhein.* Diss. phil. Köln 1960.

Otto ELBEN, *Der volkstümliche deutsche Männergesang. Geschichte und Stellung im Leben der Nation; der deutsche Sängerbund und seine Glieder.* 1885, ²1887.

Manfred ERDMANN, *Die verfassungspolitische Funktion der Wirtschaftsverbände in Deutschland. 1815–1871.* 1968.

Herbert FREUDENTHAL, *Vereine in Hamburg.* 1968.

Otto von GIERKE, *Das deutsche Genossenschaftsrecht. Bd. 1: Rechtsgeschichte der deutschen Genossenschaft.* 1868.

Jürgen HABERMAS, *Strukturwandel der Öffentlichkeit.* 1962.

Hermann HEIMPEL, *Geschichtsvereine einst und jetzt.* 1972. In: *Geschichtswissenschaft und Vereinswesen im Jahrhundert.* 1972. ([訳者補記] 本編と同じ論集に収録された: [解説] を参照)

Hans HUBRIG, *Die patriotische Gesellschaften des 18. Jahrhunderts.* 1957.

Friedrich MÜLLER, *Korporation und Assoziation. Eine Problemsgeschichte der Vereinigungsfreiheit im deutschen*

Vormärz. 1965.

Johannes MÜLLER, *Die wissenschaftlichen Vereine und Gesellschaften im 19. Jahrhundert. Bibliographie ihrer Veröffentlichungen*. 2 Teile in 3 Bänden. 1883–1917.

Wilhelm RÖSSLER, *Die Entstehung des modernen Erziehungswesens in Deutschland*. 1961.

Heinz SCHMITT, *Das Vereinsleben der Stadt Weinheim a.d.Bergstraße*. 1963.

DERS., *Entstehung und Wandlungen der Zielsetzungen, der Struktur und der Wirkungen der Berufsverbände*. 1966.

Gerhard SCHULZ, *Über Entstehung und Formen von Interessengruppen in Deutschland seit Beginn der Industrialisierung*. In: *Politische Vierteljahresschrift*, 2 (1961), S.124–154.

Hans STAUDINGER, *Individuum und Gemeinschaft in der Kulturorganisation des Vereins (am Beispiel des Musikvereins)*. 1913.

Fritz VALJAVEC, *Die Entstehung der politischen Strömungen in Deutschland 1770–1815*. 1951.

訳注

- p. 110 アソシエーション (Assoziation) ……座団 (Korporation) フェルアイン (クラブ・組合) が英語圏のアソシエーション (クラブなどを含む包括概念) であるのは分かりやすいが、論者ニッパダイが、《昔からの社会的組織形態》、たとえば身分制や職業規制を前提とした町村の運営組織や職業団体などを指す包括概念に *Korporation* (ここでは座団と訳す) の語をあてるのは、先行研究の一つで結社の自由をテーマにしたフリードリヒ・ミュラーの語法 (原注113-125に頻出) を踏襲していることによる。
- p. 111 フリーメイソン (Freimaurer 英Freemason) 伝承では中世に遡るとされるが、歴史的には16世紀末から17世紀初めに存在を確かにした友愛協会。石工組合に遡るとする強い伝承に照応する定規とコンパスを組み合わせたシンボルマークで知られる。早くから国境や身分の制約を低くしていたため、メンバーにはコスモポリタンのイメージがあり、そのためナショナリズムと対立する一方、汎ヨーロッパの立場に立つカトリック教会から警戒されたこともあった。社会的有意性・博愛・慈善の趣旨から、ライオンズクラブやロータリークラブの創設者もフリーメイソンであった。世界各国にロッジと呼ばれる支部がある。
- p. 111 ハーモニー協会 (Harmoniegesellschaft) ハーモニー組合 (Harmonieverein) ミュージウム協会 (⇒後出) と似ており、この名称を掲げた古い結集は読書協会の発展したものであることが多い。《ハーモニー》は《調和・諧調》であり、高尚な趣味と市民的な社交を意味する。たとえばヴェルツブルクのハーモニー協会や読書協会など。なお読書・ミュージウム・ハーモニーは18世紀末から19世紀初葉の市民生活の理想的な理念であった。
- p. 111 バーゼルの「ドイツ・キリスト教協会」(Deutsche Christentumsgesellschaft in Basel) 「ドイツ・キリスト教協会」はアウクスブルク出身で同地で活動していたプロテスタント教会の神学者にしてピエティズムの活動家であったウルスベルガー (Johann August Urlsperger 1728–1806) が、後半生は病身でもあったため主に手紙によって信仰を説いた団体で、1780年に設立された。各国・各地に賛同者が拠点をつくった一つがバーゼルの団体であった。中心になった牧師クリスティアン・フリードリヒ・シュピットラー (Christian Friedrich Spittler 1782–1867) は、バーデン地方ヴィムスハイム (Wimsheim BW) に生まれ、バーゼルで活動したピエティズムのリーダーで、1815年に結集を組合の形に整えた。
- p. 111 コーヒーの集い (Cafégesellschaften) コーヒーハウスはイギリスのオックスフォードで1650年に開店した辺りを皮切りとし、18世紀初頭のロンドンでは二千軒になったともされるなど、西洋各国の都会において大流行した。ライブツィヒでも18世紀初めには8軒が数えられ大パツハが市民向けのコンサートを開いた。文化的な交流の場としてのコーヒーハウスは当初は男子に限られていたが、やがて女性どうしの《コーヒー仲間》も盛んになった。コーヒーの集いをフェルアインの前史と見るのは無理ではないが、これを入れるなら、国語協会 (⇒p. 117) と並んで非常に早い部類になる。
- p. 111 歌唱円卓団 (Liedertafel)、歌唱サークル (Liederkrantz) 前者は有力な音楽家ツェルター (Carl Friedrich Zelter 1758–1832) の指導の下ベルリンで結成された男声合唱組合で、ターフェル (Tafel テーブル) の名称はアーサー王の《円卓の騎士》に倣っている。他方、歌唱サークルに付けられたクランツ

(Kranz) の原意は花輪および花輪の冠で転じて集まりを指し、南ドイツに多い名称である。

- p. 111 軍人会 (Kriegerverein) 早くは対仏大同盟の直後から散発的に結成されていたが、プロイセンで国王フリードリヒ・ヴィルヘルム4世 (Friedrich Wilhelm IV. 在位1840-61) が軍人会を奨励し優遇したことによって各地に設立された。特にドイツの国家統一の過程でのプロイセンによる対外戦争が拡大の節目になった。
- p. 111 監獄改善組合 (Gefängnisverein) 囚人への非人間的な扱いを改めさせ、また保釈者の更生を支援する団体は19世紀半ばから主にキリスト教会の関係者によって各地で設立された。現在も存続するものでは、フランクフルトの団体 (1868年設立) や各地のカトリック監獄改善組合 (1893年設立) がある。
- p. 112 学校組合 (Schulvereine) この名称で呼ばれる結社には幅がある。ここで言われる時代では、経済的な弱者の子供が学校へ通うことができるよう支援する団体であろう。現在では、社会的弱者の子供に「少年少女自然の家」(Freiluftschule) の機会を与える支援団体、また「学童保育所」(Schulhort) の連絡組織がこの名称で呼ばれる。
- p. 112 株式会社 (Aktiengesellschaften)……《株式組合 (社団)》(Actien-Vereine) 19世紀の末に近づくまでは株式会社も一般的に Verein とみなすことがあった。たとえば法学の分野で団体法史の大著を編んだギールケがそうした語法であったために、それを取り入れた日本の商法 (明治32年制定) では Verein が《社団》と訳され、そこから株式会社は初期には株式社団と呼ばれることがあった。
- p. 112 カトリック徒弟組合 (katholische Gesellenverein in Elberfeld) ラインラント東部のエルバーフェルト市 (今日ではヴッパータールの一区割) グリュン街のカトリック教会女学校 (katholischen Mädchenschule) の教師であったプロイアー (Johann Gregor Breuer 1820-97) によって1846年に設立され、翌1847年に同地の教区教会堂の助祭アードルフ・コルピング (⇒p. 127) を運営責任者 (Präses 座長・会長) として発足した。1849年にコルピングは赴任したケルンにおいて7人の靴職人の徒弟を集めて徒弟組合を発足させた。組合は1850年にはメンバーは550人、コルピングの没年の1865年には418か所、メンバー24000人にまで拡大していた。その後「コルピング・ソーシャルワーク」(Kolpingwerk) と呼ばれる幅広い社会活動団体となった。今日では会員23万人を数えるドイツ・カトリック教会では最大のソーシャルワーク団体である。
- p. 113 ピエティズム (Pietismus) 敬虔主義と訳される。プロテスタント教会ルター派のなかの改革派としてフィリップ・ヤーコブ・シュペナー (Philipp Jacob Spener 1635-1705) が1670年頃に起こした、個人の宗教心情を重んじる運動で、当初、自宅に週2回集まって聖書を読み祈りを行なった。その集会が《敬虔な者の集い》(Collegia pietatis) と称したことが名称の由来になった。後継者のアウグスト・ヘルマン・フランケ (August Hermann Francke 1663-1727) の《真の愛の一滴は知識の大海よりも尊い》の文言はよく知られ、またフランケの指導下でプロテスタント教会の組織的な宣教が推進された。ザクセンやヴェルテルムベルクでは領主の積極的な援護を得て領内に定着した。
- p. 113 ヨーハン・ヒンリッヒ・ヴィッヒェルン (Johann Hinrich Wichern 1808-81) ハムブルクに生まれ没したプロテスタント教会ルター派の牧師・社会改良運動家。少年時にペスタロッチの教育理論に触れる機会があり、ゲッティンゲン大学とベルリン大学でプロテスタント神学を学んだ。学生時代から貧民救済や監獄改善運動に参加した。ハムブルクへ帰郷し、25歳のとき、市の有力者を説得してハムブルク郊外の貧民密集地区ホルンにあった「ルーゲの家」(Ruges Haus 建設の人名に因む) を入手して「荒野の家」(Raues Haus) と改称し、またこの名称を冠した運動を起こした。施設は孤児の世話と教育の場となり、それにあたってヴィッヒェルンはさまざまな工夫をこらした。その一つが今日ではクリスマス前の風物として定着している待降節の蠟燭飾り (アトヴェントクラント) で、1842年の考案当時は天井から吊るす円環状でそこに多くの蠟燭が配されていた。ヴィッヒェルンの《国内布教》(innere Mission) を指標概念とする運動は広まりを見せた。特に三月革命と重なる時期の1848年に、ヴィッヒェルンはプロテスタント教会系の活動家をヴィッテンベルクに集めて綱領を作成し、拡大の土台をつくった。以後、運動はイギリスにも広がり、グラスゴーとロンドンにも拠点がつくられた。
- p. 113 プロテスタント若者組合 (evangelische Jünglingsvereine) 青少年の教養を目的とするプロテスタント教会系の団体の総称。(最初期の先例を除けば) 基本的には1830年代からであった。各地域でその時期のリーダーが知られているが、特に1836年に今日はヴッパータールの一区割となっているバルメン

において職人徒弟の教化のための組合を開いたカール・フリードリヒ・クライン (Karl Friedrich Klein 1803–84)、もう一人はその2年後の1838年に同地域のエルパーフェルトで同種の団体を発足させたアントーン・ハーゼンである。クラインやハーゼンの運動が指針としたのは《パーゼルでの「ドイツ・キリスト教協会」》(⇒p. 111) で、また1826年にイギリスのグラスゴーでシティ・ミッション運動 (City Mission Movement) と呼ばれる教化事業を始めたデイヴィッド・ナスミス (David Nasmith 1799–1839) の活動からも影響を受けた。なお《若者》(Jüngling) は主に職人の《徒弟》を指している場合も少なくなかった。

- p. 113 **グスタフ・アドルフ組合 (Gustav-Adolf-Verein)** 「グスタフ・アドルフ・ヴェルク」(Gustav-Adolf-Werk e. V.) と呼ばれるフェルアインで、1832年に神学教授クリスティアン・ゴットローブ・グロスマン (Christian Gottlob Leberecht Großmann 1783–1857) が中心になって設立された。三十年戦争時にプロテスタント側の救援を標榜してドイツ各地で軍隊を展開し大戦闘に勝利しながらも戦死したスウェーデン王グスタフ2世アドルフ (在位 1611–32) にちなむ。プロテスタント主義の理念による兄弟愛と互助・宣教を目的とし、ドイツに本部を置くプロテスタント教会の互助組織としては最大で、世界各国に支部が設けられている。
- p. 113 **宗派対等国家 (paritätischer Staat)** 西洋では国家や地域はいずれかの宗派で統一されるのが基本で、例外は、宗派区分が決定された三十年戦争直後に特殊な状況であった場合や、両宗派が狭域内で接している南西ドイツの教地域に限られていた。たとえばオスナブリュックは領主がカトリックとプロテスタントで交替する例外措置で知られる。《治める者が信仰を決める》原則が19世紀前半に見直され、同一地域でもカトリック教会とプロテスタント教会諸派とを対等とする原則へ移行した。今日では特定の複数の宗教が対等であることを国是とする国家 (レバノン等) にこの語が用いられる。
- p. 113 **オットー・フォン・ギールケ (Otto von Gierke 1841–1921)** シュテッティン (Stettin 現ポ Szczecin) に生まれ、ベルリンのシャルロッテンブルクに没した法学者・政治家。ベルリン大学とハイデルベルク大学で法学を学び、特にベルリン大学の法制史家ホームマイヤー (Carl Gustav Homeyer 1795–1874) に就いて1860年に学位、1867年に産業組合法 (Genossenschaftsgesetz) の研究で教授資格を得た。1870年にハイデルベルク大学員外教授、1872年にブレスラウ大学教授、1887年にベルリン大学教授となり、1902年には同学長をつとめた。歴史法学のゲルマニステンの最後の大立者と言われ、法を《民族精神》(Volkgeist) の発現と見て、ロマニステンの個人の概念を批判した。1860年代に第一巻を刊行したライフワーク『ドイツ団体法論』4巻 (*Das deutsche Genossenschaftsrecht*. 1868, 1873, 1881, 1913) で知られ、次の邦訳がある。庄子良男 (訳) 『ドイツ団体法論』信山社出版 2014f.
- p. 114 **ミュージアム協会 (Museums-gesellschaft)** ミュージアム組合 (Museumsverein) も同じ。この名称の古い歴史をもつ種類は、18世紀末から19世紀初めの読書協会 (Lesegesellschaft) の発展したかたちであることが多い。文物の収集や展示は少なくとも初期には活動内容として必須ではなく、むしろ一般的に美術や古建築や動植物への学術的関心といった教養の交流が趣旨であった。
- p. 114 **ドイツ学生団体 (Burschenschaft)** ブルシェンシャフトは19世紀前半のドイツの大学生の団体を指す。“Bursche” は語源的には中世におこなわれた学生 (一部で兵士) のための基金 “bursa” すなわち財布 (Beutel, Borse) に遡り、転じて大学生を指し、また一般的に若衆をも意味する。ナポレオンによるヨーロッパ支配の末期に祖国解放・自由を目指す大学生の運動が高まった。しかし1815年のウィーン会議によるヨーロッパ諸国家の復古秩序はドイツの場合は多数の小国家の併存を強化するものであったため、若者たちの幻滅を誘い、祖国統一と自由を目指す運動となった。従来、大学生の組織には “Corps” や “Senioren-Convent=SC” また “Landmannschaft” などがあったが、イエナ大学の学生たちは新たな名称として “Burschenschaft” を掲げて1815年6月12日に学生組織を作り、その動きはギーゼン大学などドイツ語圏各地に波及した。イエナ大学のブルシェンシャフトの代表者たちは、ルターの宗教改革の300年記念の集会をルターが聖書をドイツ語に訳す偉業にたずさわった場所であるヴァルトブルクにおいて催すことを呼びかけて、1817年10月18日に大集会が実現した。いわゆるヴァルトブルク祭 (Waldburgfest) である。これにはブルシェンシャフトが禁止されていたオーストリアを除くドイツ語圏各地の13大学から約500人の大学生が集まり、当時の大学生の8人に1人に当たったとされる。また数人の教授も参加した。集会では《名誉・自由・祖国》のスローガンが採択された。翌1818年には全ドイツのブルシェンシャフトがつくれ、また自由主義的な姿勢が強まったため、ドイツ語圏の国家聯合で

ある「ドイツ同盟（聯邦）」の指導者であるオーストリア宰相メッテルニヒの警戒心を誘った。翌1819年にブルシェンシャフト急進派のカール・ザント（Karl Ludwig Sand 1795-1820）が保守的な劇作家コツェブー（August von Kotzebue 1761-1819）を刺殺する事件が起き、それを機にメッテルニヒはカルロヴィ・ヴァリ（Karlovy Vary 独カールスバート Karlsbad）にドイツ同盟の代表者を集めてブルシェンシャフトへの規制を決めた（カールスバート決議）。以後もブルシェンシャフトは存続し、1848年革命とその後のフランフルト国民議会でも一定の役割を果たしたが、19世紀後半には民族主義と排外主義の傾向へと変質していった。

- p. 115 お上すなわち《御政道》 原文 Obrigkeiten (als „Polizei“) の Obrigkeit は邦語の《お上》にあたるような感覚的な色合いの日常語、それゆえ“Polizei”と補足されるが、後者もここでは近代初期以来の語法として《政治》を指す（そのため括弧でくくられている）ことからこの訳語とした。
- p. 116 家一党 (ganzes Haus 家その全体) 近代前期の社会の基底的な単位としての大家族を指し、特にヴィルヘルム・ハインリヒ・リール（Wilhelm Heinrich Riehl 1823-97）が『市民社会論』（1851）などで強調したことによって術語として定着した。本編で用いられた教育制度史の文献（原注45, 70）でも前近代の指標としてこれがキーワードとされている。
- p. 117 紡ぎ部屋 (Spinnstube) 村では冬場は共同の屋内の一室に娘たちがあつまって糸紡ぎをおこなった。これには暖房や照明の節約の意味もあった。そこへは若い男もやってきて、男女の団欒の場ともなった。
- p. 117 親方お披露目の招宴 (Meistessen) 職人が試験に合格して親方になるときに関係者に振る舞う宴会。ギルドやツンフトでは規定化されていることがあり、また逆に、過度な負担を強いるものとしてプロイセンの1736年の禁令など抑制の対象ともなった。
- p. 117 国語協会 (Sprachgesellschaft) ドイツ語の国語としての言語美と高尚言語の確立を目指して結成された詩人や有識者の団体。最も早い「結実協会」(Fruchtbringende Gesellschaft) は1617年にヴァイマルにおいてザクセンとテューリンゲンの5人のルター派の王侯によって礎が据えられた。「棕櫚の騎士団」(Palmenorden) とも称され、キリスト教信仰を表わす棕櫚をシンボルとしたように騎士修道会を模していた。中心はアンハルト＝ケーテン伯ルートヴィヒ1世 (Ludwig I., Fürst von Anhalt-Köthen 1579-1650) であった。イタリア・ルネサンスの先例に倣いつつ、文化振興の柱として国語問題に為政者が関心を寄せたもので、各地で結成された宮廷アカデミーのなかでは最大規模となり、宮廷の有識者や多くの文人が加わってメンバーは通算で890人となった。またメンバーの一人であった詩人のフィリップ・フォン・ツェーゼン (Philipp von Zesen 1619-89) によって「ドイツ心情協会」(Deutschgesinnte Genossenschaft) が1643年にハムブルクで結成され、薔薇をシンボルとした。これと同時期の1644年には詩人ハルスデルファー (Georg Philipp Harsdörffer 1607-58) やクライ (Johann Klaj 1616-56) によってニュルンベルクで結成された「ペグニッツ川の花の騎士団」(Pegnische Blumenorden) がバロックの詩人の結集として文藝史的に大きな意味をもつ。17世紀末にはバロックの詩歌刷新の次の課題を担うものとして、演劇改革を含む一般教養的なゴットシェートの「ドイツ語協会」(⇒p. 142) などへ中心は移った。
- p. 117 私宅信心集会 (Konventikel) この語は屢々《秘密集会》と訳されるが、誤解を招きかねない（秘密結社ではない）。特定の（あるいは順番で）私人宅で開かれる信心の集まりで、教会堂の外部での集まりが靈性に近似した性格を帯びた。ピエティズム (⇒p. 113) の信心の集いはその代表的なもので、多くの地域で領主によって領民の宗教心と風紀の面から奨励された。ミサまでは進まない（ミサを行なえば反教会的な逸脱になる）が、参加者は日曜のミサのための晴れ着のこともあった。これが身分と仕来りの確認と再生産でもある型にはまった教会堂の参集に対して解放感を与えた。これ自体はピエティズムに限定されることなく、プロテスタント教会の周辺で絶えず現れた改革運動ではよく見られた。たとえば、少し時期は遅れるが、テオドル・シュトルムの小説『白馬の騎手』(1888) には女中が雇い主には告げずに夕方に晴れ着でそうした集まりに嬉々として出かける様子が描かれている。
- p. 117 フィラデルフィア協会 (philadelphische Gesellschaften 兄弟愛協会) イングランド東部のノーフォークに生まれた神秘思想家ジェイン・リード (Jane Leade 1623-1704) が仲間とともに設立したキリスト教の精神を重んじた信徒団体。リードはすでに少女時代に幻視を体験していたが、27年間の家庭生活の後、夫に先立たれてから神秘体験をもち、それを著述した。1670年に牧師でヤーコプ・ペーメの信奉者ジョン・パデッジ (John Pordage [Johannes Pordaedsche] 1607-81)、プロテスタント教会系の神秘家

ブラムリー (Thomas Bromley 1629-91) と共に《フィラデルフィア・ソサエティ》を設立した。リードの死でしばらく低迷したがアメリカとドイツで信奉者が現れて隆盛に向かった。ドイツでは、神秘思想を信奉したブランデンブルクの下級貴族出身のドド 2 世・ツー・インハウゼン=ウント=クニプハウゼン (Dodo II. Freiherr zu Innhausen und Knyphausen 1641-98) と過激なピエティズムの活動家の女性ペーターゼン (Johanna Eleonora Petersen 1644-1724) がリードを信奉して協会の弘布に挺身した。

- p. 120 **プロイセン一般ラント法** (Allgemeines Landrecht für die preussischen Staaten) プロイセン国王フリードリヒ 2 世の命でローマ法を継承した法の適用ではなく、新たに理性と国土 (ラント) の事情に適合し補充的効力をもつ一般法典をめざして 1780 年に編纂事業が開始された。推進力となったのは、カルマー (Johann Heinrich Casimir Carmer 1720-1801) やスヴァレツ (Carl Gottlieb Svarez 1746-98) などの啓蒙主義の司法官僚であった。フランス民法典 (ナポレオン法典) やオーストリア一般民法典と並ぶ大法典であった。
- p. 122 **修道団** (Orden) 本来、修道会形式の騎士団を指すが、拡大して、何らかの目標を立てて邁進する集団、たとえば文人の集まりにも用いられることがあった。
- p. 122 **ベルリンの水曜協会** (Berliner Mittwochsgesellschaft) 1783 年に後期啓蒙主義の理念によってベルリンで結成された「啓蒙主義の友の協会」(Gesellschaft der Freunde der Aufklärung) の通称。組合の歴史では初期の里程碑とされる。メンバーは次の人々であった。当時のポピュラーな哲学者で協会の世話人であったビースター (Johann Erich Biester 1749-1816)、プロテスタント神学者テラー (Wilhelm Abraham Teller 1734-1804)、プロイセン王国の大蔵大臣をつとめた経済学者シュトルエンゼー (Carl August Struensee 1735-1804)、法学者ヴレマー (Johann Heinrich Wloemer 1726-97)、詩人で官僚のゲッキング (Leopold Friedrich Günther Goecking 1748-1828)、プロイセンの外交官で歴史家のドーム (Christian Konrad Wilhelm Dohm 1751-1820)、哲学者エンゲル (Johann Jakob Engel 1741-1802)、宮廷顧問官ベネケ (Friedrich Wilhelm von Benecke 1752-1793)、神学者で教育家のゲディケ (Friedrich Gedike 1754-1803)、哲学者イールヴィング (Karl Franz von Irwing 1728-1801)、法学者クライン (Ernst Ferdinand Klein 1744-1810)、文筆家で短期ながらプロイセン皇太子の教師をつとめたロイヒゼンリング (Franz Michael Leuchsenring 1746-1827)、医師で文筆家のモーゼン (Johann Carl Wilhelm Moehsen 1722-95)、医学者で哲学者のゼレ (Christian Gottlieb Selle 1748-1800)、プロテスタント神学者で讃美歌詩人でもあったシュバルディング (Johann Joachim Spalding 1714-1804)、ベルリンの牧師ツェルナー (Johann Friedrich Zöllner 1753-1804)、法曹家スヴァレツ (Carl Gottlieb Svarez 1746-98)、文筆家で出版人のニコライ (Christoph Friedrich Nicolai 1733-1811)、そして名誉会員として哲学者のメンデルスゾーン (Moses Mendelssohn 1729-86)。1749 年以来存続した最古の組合「月曜クラブ」(Montagsklub) から分立する形で結成された。プロイセン国王フリードリヒ 2 世 (Friedrich II. 1712-86: 1740 年以来ブランデンブルク選帝侯 1772 年以来プロイセン王) 治下で検討されていた王国版図への一般ラント法 (⇒p. 120) について意見がもとめられたことが設立モチーフのひとつであった。そのため一般に開放された月曜クラブに較べて初期には秘密の諮問機関の性格をもつ一方、議論の媒体としてビースターとゲディケを編集者とする機関誌『ベルリン月報』(Berliner Monatsschrift. 1783-96) が刊行された。同誌に共感した一人はカントで、多数の論説を寄稿した。フランス革命後の社会情勢の不安定を憂慮したフリード・ヴィルヘルム 3 世 (Friedrich Wilhelm III. 1770-1840: 1797 年以来プロイセン国王) の意向を受けて 1798 年に解散した。後にこれに倣って様々な「水曜協会」が結成された。
- p. 122 **美德同盟** (Tugendbund) 第四次対仏大同盟がナポレオン率いる仏軍に敗れたイェナとアウエルシュタットの戦い (1806 年 10 月 14 日) とロシア軍がナポレオン軍に打倒されたフリードリヒの戦い (1807 年 6 月 14 日) で敗北を受け入れたプロイセンにおいて、士気高揚と互助と愛国心の喚起のために東プロイセンのケーニヒスベルクで結成された「公共道徳実践のための協会」(Gesellschaft zur Uebung oeffentlicher Tugenden) の通称で、1808 年 6 月 30 日に国王フリードリヒ・ヴィルヘルム 3 世の認可を得た。メンバーはプロイセンの貴族や政府の高官であった。プロイセンの制度改革と後の義勇軍召集の活動母体の一つとなった。中心は地主貴族で後に義勇軍を率いて戦死するバルデレーベン (Karl Alexander von Bardeleben 1770-1813)、作家バスコ (Ludwig von Bacsko 1756-1823)、哲学者クルーク (Wilhelm Traugott Krug 1770-1842) などであった。専門的な軍人であったグナイゼナウや、政治家のシュタインは、そのサークル的な集まりには批判的であった。プロイセン王国でもケーニヒスベルクや

シレジアやポメルンでは賛同を得たが、ベルリンやマルク・ブランデンブルクは冷淡であった。1809年ナポレオンの圧力で国王から解散が命じられた。

- p. 124 **ヴィルヘルム・レスラー** (Wilhelm Roeßler 1910–2002) 教育学者・社会学者。大学教員ながら詳細不明。
- p. 124 **カール・アウグスト・ヴァルンハーゲン・フォン・エンゼ** (Karl August Varnhagen von Ense 1785–1858) デュッセルドルフに生まれ、ベルリンに没した外交官・同時代の記録者。
- p. 125 **カジノ倶楽部** (Kasinoverein カジノ組合) イタリア語カジノ (casinó) すなわち《遊技場》を冠した集まりで、大革命以後のフランスで発達した。ビリヤード、トランプ台などが備えられた社交場であるが、端的に賭博場を指すのではない。当初から近年に至るまで地域の有力者や名士が中心になってきた。上級公務員・将校・地主・工場主・医師・店舗経営者などであるが、20世紀に入った頃から名士の集まりがもつ社会的意義が低下して、現在では衰退気味である。それには、1917年にアメリカで提唱された《ライオンズクラブ》が現代社会の実力者である企業経営者が中心であり、時代に合ったものとして、既に性格があいまいになっていたカジノ倶楽部にとって代わった面がある。
- p. 125 **体操者** (Turner) フリードリヒ・ヤーン (⇒p. 143) の思想に沿った体操運動の活動家を指す。《体操の父》(Turnvater) とも称されるヤーン (1778–1852) は体操教育と愛国心の結合を説き、実践した。1811年に終生の同志ブラスマン等とともにベルリン郊外のハーゼンハイデに最初の体育場を設けた。しかしナポレオン支配を脱した後の反動化の中で、当時ヨーロッパの国際関係のリーダーであったオーストリア帝国宰相メッテルニヒの警戒を誘い、ヤーン自身も逮捕され、体操運動は公的には禁じられた(1820年初頭)。しかし情勢の変化と共に少しずつ広まり見せ、1848年以後はみとめられてドイツ語圏全域で普及を見た。体操組合は、ドイツの市民社会の自由な結社では歌唱と並ぶ大きな柱であり、それは今日にも及んでいる。なお19世紀末に近づく頃イギリスから《スポーツ》が入り、体操かスポーツか、という一種の対立と調整が長期間続いた。たとえば第1回オリンピック大会(1896年)に出場したドイツ人は体操者たちであったが、帰国後、体操の趣旨に反するとして多くが組合から除名された。スポーツの概念の下、特定の身体機能に絞った鍛錬と競技における個人を単位にした順位争いが体操の精神にそぐわないとされたからである。しかし今日につながるスポーツの考え方が優勢となり、伝統的な体操組合では特定の身体技能の鍛錬が十分に得られないなどの不満も起き、スポーツ型への傾斜をもとめて20世紀に入った頃には組合の分裂と再編が相次いだ。その後、ナチスによる体操組合の翼賛の時期を経て、第二次世界大戦はスポーツの概念との融合によって体育活動の社会的な土台となった。なお体操(Turn, turnen)はヤーンの頃には広く体育・スポーツを指したが、今日では体操運動が鉄棒・平行棒などの普及に寄与したこともあって器械体操の意味でもちいられることが多い。
- p. 126 **プロッヒンゲン** (Plochingen) シュトゥットガルトとチュービンゲンの間にあるエスリンゲン郡の小都市、現在の住民数は約14,000人。
- p. 126 **エッケルンフェルデ** (Eckernförde) デンマークに近いシュレースヴィヒ地方の都市、現在の住民数は約21,000人。
- p. 126 **オットー・エルベン** (Otto Elben 1823–1899) シュトゥットガルトに生まれ没したジャーナリスト・政治家・歌唱組合の推進者。チュービンゲン大学で法学を学んで弁護士となり、また青年期からイギリスや地中海諸国の旅行をして見聞を広めていた。父親の後を継いで書肆「シュヴァーベン・マーキュリー」社(Schwäbischer Merkur)を経営した。1866年にヴュルテムベルクでの「ドイツ党」(Deutsche Parte)の創設者の一人となり、同公国の北ドイツ同盟への加盟を推進した。1868年にヴュルテムベルク王国議会の議員となり、また1871–77年にはドイツ帝国議会の議員となった。ヴュルテムベルク王国の鉄道網の実現に情熱を傾け、後にはドイツ帝国鉄道局の創設にも指導的な役割を果たした。並行して出身地域の歌唱組合の普及に尽力した。1849年11月25日にヴュルテムベルク地方の歌唱組合27団体による歌唱祭典が開催されたのを機に組織の統合が図られ、翌1850年に「シュヴァーベン歌唱同盟」(Schwäbischer Sängerbunde)が発足するにあたり、エルベンは創設者の一人であった。同盟はドイツ全土でも有数の規模であり、また今日までつづくドイツ全国の歌唱組合「ドイツ歌唱同盟」を実現にあたっての主要な構成組織であった。また1855年に刊行された男声歌唱組合の発展史(末尾の参考文献)は、組合運動の実録としては先駆的な成果であり、同時に当時の思想を映していることでも注目される。

- p. 127 V. A. フーバー (Victor Aimé Huber 1800–69) シュトゥットガルトに生まれ、ヴェルニゲローデ (Wernigerode 保養地) に没した 社会改良家・政治思想家。フランツ・ヘルマン・シュルツェ＝デーリチュ (Franz Hermann Schulze-Delitzsch 1808–83) 等と共に信用協同組合 (Genossenschaft) の定礎者の一人。はじめ医学を学び1820年にヴェルツブルク大学で学位を得たが、目指した臨床医の試験に合格せず、むしろ外国旅行の紀行文が出版された。1832年にロストックで語学の教授、1843年にマールブルク大学で文藝史の教授となった。かたわら新聞の編集にたずさわり、保守的な論客であった。並行して協同組合をドイツ語圏に根付かせるオピニオンリーダーとなった。信教では誕生時にカトリック信徒として洗礼を受けていたが、長じてツヴィングリに遡及する改革派教会に傾斜し、やがてルターの教説を奉じて回心した。ハムブルクのヴィッヒェルン (⇒p. 113) の友人でその運動の支持者であった。
- p. 127 シュタール (Friedrich Julius Stahl 1802–61) ヴェルツブルク近郊 (現在は市域) ハイデンスフェルト (Heidingsfeld / Würzburg) に生まれ、低地フランケン地方バート・ブリュッケナウ (Bad Brückenau) に没した法哲学者・政治家・ユダヤ人。ヴェルツブルク、ミュンヘン、ハイデルベルクの諸大学で主に哲学と法学を学び、1826年にヘーゲルの法哲学の研究によってヴェルツブルク大学で学位、翌1827年に古代ローマの訴権の研究によってミュンヘン大学で教授資格を得た。学生時代にはブルシェンシャフトのリーダーであった。またプロテスタント教会に帰依し、その影響でユダヤ教徒の両親や姉妹もキリスト教に改宗した。ヴェルツブルク大学、マールブルク大学の教授を経て1834年にエアランゲン大学の法学教授となり、また大学の代表としてバイエルン王国議会で議席を得て、プロテスタントの立場で活動した。その保守的な姿勢を歓迎したプロイセン国王フリードリヒ・ヴィルヘルム4世の期待を得て1840年にベルリン大学の法哲学・国家法・教会法の教授となり、合理主義ヘーゲル派 (青年ヘーゲル派の初期形態) への対抗者として活動した。トライチュケなどに嫌われたが、保守的なグループを率いて学部長・学長をつとめた。1848年の三月革命後のフランクフルト国民議会による中央政府を認めない立場をとり、また大学内での批判を機に大学を去って1848年に保守系の新聞を編集するなどし、1854年にプロセン貴族員の終身議員となった。また教会をも活動の拠りどころとし、新ルター派の立場で1852年からプロイセン王国のプロテスタント教会参事会のメンバーであった。一貫して保守派の論客で、また神聖ローマ帝国を範例にしていた小ドイツ主義には反対した。またプロイセンの立憲君主制については、英仏型とロシア型の中間を説いた。
- p. 127 バーダー (Benedict Franz Xaver Baader 1765–1841) ミュンヘンに生まれ没した自然科学者。カトリック神学理論家。はじめ父親や兄と同じく医師を目指したが、鉱物学に転じて学位を得た。鉱山技師として勤務し、その後バイエルン王国の鉱山関係の顧問官となった。1792年に成型炸薬効果を世界で初めて論じた。その年にシェリングの理論に接して独自の国家・社会理論の端緒を得た。また板ガラスの製造に因んで炭酸カリウムの代わりに硫酸ナトリウムをもちいるガラス溶解方法を開発した。ナポレオン後のヨーロッパの復興はキリスト教を柱とすべきことを説き、またプロレタリアートの擡頭とその境遇を憂慮して、プロレタリアートのオーガニゼーションを促すなど社会改良家の一人になった。
- p. 127 ブース (Franz Joseph Buß 1803–78) バーデン地方のハーマスバッハ川辺ツェル (Zell am Harmersbach) に生まれ、フライブルク (i. Br.) に没した法学者・カトリック教会系の政治家。父親は仕立師の親方でツェルの市長であった。フライブルク、ハイデルベルク、ゲッティンゲンの諸大学で法学・哲学・医学を学び、フライブルク大学において1822年に哲学の分野、同じく1828年に法学の分野で学位を得、また1831年にバーゼル大学で医学の分野で学位を得た。学生の時期にフライブルク大学でフルシェンシャフトでも活動した。1833年にフライブルク大学で法学の員外教授、1836年に正教授となり、1844年からは教会法も担当した。バーデン王国の枢密顧問官となり、またカトリック教会系の新聞の編集にたずさわった。カトリック教会系の幾つもの組合の設立にもかわり、特にゲレス協会の設立メンバーの一人であった。政治的には27歳でバーデンの身分制議会であるラント議会に選出され、そこで1838年4月25日に行なった「工場演説」(Fabrikrede) はドイツ語圏の議会における最初の系統だった社会政策への提案として知られる。労働時間の制限や工場勤務者への傷病手当や国家による支援などで、当時は賛同を得られなかった。また1848年3月23日にマインツ大司教座参事会員レンニグ (Adam Franz Lennig 1803–66) が時局へのカトリック教会の対応として始まった「宗教の自由のためのピオ・クラブ」(Piusverein ローマ教皇ピオ6世 [在位1846–78] に因む) への逸早い呼応者かつ最も実行力のあるオピニオンリーダーとなり、同年にマイツで開催された第一回大会で会長に選ばれた。ピ

オ・クラブ運動は、1844年頃にリベラリズムと理性を掲げて始まっていた「ドイツ・カトリック運動」に対抗して伝統との接続を説く正統派の動きで、バーデン地方ではブースの呼びかけによってピオ・クラブは400か所メンバー総数10万人となった。ブースはフランフルト国民議会ではヴェストファーレン地方ニーエンボルク (Nienborg) 選出の代議員となり、保守派48人のフラクション「ミラノ・コーヒーハウス」(Café Milani) に属し、オーストリアを含む大ドイツ主義と連邦制を主張した。1873年にバーデンの議会に復帰し、また1870年に結成された中央党から1874年から77年までタウバービショッフスハイム (Tauberbischofsheim) を選挙区とする国会議員となり、いわゆる文化闘争においてカトリック教会側で活動した。

p. 127 **コルピング** (Adolph Kolping 1813-65) ケルン近郊ケルペン (Kerpen) に生まれ、ケルンに没したカトリック教会の聖職者。賃労働の羊飼いの子として生まれ、靴職人として徒弟と遍歴修行を行なった。24歳でギュムナジウムへ通う機会を得て、1841年に卒業資格を得て、翌年からミュンヘン大学、ボン大学、さらにケルンのカトリック神学院で学んだ。ミュンヘン大学では、後にマインツ司教となり中央党の創設者ともなるケツテラー (Wilhelm Emmanuel Freiherr von Ketteler 1811-77) に就いた。1845年に司祭に叙階され、エルバーフェルトの教区教会堂聖ラウレンティウス (St. Laurentius) の助祭となった。折から同地で発足した徒弟組合に関わり、それが元になって1847年に発足したカトリック徒弟組合 (⇒ p. 112への訳注) では運営責任者 (Präses 座長・会長) となった。翌1848年に「徒弟組合の理念」(*Der Gesellenverein, zur Beherzigung für alle, die es mit dem wahren Volkswohl gut meinen.* 1849) を起草した。翌1849年に刊行されたこの指針がカトリック教会の徒弟組合の綱領となり、以後の20年間に200を超えるカトリック教会系の徒弟組合がコルピングの指針に沿って成立した。これには、ミュンヘン大学時の師であったマインツ司教ケツテラー (Wilhelm Emmanuel Freiherr von Ketteler 1811-77) から1846年に、徒弟組合は「労働者問題の解決に向けた教会の寄与」として推奨されたことが弾みとなった。1849年にケルン大聖堂の次席司祭 (Dimvikar) となり、同年には7人の靴職人の徒弟を集めて徒弟組合を発足させ、時代とも合って、発展して今日にいたる。

p. 127 **ヨハネス・ファラッティ** (Johannes Baptista Fallati 1809-55) ハムブルクに生まれ、蘭ハーグに没したドイツの国民経済学者。チュービンゲン大学で法学を学び、ヴュルテムベルク王国の官庁に勤務したのち、1837年に同大学の私講師、1842年に歴史学と統計学の正教授となった。1848年にはヴュルテムベルクのミュンジンゲン選挙区から王国議会の議員となったが、議会には出なかった。同年イェナ大学の改革の一員となった。1848年にはカトリック教会を基盤としてヴュルテムベルク地方からのフランクフルト国民議会の代議員となったが、議会には出席しないままで終わった。その後の私的な後続議会 (ゴータ議会) に参加し、いわゆるエルフルト・ユニオンの一人になった。政治活動の後、チュービンゲン大学へ教授として戻り、上級図書館員に転じた。旅行中にオランダで没した。統計学や経済政策や大学改革に関する20点近い著作がある。Verein の語を付けたものが3点みられるが、語法的には意味は幅広い。*Die statistischen Vereine der Engländer* (イギリスの統計協会=学会). Tübingen 1840. *Übersichtliche Geschichte der Entstehung des großen deutschen Zollvereins* (ドイツ関税同盟の歴史). 1843. *Das Vereinswesen als Mittel zur Sittigung der Fabrikarbeiter* (工場労働者の道徳性の向上のための組合). 1844.

p. 128 **フリードリヒ・ハルコルト** (Friedrich Wilhelm Harkort 1793-1880) ハーゲン市域ヴェスターバウア (Westerbauer bei Haspe / Hagen NRW) に生まれ、ドルトムント市域ホームブルッフ (Hombroich / Dortmund NRW) に没した実業家・政治家。ルール地方の鉄製品製造会社の家に生まれた。ハーゲンの実業学校を卒業し、対ナポレオン解放戦争への従軍の後、機械製造の世界に入った。兄弟や親族も金属関係の事業家や技師であった。ルール地方が工業地帯へと発展する初期の段階であり、炭鉱採掘用のランプ・蒸気機関・ガス灯などを手がけた。鉄道の時代の到来を見て、1825年に地元の政治誌『ヘルマン』でケルン＝ミンデン間の鉄道建設による地域の発展を説き、1828年にイギリスの技術を導入して鍊鉄製造を進め、ドイツ語圏で最初に鉄道レールを製造した。同時代にクルップ社が独自技術によって (それまでは半円の熔接であった) 鉄道車輪の一体成型に成功したのと並べられる。また1824年にイギリスの技師パーマー (Henry Robinson Palmer 1795-1844) がモノレールを考案するや、1826年に自社で試作するなど先駆的であった。同時にハルコルトは、労働者の労働・生活・社会的地位の向上による文明の進歩を説いた社会改良家であった。1830年にヴェストファーレンの地方議会議員、1848年にプロイセン国民議会議員となりハルコルト・フラクションを率いた。1850年にはフランクフルト国民議会

後の自主議会エルフルト・ユニオンのメンバーであった。1867年からはドイツ帝国議会の前身議会の代議士となった。その社会政策の考え方は1848年の革命の経験によって深められ、労働者の地位と賃金の安定・教養の向上など具体的であり、ドイツ帝国の政策にも反映された。《ルールの父》(Vater des Ruhrgebiets) と称えられる。

- p. 129 『ライン新聞』 (*Rheinische Zeitung für Politik, Handel und Gewerbe* 『ライン政治・商工新聞』) プロイセン治下のケルンで1842年1月1日に発刊され、1843年3月31日に終刊となった。有力紙『ケルン新聞』に対抗して小ブルジョワジーの立場に留意して編集が行われた。当初からモーゼス・ヘスなどヘーゲル左派の論客が編集陣に予定され、さらに若きカール・マルクスが編集長に招かれたが、その立場は伏せおかれた。出版の自由・検閲の廃止を叫ぶ一つの媒体であったが、プロイセン政府の警戒を招いて、終刊を強いられた。
- p. 132 ヴィルヘルム・フォン・フムボルト (Wilhelm von Humboldt 1767-1835) ポツダム (BB) に生まれ、ベルリンのテーゲルに没した言語学者・政治家。ここで言及されるのは『国家活動の限界を決定するための試論』(1851年刊) である。邦訳: 西村稔 (編訳) 『国家活動の限界』京都大学出版会 2019。
- p. 134 活動的生活 (vita activa) …… 観想的生活 (vita contemplativa) 活動と観想 (省察・思念) の、どちらがより重要か、これは古くは古代ギリシアから、また特に中世キリスト教世界でよく話題になった。たとえばベトナムのマリアを描いたフェルメールの油彩画「イエスの接待に立ち働く姉マルタと説教に聞き入る妹マリア」(1654/55) はこれを視覚化したものとされる。
- p. 137 カール・ゴットリーブ・スヴァレッツ (Suarez: Carl Gottlieb Svarez 1746-98) プロイセンの版図に入った直後のシレジア地方シドニッツァ (Świdnica 独名 Schweidnitz) に生まれ、ベルリンに没した法曹家。
- p. 138 民衆教会 (Volkskirche) 教会が国家と結びついて機能していた社会が変わって、信教の自由や教会が担当していた戸籍管理の国家への移管などにより、19世紀が進むにつれ教会のあるべき姿が模索された。そのなかで特にプロテスタント教会ではこの概念の下で、国家や多数者や教義の管理などの従来の骨子が見直されて、すべての民衆 (国民) に向けた姿勢が強調された。
- p. 139 商工会議所 (Handelskammer) 時代を加味すると商業会議所の訳語でもよい。商工会議所はフランスが先行し、ドイツ語圏では1802年12月に規約が作られ翌1803年に発足したマインツの《Chambre de Commerce》が最初で、また商業都市プレーメンも早い例であった。プロイセンでは1830年から国が関与して、既存の組合を結集して結成され、ライン地方から次第に東部へ広がった。商活動への税金の引き上げなどに対して産業界が国と交渉する窓口になることが広がり大きな要因であった。
- p. 139 ライン同盟 (rheinbündische Staaten) ライン同盟 (Rheinbund = Rheinische Bundesstaaten) 1806年7月12日フランス皇帝ナポレオンの圧力により、ドイツ語圏の特にフランスに近い地域の諸領邦によって結成された国家群で、ナポレオンを盟主とし、カール・テオドール・フォン・ダルベルク (Karl Theodor Anton Maria von Dalberg 1744-1817) を首座大司教としたフランス主導の国家聯合であった。ナポレオン以後、ライン地方の一部 (ルール地方など) はプロイセン王国に属し、またその影響下でまとまりを見せた。ここで言われるのは、その時期の動向である。
- p. 141 カール・フォン・イッベル (Carl Friedrich Justus Emil von Ibell 1780-1834) 今日はタウヌスシュタインの一市割となっているヴェーエン (Wehen / Taunusstein HE) に生まれ、同地方のバート・ホムブルク (Bad Homburg vor der Höhe HE) に没した政治家。
- p. 142 エルンスト・モーリッツ・アルント (Ernst Moritz Arndt 1769-1860) リューゲン島のグロース・ショリッツ (Groß Schoritz MI) に生まれ、ボンに没した歴史家・愛国文筆家。リューゲン島の富農の家に生まれ、グライフスヴァルト大学で神学と歴史学を学び、次いでイエナ大学でフィヒテから影響を受けた。1800年にグライフスヴァルト大学で教授を得、また初期の代表作『ボンメルンとリューゲンにおける農奴制の歴史』(*Geschichte der Leibeigenschaft in Pommern und Rügen*, Berlin 1803) を著した。ナポレオンのフランスへの反発と愛国が文筆の基調となった。『時代精神』2巻 (*Geist der Zeit*, 1806/9)、また1809年の愛国詩「祖国ドイツとは何ぞや」(*Was ist das deutsche Vaterland?*) で広く知られた。1818年にボン大学の教授となったが、ナポレオン後の反動下、学生団体ブルシェンシャフトへの影響などで警戒され、カールスバート決議の後、休職を余儀なくされた。1848年のフランクフルト国民議会では代議員となり、憲法草案をまとめ、またプロイセン王フリードリヒ・ヴィルヘルム4世に皇帝位を促す

代表団の一員となった。生涯にわたって旺盛な文筆家であった。

- p. 142 **ドイツ語協会** (Deutsche Gesellschaften) 国語協会 (⇒p. 117) の18世紀的な形態で、先行組織に当たる1697年設立の「ゲールリッツ詩人学院」(Vertrautes Görlitzisches Collegium Poeticum)、1717年設立の「ドイツ語のための国語協会」(Teuschübende Poetische Gesellschaft) を享けて、1727年にライプツィヒで結成されたドイツ語の美化・刷新を目的とする団体。特に1724年以来ゴットシェート (Johann Christoph Gottsched 1700-66) が指導者となってこの形態に至った。定款には《言葉を美しくすることにとどまらず、シレジア方言・マイセン方言・フランケン方言……ではなく、高尚語 (=標準語) を誰もが常に解することを旨す》とあり、領邦分裂のなかで一般的なドイツ語の形態を追求した。
- p. 142 **体操立国** (Turnstaat) ……**大学生立国** (Studentenstaat) 当時の合言葉、原語を挙げる。
- p. 142 **カールスバート決議** (Karlsbader Beschlüsse) ナポレオンを追放した後、オーストリア宰相メッテルニが主導した神聖同盟期の反動的な政策。プルシェンシャフトの過激な活動家ザント (Karl Ludwig Sand 1795-1820) が保守的な劇作家コツェブー (August von Kotzebue 1761-1819) を刺殺した1819年3月22日の事件を機に、背後の思想を抑え込むためにメッテルニはドイツ同盟を構成する10か国の代表を同年8月6-31日にペーメンのカルロヴィッツに招集し、その合議としてカールスバート決議を発した。特に次の3項目の政策がドイツ語圏に実行されることになった。1. 大学の監督：学生による秘密結社の禁止と大学側の厳重な監督の義務化、2. 出版規制：一定以下のページ数の全書物への検閲の義務化、3. 危険思想・活動の予防：マインツに革命的陰謀を捜査、監視する特別委員会を設置。改革派の学者や政治家も嫌疑の対象となりプロイセンでは元首相シュタイン (Heinrich Friedrich Karl vom Stein 1750-1822) や軍人のナイトハルト伯グナイゼナウ (August Graf Neidhardt von Gneisenau 1760-1831) が失脚や左遷となった。また背後の思想との関係で体操運動家ヤーン (⇒p. 143) が逮捕され、1820年初頭には《体操禁止》(Turnsperre) に至った。決議は法的には三月革命後の連邦議会において1848年4月22日に廃止されたが、1840年代には多かれ少なかれ緩んだ。
- p. 143 **フリードリヒ・ルートヴィヒ・ヤーン** (Friedrich Ludwig Jahn 1778-1852) ブランデンブルク北西端プリーグニッツ地方ランツ (Lanz / Prignitz BB) に生まれ、ウンシュトルート近郊 (今日は市域) フライブルク (Freyburg / Unstrut ST) に没した体操家。愛国主義と結合した体操教育の定礎者。1811年に終生の同志ブラウスマン等とともにベルリン郊外のハーゼンハイデに最初の体育場を設けた。1812年に運動は軌道に乗り、その体育施設に登録ないしは関係もつ人々は500人に達した。ヤーンの体操教練では、当初は水泳とフェンシング、次いで馬術、さらに鉄棒と平行棒が組み合わせられ、またそのために『体操教本』が編まれた。体操運動は、ヤーンの愛国の書『ドイツ民族体』(Deutsches Volkstum. 1810) が広く熱狂的に受け入れられたこととも重なってドイツ学生同盟 (プルシェンシャフト) に多大の影響をあたえ、またその説くところの体操施設が各地に作られた。対ナポレオン戦争期にはヤーンはプロイセン首相ハルデンベルクに遇され、義勇軍の結集なども負託された。しかし時代が変わると共に、1819年3月のコツェブー事件を口実にした反動的なカールスバート決議 (⇒p. 142) の政策の一環として《体操禁止》を招き、ヤーン自身も逮捕・取監された。法廷での審理にあたった裁判官の一人はroman派の作家 E. T. A. ホフマンで、若者の過激化にはヤーンの積極的な関与はみとめられないとの判断を示した。パリの二月革命の後メッテルニヒ体制が揺らぎはじめると共に、1840年に恩赦によって釈放されたが、体操運動との連絡などの公的活動を禁じられ、フライブルク (ウンシュトルート) に隠棲した。1848年から体操運動は公認された状態になり、ヤーンは《体操の父》として今日まで敬愛されることになった。なお『体操教本』以上に一般的な影響があったのはヤーンの『ドイツ民族体』(1810) で、そのタイトルともなった造語 Volkstum は19世紀半ば以後定着に向かい、20世紀前半にはさまざまな立場の論客が用いた。一部ではイデオロギーのキーワードとなり、特にナチスによる濫用のゆえに第二次世界大戦はナチズム用語として次第に使われなくなった。しかし同じくヤーンが造語したその形容詞形 volkstümlich (土俗的・民衆的) はイデオロギー的とは見られず、今も普通に使われている。ヤーン思想については、メッテルニヒ反動期のデモクラシーと国家統一をもとめる民衆を含めた運動の一つの支柱となったリベラリズムに注目するか、民族主義的傾向をとがめるかで分かれる。同時代人でもハイネは後者であり、ヤーコブ・グリムは同じく祖国愛を説きながら批判的であった。今日でも見方は分かれるが、たとえば第二次世界大戦のドイツ民俗学を代表するヘルマン・パウジンガーは体操運動がリベラリズムと良識的な批判精神を基本にしていた点でヤーンをポジティブに評価している。

p. 144 **ヨーハン・ヤコービ** (Johann Jacoby 1805-77) 東プロイセンのケーニヒスベルクに生まれ没した医師・急進的民主主義者・ユダヤ人。ケーニヒスベルク大学で医学を学び1829年からケーニヒスベルクのユダヤ人病院の臨床医となった。学生時代から政治活動にたずさわって、ケーニヒスベルク大学を拠点とする学生団体から独自の分派 (Corpslandsmannschaft Littuania) を設立した。ユダヤ人に完全かつ平等な市民権をもとめる運動の闘士として活動した。1939年には、リベラリストの団体から独自の「木曜協会」(Donnerstags-Gesellschaft) を設立し、1841年には東プロイセンへの憲法の導入をめぐる匿名ながら構想をまとめて印刷刊行して知られるようになった。1848年の三月革命の後の国民議会予備議会 (Vorparlament) では574人の代議員では唯一のユダヤ人であった。フランクフルト国民議会に代議員には選ばれなかったが、並行して招集されたプロイセン国民議会の代議員となった。蜂起した民衆をプロイセン王国軍が鎮圧し多数の犠牲者が出たことに対して1848年末に国王に抗議する議員団の一人となり、ポツダムの王宮でプロイセン王フリードリヒ=ヴィルヘルム4世に《真実に耳を傾けようとならないのは国王たちの不幸である》と(謁見の慣例を無視して)直言した。フランクフルト国民議会末期の1849年にプロイセン卒の民主主義者タイヒェルト (Daniel Friedrich Gottlob Teichert 1796-1953 諸領邦を超えた国民軍 Volkswehr の提唱者) が軍務に退いた後任として代議員となった。革命終息後の反動期には医業にもどったが、国王の代替わりの1858年からドイツ進歩党に属してドイツ同盟議会の代議員となった。普仏戦争後のプロイセンによるアルザス=ロレーヌ併合には反対し、以後もビスマルクの政治路線への批判者であった。またカール・マルクスの学問業績を高く評価したが、急進的な革命の主張には同調しなかった。紆余曲折の後、1974年に社会民主党からドイツ帝国議会の代議員に当選したが、議席を拒否して党内から批判を受けた。生涯を通して急進的なデモクラートで、ヨーロッパ国家聯合の提唱者でもあった。

p. 144 **ローベルト・ブルーム** (Robert Blum 1807-48) ケルンに生まれ、ウィーン市域ブリギッテナウ (Brigittenau / Wien) に刑死した政治活動家・演劇人。ケルンの下層の出身で、独学で教養を身に付け、またデモクラシー活動家となった。1830年代には演劇関係に暮らしをもとめ、裏方や会計にたずさわって、ケルンの劇場が休止した後は主にライプツィヒで活動した。数篇の台本も手掛け、一作は上演された。その間、複雑な男女関係を繰り返した。さまざまな政治結社や政治集会に顔を出して自説を説き、特に乾杯の辞の上手さで人気を博した。また1844年を節目として始まったデモクラシーと理性主義を掲げる原理主義的な啓蒙主義の流れを汲むドイツ・カトリック運動 (deutschkatholische Bewegung) の指導的な一人となった (カトリック教会から第二のルター出現の必要性を説き、ローマ教皇の権威や聖者崇敬に批判的であった)。1848年の三月革命ではライプツィヒで市役所のバルコニーに立って宣言をおこなった。フランクフルト国民議会の代議員にライプツィヒとその近郊の区域から代議員に選出され、会議では急進的なデモクラシー側に立った。しかし《ヘッカーの後進》の報に接し、その行動を逸脱とみなした。1848年秋には会議が進行中であったが、ウィーンが革命的な情勢であることを10月12日に知るやウィーンへ急行し、10月23日は帝国議会の一室で革命の意義を説いた。数日後からウィーンでは民衆が武装して革命の状況となり、これに対して皇帝の軍隊が鎮圧の機をうかがう情勢となった。幾つかの戦闘の後、ブルームは11月4日に同志と共に皇帝軍によって逮捕され、臨時法廷で死刑とされた。その報を受けたフランクフルト国民議会では代議員の安全保証をもとめたが、奏功せず、また混乱で斬首の人員が確保できないため、11月9日の処刑は銃殺となった。ブルーム処刑の報を受けた国民議会は抗議と追悼を行ない、また各地で英雄視する動きが起き、特に労働者の運動に影響があったとされている。ブルームは思想家や理論家ではなかったが、時代の空気に合った言動をとる才能があり、体制に批判的な民衆の気分を代表した行動家であった。死後まもなく肖像や処刑の光景のイラストが広く出回った。

p. 144 **文人カジノ** (Lieteratenkasino) 参照⇒ p. 125 **カジノ倶楽部**

p. 144 **ヴィンツェンツ組合** (katholisch-karitativer Vincenz-Verein) 聖者ヴァンサン・ド・ポール (1581-1660) の事績を偲んで結成されたカトリック教会系の慈善事業団体のドイツでの名称。ヴァンサン・ド・ポール (Vincent de Paul 1581-1660) ないしはビンセンシオ [ビンツェンティウス]・ア・パウロ (Vincentius a Paulo) は、仏ガスコーニュ地方ランド県プウィ村 (pouy / Landes) の農家に生まれ、同地方のダクスで人文学を、トゥールーズで神学を学んで1660年に司祭となった。マルセイユで所用の途次にトルコ人海賊の捕虜となり、そこでイスラームに改宗していたフランス人を再改宗させるなどの

後、パリで教区司祭となった。有力家門の聴罪司祭や、ガレー船の奴隷への宣教なども行ない、やがて貧民救済と宣教に挺身するようになった。国王ルイ13世に招かれたが宮廷にはとどまらず、陋巷での活動に専念した。1625年にラザリスト会とも呼ばれる宣教司祭の修道会を設立し、また1633年に修道女ルイズ・ド・マリヤック (Louise de Marillac 1591-1660) と共に今日的女子修道会「聖ビンセンシオ・ア・パウロの愛徳姉妹会」を創設した。没後からほぼ半世紀を経た1705年に列聖審査の要請が出され、1729年に列福、1837年に列聖された。1833年に当時パリ大学の法学部の学生であったフレデリック・オザナム (Antoine Frédéric Ozanam 1813-53) によって聖者ヴァンサン・ド・ポール・ソサエティ (Société de Saint-Vincent-de-Paul) が設立された。その運動は共感を呼び、1845年にはドイツのミュンヘンでも組合がつくられた。今日では俗人による慈善事業団体として世界中に約6万人の会員がいる。また会の設立者のオザナムは後にパリ大学の文学の教授 (ダンテの研究者) となり、後、1997年にローマ教皇ヨハネ・パウロ2世によって列福された。

p. 144 **ハムバッハ集会 (Hambacher Fest)** ハームバッハ祭とも。1832年5月27日から30日まで、プファルツのハールト川辺ノイシュタット近郊のハームバッハの丘に残る古城跡で、大勢の人々が集まり、圧政への批判・自由・祖国の統一を目指した集会。フランスの七月革命の余波でもあるが、また地元の素地としては、プファルツがバイエルン国王の家門に支配されていたことへの反撥があり、同王国が発した出版への介入に抗議する出版関係者の組織的な動きが引き金になって運動に発展した。運動の核になったのは出版人の集まり「ドイツ出版・祖国組合」(Deutscher Preß- und Vaterlandsverein) で、バイエルン王国による規制強化に反対して出版人ジーベンプファイファー (Philipp Jakob Siebenpfeiffer 1789-1845) とヴィールト (Johann Georg August Wirth 1798-1848) によって1832年2月に結成され、会長には弁護士シュラー (Friedrich Schüler 1791-1873) が就いた。このクラブがハムバッハの丘で《民衆祭》(Volksfest) を呼びかけ、それに多くの人々が呼応した。集会には三万人があつまり、なかには祖国を失った多数のポーランド人など外国人も見られた。参加者が求めたのは《自由 (Freiheit: 集会の自由、出版の自由、思想の自由)、国家統一、諸国民の平等にもとづいたヨーロッパの新しい秩序、民衆主権、宗教の寛容 (信教の自由)》であった。またこのときはじめて (後にドイツの国旗となる) 黒・赤・ゴールド (schwarz-rot-gold) の旗が振られ、それは《自由、市民の権利、ドイツの統一》を意味するとされた。集会は盛況に終わったが、官憲によって関係者の追及がなされた。リーダー13人が裁判に付されたが、やがて釈放された。以後しばらく当時のドイツ語圏の聯合である「ドイツ同盟」(Deutscher Bund) による取り締まりが強化された。歴史的には、この集会は、後の三月革命につながる節目となった。

p. 146 **アウグスト・シュレーツァー (August Ludwig von Schlözer 1735-1809)** 南西ドイツのホーエンローエ=キルヒベルク伯領ガックシュタット (Gaggstatt /Grafschaft Hohenlohe-Kirchberg 今日 Kirchberg an der Jagst BW) に生まれ、ゲッティンゲンに没した歴史学者。ヴィッテンベルク大学で神学を学び、次いでゲッティンゲン大学へ移り、歴史学者で社会学の先駆者ミヒャエリス (Johann David Michaelis 1717-91) や文献学者ゲスナー (Johann Matthias Gesner 1691-1761) や教会史家モースハイム (Johann Lorenz Mosheim 1693-1755) に就き、1754年にゲッティンゲン大学で神学の学位を得た。しばらくロシアで歴史学の教授の後、1770年にゲッティンゲン大学哲学部の教授となり、普遍史・ロシア史・政治学・統計学などの講義を担当した。特に普遍史の先駆者ガッター (Johann Christoph Gatterer 1727-99) を超える人気を得たとされる。よく知られる『世界史』2巻 (*Welt Geschichte: nach ihren Haupttheilen im Auszug und Zusammenhange*. Göttingen 1785-1789) では歴史を6区分し、特に歴史時代について古代・中世・近代の3区分を (提唱者ではなかったが) 定着させた。

p. 146 **カール・フォン・ロテック (Karl Wenzeslaus Rodeckher von Rotteck 1775-1840)** ハプスブルク家領に属したフライブルク (i. Br) に生まれ没した法学者・リベラリズムの政治家。フライブルク大学で法学を学び、またその時期に教授で一時期学長であったヤコビ (Johann Georg Jacobi 1740-1814) の講義を受けた。1797年に法学部を卒業して学位を得、翌年、一般世界史の教授となった。ナポレオン支配の混迷期を経験し、その間、1807年にフライブルクで最初の教養組合となる「読書協会」(Lesegesellschaft 後にフライブルク・ミュージアム協会 Freiburger Museums-gesellschaft として今日に至る) の創設者の一人となった。1815年のウィーン会議によってフライブルクは、オーストリアへの復帰を夢見たロテックの意に反してバーデン大公国に帰属した。反面では、メッテルニヒの反動に制約さ

れずにリベラリズムの観点からの活動の機会を得た。1818年には自然法と国家学の教授となり、同年にはバーデン大公国身分制議会に大学を代表して議員となった。大公国の立憲制に向けて活動したが、リベラリズムを危険視されて再選を見込めず、身分制議会の二期目の1832年の選挙ではリベラリストを望んだケンツィンゲン=エンディンゲン区 (Kenzingen-Endingen) に移った。1831-32年の議会では折からユダヤ人のキリスト教社会への解放の度合いが論議となり、完全解放を主張する法学者ヴェルカーに対して段階的な措置を主張する穏健派の立場に立った。この時期から両者は若干の食い違いを含みつつもリベラリズムの立場からの世論の形成を追求した。1832年の聖霊降臨節のバーデンヴァイラー集会 (Badenweiler Fest) にあたって自由主義からの聯邦制を説いたが、そのリベラリズムがバーデン大公国政府から危険視されて早期の引退とその主宰する新聞『自由人士：フライブルク政治報』(Der Freisinnige: Freiburger politische Blätter) の廃刊を強いられた。誌面4頁の日刊紙であったが、1832年3月1日号から同年7月25日号までの5か月(145号まで)で終わった。1833年のフライブルクの市長選挙に出馬して多数票を得たが、カールスルーエの大公国政府が操作した風評によって就任を阻止されて公的活動を退き、以後は著述に専念した。1836年にはヴェルカーと共に新たに「読書協会ハーモニー」(Lesegesellschaft Harmonie) を設立した。

- p. 147 **ローベルト・フォン・モール** (Robert von Mohl 1799-1875) シュトゥットガルトに生まれ、ベルリンに没した法学者・政治家。ハイデルベルク、ゲッティンゲン、チュービンゲンの諸大学で法学と政治学を学んだ。その間、ハイデルベルクとチュービンゲンではブルシェンシャフトに入って活動した。1824年にチュービンゲン大学の法学の員外教授、1827年に正教授となり1846年までそのポストであった。1848年のフランフルト国民議会では代議員となり、憲法草案委員会、臨時政府の法務大臣を務めた。1857年からはバーデン大公国上院議員、1867-72年は同議長であった。また成立直後のドイツ帝国ではバーデン2区から帝国議会議員となった。アメリカの事情をも研究して近代的な法治国家を構想した穏健なリベラリストであった。『法治国家の原理に基いた政治学』(Die Polizei-Wissenschaft nach den Grundsätzen des Rechtsstaates. Tübingen 1833)、『国法・国際法・政治』3巻 (Staatsrecht, Völkerrecht und Politik. Tübingen 1860-1869) などの著作の他、『国家学百科事典』(Encyklopädie der Staatswissenschaften. Tübingen 1859) を編み、また『総合国家学誌』(Zeitschrift für die gesamte Staatswissenschaft = ZgS) の編集者の一人であった。明治期の日本では加藤弘之などが関心を寄せた。
- p. 147 **カール・テオドル・ヴェルカー** (Karl Theodor Georg Philipp Welcker 1790-1869) ヘッセン=ダルムシュタット侯国時代のオーム川辺ホムブルク郊外 (今日は市域) オーバー=オフライデン (Ober-Ofleiden / Homburg[Ohm] HE) に生まれ、ハイデルベルク近郊 (今日は市域) ノイキルヒハイム (Neuenheim bei Heidelberg BW) に没した法学者・政治家。牧師の子として生まれ、ギーセン大学とハイデルベルク大学で法学と国家学を学び、1813年に教授資格を得た。1814年にギーセン大学の法学の正教授となると共に、100人の学生と共にナポレオン祖国解放戦争の義勇軍に参加した。帰還後、キール大学 (1814-16)、ハイデルベルク大学 (1816-19)、ボン大学 (1819-22)、フライブルク大学 (i. Br. 1822-32, 40/41) の法学教授を歴任した。カール・フォン・ロテックと共にバーデン地方におけるリベラリズムのオピニオンリーダーであり、政治的な理由から1832年に引退を強いられた。同年にロテックと共にリベラリズムの新聞『自由人士：フライブルク政治報』(⇒ p. 146 ロテック) を編集刊行した。1848年のフランフルト国民議会の代議員となり、しばらく臨時政府の機関に在職し、以後は各国の法律顧問をつとめた。またロテックと共に編んだ『国家学レキシコン』15巻 (Staatslexikon - Encyklopaedie der Staatswissenschaften. 初版 1834-43)、通称『ロテック=ヴェルカー国家学事典』はリベラリズムの論拠として大きな影響力があり、改訂版も2度編まれた。
- p. 148 **グスタフ・シュトルーヴェ** (Gustav Karl Johann Christian von Struve 1805-70) ミュンヘンに世襲貴族の家に生まれウィーンに没した法律家・バーデンの1848年革命のラディカルな指導者。同志と併せて《ヘッカーとシュトルーヴェ》(Hecker und Struve) として2人の名前でも記憶される。シュトルーヴェは、ロシアの駐独機関に属した高級外交官の息子として生まれ、幼年時からシュトゥットガルトで成長し、ゲッティンゲン大学とハイデルベルク大学で法学を学んだ。マンハイムで弁護士となり、次いで高等裁判所の判事となった。学生時代にブルシェンシャフトで活動していたが、1840年代に当時作られた先鋭な学生運動集団で (正教授ではない) 大学教員にも参加者を得た「前進」(Progress) を拠点に活動し、そのリーダーとなった。また法学の解説書の旺盛な執筆者であった。マンハイムにおいて、

因習的な国家機構に強い批判をいいていた地方議会議員で弁舌に優れたヘッカー (Friedrich Karl Franz Hecker 1811-81) と知己になった。ヘッカーはバーデン大公国のエヒタースハイム (Echtersheim 今日 Engelbachtal) に生まれ、亡命先の米イリノイ州で没した革命家で、ハイデルベルクとミュンヘンの大学で法学を学び弁護士となり、マンハイムで活動していた時期と同じく弁護士であったシュトルーヴェと知り合った。シュトルーヴェはすでに1847年9月に、民衆の武装・国民議会の開催・出版の自由を骨子とするパンレットを発表していた。フランスの1848年の二月革命とそれに刺激されたドイツの三月革命は、そうした主張にとって好機のはずであったが、革命を主導した諸々のグループは社会の変革を謳ってはいたが、実際行動となると、目的の達成を徹底して目指すほどの意志をもっていなかった。逆に二人の姿勢は革命勢力からもうとましく受けとめられ、両者ともに代議員には選ばれなかった。ヘッカーとシュトルーヴェはフランクフルトでの三月革命の合法的な運動には飽き足らなかった。先ずヘッカーが1848年4月12日に、後に《ヘッカーの行進》(Heckerzug) と呼ばれるようになる行動を呼びかけ、行進は翌13日にコンスタンツから始まった。市の公会堂において、ドイツ共和国の宣言を行ない、それに賛同する人々が武装して行進をはじめ、当初は30-50人であったが、やがて800人にまで増えた。そしてコンスタンツから西進したが、これに対してドイツ連邦の軍隊が出動し、フライブルクに近いカンデルン (あるいはシャイデック) の戦闘 (Gefecht auf der Sdcheideck / bei Kandern) において武力衝突となって鎮圧された。二番目の運動、いわゆる《シュトルーヴェ一揆》(Struve-Putsch) はその5か月後であった。シュトルーヴェは、9月21日にスイスのバーゼルを50人の同志と共に発ってバーデンの南西端レラッハ (Lörrach) へ向かい、同日の夕刻に市役所のバルコニーから革命を呼びかけた。自発的に集まった4000人がバーデン王国の首都カールスルーエへ向かって行進を始めたが、同月24日にフライブルクに近いライン河畔シュタウフェンでフリードリヒ・ホフマン中将が指揮する大公国軍の攻撃を受けて壊滅した。シュトルーヴェは逮捕され、翌3月に裁判で8年の刑となり、内5年4カ月は独房とされた。ヘッカーとシュトルーヴェの行動は、1848年革命が不調となったことへの不満もあって直後から人々の記憶に残り、二人を英雄ないしは民衆の味方とする見方が一部では広まった。今日でも愛惜される歴史的人物である。

[解説]

本編はドイツの歴史家トーマス・ニッパードアイによるフェルアイン (クラブ・組合) にかんする論考「18世紀末から19世紀前半のドイツにおける社会構造としての組合」の全訳である。近代史家オットー・ダン編集によるクラブ・組合をテーマとする論集『19世紀の歴史学と協会組織』の一篇である。書誌データは以下である。

Thomas Nipperdey, *Verein als soziale Struktur in Deutschland im späten 18. und frühen 19. Jahrhundert*. In: *Geschichtswissenschaft und Vereinswesen im 19. Jahrhundert. Beiträge zur Geschichte historischer Forschung in Deutschland*, von Hartmut Boockmann, Arnold Esch, Hermann Heimpel, Thomas Nipperdey, Heinrich Schmidt (Veröffentlichungen für Max-Planck-Institut für Geschichte, 1). Göttingen Vandenhoeck & Ruprecht 1972, S.1-44.

(略歴)

論者のトーマス・ニッパードアイ (Thomas Nipperdey 1927-92) はケルンに生まれ、ミュンヘンに没したドイツの歴史学者で、近代史を専門とした。第二次世界大戦末期の勤労

動員の後、戦後の1946年に大学へ入った。ケルン、ゲッティンゲン、ケムブリッジの諸大学で哲学と歴史学を学び、1953年にヘーゲルにおける実証主義とキリスト教の研究で学位を得た。ゲッティンゲン大学でマックス・プランク研究所の歴史学部門の助手となり、次いで1918年までのドイツの政党の研究で1961年に教授資格を得た。1967年にベルリン自由大学の教授となり、また学部長をつとめた。1971年にミュンヘン大学の正教授としてドイツ近代史を担当した。1992年に在職のまま逝去した。学生運動が激しくなった時期に、それへの関心から1968年に社会民主党（SPD）に入党したが、70年代後半には直接的な関与をやめ、1985年に退党した。1986年に始まった歴史家論争には部分的な関与にとどまった。大学の講義と著述に専念し、特にベック社から刊行された『ドイツ史1800-1919』3巻（*Deutsche Geschichte 1800-1918*. 1983-92）はドイツ近代史のスタンダード・ワークとして知られる。

なお本邦への紹介ではニッパードの論文集“*Nachdenken über die deutsche Geschichte. Essays*”（München 1986）所収の6篇を収めた次の訳書があり、西洋史家の仲介だけに参考になるところが大きい。参照、トーマス・ニッパード（著）坂井榮八郎（訳）『ドイツ史を考える』山川出版社2008。

（本編について—訳者の関心にちなんで）

本編への注目は、訳者の予て留意する課題が関係している。集団で生きる者としての人間の現在、西洋をも含めたその形を取り出し、場合によっては比較ができないものか——こう言うと、とてつもなく大きなテーマに聞こえるが、絞ってみると、身近な集団を問うという以上ではない。それにあたって西洋社会の実態は（日本に比べて少なくとも入り口は）分かりやすい。安定した中間集団が社会の隅々までゆきわたっており、型も決まっているからである。しかしそれが日本では案外なことに死角に入っている。西洋は自立した個人が集まって透明度の高い大きな社会や公共をつくっているのに対して、日本は論理性の希薄な模糊とした周りの世界つまり世間が大きな意味をもつ、という議論がよくなされる。それが強固な先入観になったのが世間論だが、本来、論議に必要な、対比の相手側にあたる西洋の実態を先ず押さえることが大事だろう。それはその種の集団形成について、西洋ではどういう研究がなされてきたかに注目することでもある。民俗学（ないしは日常研究）の分野の文献はこれまでに幾つか紹介したが、歴史学の分野での早い時期の基本文献の一つが近代史家ニッパードの本編である。

大局的にはドイツ語圏も西洋社会一般と変わらないが、そこでは中間的な集団が幾種類もみとめられる。まずは信仰と地域性が重なるものとして教会を中心にしたゲマインデ（会衆）である。また近所づきあい（近隣関係）や、親族の付き合いや、職場の繋がりな

どもあるが、なかでも大きな比重を占めるのがここでテーマとなっているフェルアインである。訳語として何をあてるかだが、明治時代から行われてきた社団は、その法人化である社団法人はともかく、一般的には法律関係者を除くとあまり使われない。クラブでもよいが、ここではできる限り《組合》で統一した。組合は江戸時代中期から同業者団体の意味で使われてきた経緯があり、大正時代にフェルアインの訳語の一つとなった。訳者がこの訳語を主にもちいるのは、フェルアインが生活協同組合や労働組合とも重なるところがあるからである。もっとも、原語のそれが指し示すものの幅は大きい。(日本自動車工業会にあたる)自動車メーカーの連絡組織のような経済界の根幹的な団体から、町の花屋さんの同業者団体まで、業界団体はほとんどフェルアイン、すなわち社団法人で、それは学会組織でも同様である。さらに多種多様なNGOやNPO、また動物愛護やホビーの集まりもフェルアインである。とりわけスポーツのフェルアインは、学校児童の放課後の活動場所として多くのドイツ人にとって子供の頃から暮らしの一部となっている。

そうしたごくありふれた集団形式であるフェルアイン(クラブ・組合・社団法人)だが、研究が必ずしも順調であったとは言えない。もちろん皆無だったわけではなく、早い時期の代表的な例では、アレクシ・ド・トクヴィルが『アメリカの民主政治』のなかでアソシエーションとして取り上げたのが最初の里程碑となった。その後、ドイツ語圏では法学者のオットー・フォン・ギールケが『ドイツ団体法史』で数節をもうけて論じた。後者は、日本の明治31年施行の民法第34条(結社の規定)及び同32年制定の商法第52条(会社法の最初の条文)の《社団》の条項の背景となった。さらにマックス・ウェーバーが1910年の第1回社会学者大会で「„Soziologie des Vereins“を喫緊の課題として説いた。《政党からボーリング・クラブまで》の多種多様な集団への帰属に注目すべし、と言うのであった。そこでウェーバーは、個々人の自己紹介や他者の紹介のさい、名前と共に団体名を挙げて、どこそこの誰それと称するのが普通となっている帰属意識に注意を喚起した。しかしウェーバー自身は、予て取り組んでいた『世界宗教の経済倫理』諸編の完成に邁進し、その課題は直接的には具体化されずに終わった。

マックス・ウェーバーの呼びかけに(意図がぴったり合うわけではないが)応えるような研究が軌道に乗ったのは第二次世界大戦後のことで、社会学、民俗学、さらに地方政治・地方行政にかかわる政治学などの分野で先駆的な研究があらわれた。最も親しまれているスポーツ関係のフェルアイン(クラブ・組合・社団法人)についてはすでに戦前からまとまった研究成果がみられたが、これまた改めて研究の野に入ってきた。ちなみに、フェルアインという語は耳慣れないとしても、「バイエルン＝ミュンヘン」、「ボルシア＝ドルトムント」、「ハムブルガーSV」といった名称は、それが擁するサッカー・チームとして日本でもよく話題になる。先に触れた学校児童の放課後のスポーツ活動の場はそうした団体の末端にして日常なのである。そしてこれらが厚く網の目をつくっているのが西

洋社会とすることができる。

そこで本編だが、そうしたフェルアイン研究を歴史学の分野で切り開いたのがニッパードイであった。収録された論集が19世紀をフレームとしていたこともあり、19世紀半ばまでの動向であるが、それは論者ニッパードイの専門ともマッチしていた。フェルアインは今日ではありとあらゆる市民活動、つまり地域美化運動やホビーや地域の祭りの実行まで、いたるところで目につくが、それも成立期からの流れの延長線上にある。

注目すべきは、その初期にあたる18世紀末から19世紀半ばまでは、一般教養や何らかの専門知識の向上という看板にもかかわらず、フェルアインが概して政治的な性格をもっていたことである。すなわち国家統一を視野においた近代化への動きへの民衆運動とは、取りも直さずフェルアインの動静であった。特に1848年の三月革命に至る民衆運動の担い手は体操組合や歌唱クラブや教養協会や農業改良組合などであった。そのため、歴史学ではフェルアインの歴史的意義の一つの頂点を1848年と見る考え方がある。そうした歴史学におけるフェルアイン研究の指針となったのが本編で、事実、これが刺激となって、以後、地域研究も含めてフェルアインの歴史の掘り起こしは進んだ。しかもその成果はめざましかった。近・現代の歴史を動かした担い手を、際立った個々人に絞るのではなく、逆に階級のような概念に還元するのでもなく、人々の日常的な集団である多種多様なフェルアインに焦点をあてて考察するという行き方だからである。

これは、日本の近・現代史研究に引き写しても、物の見方の死角を衝くところがあるのではないかと思われる。江戸中・後期からの各種業界の《仲間組合》や、武藝の稽古場や漢学・蘭学の塾と門下生の広がり、さらに一般教養のネットワークでもあった俳諧の人脈などに焦点を当てて近・現代史を見直すことが、それに照応しそうである。さらに《講》集団をも併せた日本の集団形成には、フェルアインとの比較が一定程度成り立つ面があるように思われる。とまれ、そういう刺激にもつながればと願って、ドイツ歴史学におけるフェルアイン研究の指針となった本編の紹介へ進んだ。

なお付言すれば、本編は歴史学がこのテーマに関わる端緒であったこともあり、紙数のわりには多くの情報が盛り込まれている。しかも（あるいはそれだからこそ）歴史の構図を明らかならしめることに意がもちられ、そこから来る果敢な裁断が特徴的である。逆に言うと、話題ごとに歴史的経緯を思い浮かべる必要がある。それには外国の文献でもあるため多少の補助ももとめられよう。それゆえ、本邦では情報が一般的ではないと考えられる度合いに合わせて訳注をほどこした。もとより具体的な事情を突き合わせることで、論者とは違った見解に誘われることもあり得よう。それまた刺激の一つである。

なお訳出にあたっては原著の版元の好意的な配慮を得たことを記すと共に、本誌の編集委員の諸賢に深く感謝する。

S. K. 31. July 2019